

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和8年2月27日（金）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	白石 英行
副委員長	金子 てるよし
理事	宮野 ゆみこ
理事	田中 香澄
理事	名取 顕一
理事	浅田 保雄
理事	海津 敦子
理事	山本 一仁
委員	吉村 美紀

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村 やすとし
副議長	高山 泰三

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
榎戸 研	防災危機管理室長
高橋 征博	区民部長

長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
岡 村 健 介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
野 苅 家 貴 之	情報政策課長
畑 中 貴 史	総務課長
山 田 智	総務部副参事
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長
中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
齊 藤 嘉 之	防災危機管理課長
横 山 勲	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長

阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
市 川 健一郎	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長
高 橋 彬	みどり公園課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	阿 部 隆 也
議事調査担当	玉 村 治 生

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第63号 令和7年度文京区一般会計補正予算
- 2) 議案第71号 文京区役所組織条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第72号 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第73号 文京区公告式条例等の一部を改正する条例
- 5) 議案第74号 文京区行政手続条例の一部を改正する条例
- 6) 議案第75号 文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例
- 7) 議案第76号 文京区職員定数条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第77号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9) 議案第78号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 10) 議案第79号 文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- 11) 議案第80号 文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 12) 議案第92号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約
 - 13) 議案第93号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約
 - 14) 議案第94号 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約
- (2) 理事者報告
- 1) 報告事項2 令和8年度組織改正について
 - 2) 報告事項5 公示送達等の電子化等について
 - 3) 報告事項8 文京区男女平等センターのリニューアルオープンについて
 - 4) 報告事項9 令和8年度職員定数の変更について
 - 5) 報告事項10 旅費制度の改正について

午前 9時59分 開会

○白石委員長 おはようございます。

それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいております。

議案第73号の審査の際に、高橋みどり公園課長に、議案第79号の審査の際に、後藤国保年金課長兼高齢者医療担当課長に御出席いただきます。

成澤区長におかれましては、葬儀に準ずるお別れ会参列のため、午前11時から午後2時まで欠席となります。

○白石委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 また、委員会終了後、令和8年度の視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催いたします。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○白石委員長 本日の委員会運営についてです。

付託議案審査17件。議案第71号「文京区役所組織条例の一部を改正する条例」及び第76号「文京区職員定数条例の一部を改正する条例」は関連するため、一括で審議し、態度表明は議案ごととさせていただきますと思います。

同様に、議案第73号「文京区公告式条例等の一部を改正する条例」、第74号「文京区行政手続条例の一部を改正する条例」、第79号「文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は関連するため、一括して審議し、態度表明は議案ごとに行うこととします。

また、議案第92号から第94号までは、本駒込地域センターの工事に関する内容のため、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うこととします。

その後、付託請願審査3件、理事者報告15件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとにしていききたいと思います。

なお、付託議案審査に関連する項目につきましては、その議案審査の際に理事者報告を受けることといたします。

そして、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、令和8年5月の閉会期間中における継続調査について、閉会と、以上の運びで、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁については簡潔明瞭に行っていただき、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いしたいと思います。

今回は、議案17件、請願3件、報告事項15件、そして一般質問と予定されています。どうぞ皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、議員及び理事者ともに、資料はデータのページ番号を指定することとなっておりますので、右下にPの通し番号がある場合には、そちらを御指定くださるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、付託議案審査17件に入りたいと思います。

議案第71号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例、議案第76号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例。

議案第71号は、報告事項2「令和8年度組織改正について」が、議案第76号については、報告事項9「令和8年度職員定数の変更について」が関連するため、先にその報告を受けてまいりたいと思います。

その後、議案第71号及び第76号の提案説明を受け、一括して質疑を受けることといたします。

それでは、報告事項2「令和8年度組織改正について」の説明をお願いいたします。

川崎企画課長。

○川崎企画課長 おはようございます。

令和8年度の組織改正について、御報告します。

資料第9号、1ページを御覧ください。

初めに、子ども家庭部です。

こどもの権利に関する条例の制定及び若者計画の策定を契機といたしまして、こども、若者施策をより一層推進し、こどもから若者まで切れ目のない支援体制を構築するため、部を再編し、名称を「こども未来部」と変更いたします。

また、現行の子育て支援課及び子ども施策推進担当課長を廃止し、「こども若者政策課」と「こども若者支援課」を設置いたします。

こども若者支援課については、教育推進部の児童青少年課の青少年係の業務を移管いたします。

なお、「こども」の表記については、国がこども基本法の基本理念を踏まえまして、平仮名表記を推進しておりますので、部内の「こども」の表記は平仮名に統一いたします。

これに伴い、こども施設担当課長とこども家庭支援センターも、「こども」の表記を平仮名とするものです。

次に、2ページを御覧ください。

資源環境部です。地球温暖化対策の総合的な取組を一層推進するため、環境政策課の脱炭素担当の課務担当主査を1名増員いたします。

また、文京清掃事務所については、小石川合同庁舎への移転に伴う組織の見直しにより、係長級の播磨坂清掃事業所長のポストを廃止いたします。

続きまして、3ページを御覧ください。

教育推進部です。喫緊の課題である学校施設整備に対応するとともに、ICT環境整備等を適切に実施するため、学務課を廃止、また、人事措置されている教育推進部副参事を解消し、新たに「学校運営課」と「学校施設課」を設置いたします。

学校運営課には、学事係、給食指導担当、給食給付担当、学校保健担当に加え、新たに学校ICT担当を設置し、学校施設課については、学校施設担当を設置いたします。

次に、児童青少年課ですが、青少年係がこども若者支援課へ移管することに伴い、名称を「児童課」に変更いたします。

最後に、真砂中央図書館ですが、図書館サービスの一層の推進を図るため、サービス事業係を廃止し、サービス推進担当の課務担当主査を2名体制で設置いたします。

組織改正についての御報告は以上です。

○白石委員長 続いて、報告事項9「令和8年度職員定数の変更について」の説明をお願いいたします。

中川職員課長。

○中川職員課長 それでは、資料第16号に基づきまして、令和8年度職員定数の変更について、御報告いたします。

まず、表の中央部の増減内訳のうち、左側の増となっている列を御覧ください。

先ほど企画課長から説明のありました組織改正に関わる部分も含めまして、33の項目について、合計で100名の増になります。

続いて、増減内訳のうち、右側の減となっている列を御覧ください。

組織改正に係る部分が主な理由となりますが、5つの項目について、合計で63名の減となります。

職員定数全体といたしましては、2ページ目の表の一番下にございますとおり、令和7年度、2,180名のところ、令和8年度は2,217名となり、合計で37名の増となります。

報告は以上になります。

○白石委員長 続きまして、議案第71号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をお願いいたします。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 ただいま議題となりました議案第71号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の5ページ及び委員会資料第1号を御覧ください。

本案は、こどもの権利に関する条例の制定及び若者計画の策定を契機として、こども、若者施策をより一層推進する体制を構築するため、こども部門の組織の再編を行うことから提案するものでございます。

主な改正点は、第1条で規定する子ども家庭部の名称を、「こども未来部」に改めるとともに、第2条に規定する分掌事務に、「こども及び若者の支援に関すること」を追加するものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 続きまして、議案第76号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第76号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集のデータ19ページを御覧ください。

本案は、ただいま報告いたしました資料第16号のとおり、令和8年度の職員定数を2,217人に改めるものでございます。

施行期日については、令和8年4月1日でございます。

以上、本議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。

こちらの組織条例の一部を改正する条例についての質問については、主にこども未来部の名称変更の意義ということを含めてちょっと確認をしたいということと、細かくは、「こども」の表記というのは、国に基づいて、平仮名表記ということでありまして、その平仮名表記にする意義ということについて、また、家庭という言葉を外して、未来という言葉に置き替えたあたりも、そういった意義について、どのように捉えているかということ、まず大枠、お聞きをしたいということ。

それから、学務課を廃止して、学校運営課と施設課に分けた意義を簡単にお伝えをしていただきました。改めてその役割分担をお聞きしたいということ。

そしてまた、その後に、中川課長に御答弁いただけたらと思うんですけど、採用、登用のことに関しまして、新たに文京区が今、文京区のブースを出して、新しい、また有能な人材を文京区に集めようというような新たな取組をしてくださっているようなお話も聞いておりますので、そういった新しい取組について、そしてまた、男女比のことについても聞いていきたいなというふうに思います。

まず初めに、そういった組織編成の名称変更の意義について、大枠、教えていただきたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今回の組織改正の意義ということで、まず子ども未来部でございますけれども、やはり子どもの権利条例、若者計画の策定を機に、子どもから若者まで切れ目のない支援をしていくというところが、まずは第一の意義ということになってまいります。

平仮名表記というところでございますが、国のほうで、子ども基本法、また子ども家庭庁が設置されたことに伴いまして、国のほうが「子ども」の平仮名表記を推奨しているというところでございます。

そちらの内容ということでございますけれども、子どもというのが、子ども基本法の定義におきまして、心身の発達の過程にある者というところでございまして、年代を問わず、全ての心身発達の過程にある者を支援していくと、そういう考え方というところでございます。こうしたことから、特別な場合を除きまして、平仮名表記の「子ども」を用いるということにされておりますので、区といたしましても、その意義を捉えまして、今回、部の名称につきましても、平仮名表記と。また、部内の表記についても、統一をしたというところでございます。

また、子ども家庭の「家庭」から「未来」に変わったというところでございますけれども、やはり大きな変更といたしまして、若者施策をこれから力を入れて取り組んでいくというところでございます。子どもとその未来に当たる若者期まで見据えまして、しっかり組織的に取組をしていくというところを示すのを明確にしたというところでございます。

また、学務課のところでございます。こちらの意義でございますけれども、既に皆さんも御案内のとおり、学務課の学校施設が、非常に老朽化が進んでいるというところでございます。これまで副参事を設置いたしまして、人員も増強して対応してきたところでございます。

けれども、非常に今後も対応が迫られるというところがございます。

分かりやすく言いますと、名称に表れているのかなと思いますが、学校運営課というのも学校の運営に係るところ、主に学事係と給食、あと大きいところが、ICTでございます。こちら国のほうもGIGA構想というところで、学校独自の環境整備というところを捉えておりまして、今後、そういったところに力を入れていく必要があるというところで、こちら係長を増強したというところがございます。

また、学校施設担当も、今まで副参事というところで、人事措置というところがございますけれども、しっかり組織的に対応していくというところがございます、ラインのいわゆる課ですね、組織的な課にしたというところと、係長も1名増員したというところで、今後、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 採用についての、まず新しい取組についてということでございますが、今年度、特別区人事委員会のほうで、民間企業も含めてということになりますけれども、大きな会場でブースを設けてというようなところで、人事委員会の枠で文京区のほうも参加をさせていただいたところがございます。

昨今、なかなか職員を確保するというところにも力を入れていかなければならないというところでも、民間、同じ公務員を問わず、競争ということになっておりますので、様々なチャンネルを使って採用活動というのは進めていきたいというふうに思っています。

次年度については、これから予算の審議とかもいただきますけれども、そういった部分についても、予算上も少し増額をさせていただいてということで、力を入れていきたいというふうに考えているところがございます。

あと、職員の男女比のところがございますけれども、職員全体で見てというようなところになると、幼稚園とか保育園とかそういったところの職員も含めてということになりますので、6割以上が女性というような構成にはなっているところがございます。

ただ、区としては、現在、特定事業主行動計画にある目標というところで、福祉職を除いた管理職を含む係長級以上の女性の行政系の職員の割合、これの目標設定というのをしているところがございます。こちらが40%という数字を目標にしているところではございます。直近、令和7年度、今年度というところでいいますと、そこがパーセンテージでいうと37.1%ということになって、その目標までまだ届いていないというようなところにはなるんですが、令和3年度にスタートしたときは、ここの割合が29.7%でございましたので、そう

いった意味では、かなり女性の登用、女性の活躍というようなところが進んでいるような状況だというふうに考えてございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。様々、組織改正の意義というものは、よく理解をすることができたんですけど、「こども」の平仮名表記ということに関しては、心身の発達というような御説明をいただきました。一方で、やはり幅広く、小さいお子さんにもそういった施策が届くようにというふうな、そういった広い意味も含まれているのかなというふうに思っておりますので、そういった全ての子どもたちに、また若者に届くような施策をしていただきたいと思えます。

私としては、「若者」という言葉が冠した所管ができて、ずっと要望してきたことでございますので、よかったなということと、あわせて、「未来」という言葉が入ったということも、また非常にこれからの展望が見えるような、そういった新しいフレッシュな文京区の新しい所管ができたということも評価をしていきたいなというふうに思っています。

また、採用のところにしましては、もう一点、つまり、先ほど課長がおっしゃったとおり、民間に勝る文京区の強みというものをアピールしていかなければいけないのかなというふうに思っております、その文京区の強みというものについて、お聞きをしていきたい。

それから、男女比の部分でございますけれども、昨年、係長をたくさんつくっていただいて、これは定数のところにも関わるところだと思うんですけど、100人増やしていただいたところと直結するのかあれなんですけど、どのくらいの新しい管理職が誕生して、また、全体的には、女性の割合、今、37.01%というところで、福祉職を抜かした、今、そういった目標値に対する実態を教えてくださいけれども、これからそれを4割、また、健康を保っていくにはどういうふうに取り組んでいくのかということについては、お聞きをしていきたいというふうに思っています。

先ほどの昇任制度、推薦から指名制度になったということが背景にあるというふうに理解しておりますので、その功罪みたいなことについても教えてくださいたいと思えます。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 まず最初に、文京区の強みというようなところにはなっていますが、やはり文京区が目指している職員像、これは人材確保育成基本方針でも述べているところでございますけれども、課題に気づき、解決に向けて、自ら考え行動できる、改革志向の職員というようなところを掲げているところでございます。当然、そういう形で、入区後も研修を行っ

たりとか、もろもろ対応しているところがございます。

そういったような職員を、目指す職員像ということを明確に採用活動の際も明示をしているところがございますので、一定どういう職員が必要なかというようなところは、その受験生する方たちも一定理解をさせていただいているかなというようなところがあります。

一方で、やはり働き方みたいなものも、今の若い方というのはかなり気にされているところがございます。例えば休暇制度だったり、特に女性職員になりますと、ライフイベントとしての出産等、そういったところも視野に入れてというようなことで、就職先も考えているというようなところもございますので、こちらでPRするときには、区のやっている仕事というのも当然なんですけれども、そういう制度的な、言ってみれば、お休みだとか、あと働き方も、在宅勤務等を含めて、もろもろメニューは用意しているところがございますので、そういったようなところもPRすることによって、全体として、区としての強みというところをお示ししているというようなところがございます。

2番目が男女比の部分ですね、委員おっしゃるとおり、やっぱりこの率が向上しているというようなところで、一定そこについては、係長職が指名制になった、推薦制になったというようなところが、大きい部分はございます。

そこにつきましては、昔でいえば、係長職というと、自分で申込みをして、それで試験を受けてというところから、推薦、指名というような形になってきたというようなところで、やはり職員にとっては、不安というようなところで、職員自身であったり、家庭状況だったりに不安があったりとか、当然、責任が重くなるというようなところについての懸念、そういったようなところから、こういった制度設計についても、全ての職員が賛成というような状況でないのは事実でございます。ただ、区として、やはり安定した組織運営を行っていくというところについては、どうしても必要な措置だということで、こうした制度を導入しているところがございます。

一方で、無理やり感というようなところが前面に出ないようにといたしますか、我々としては、やはり係長だからこうしなきゃいけないとか、これ係長の仕事でしょうとか、そういった仕事に過度な線引きをするようなことは好ましいとは思っておらず、これについては、主任以下の職員も含めてということにはなるんですが、職員全体でそういったマインドを変えていくというような必要があることを、我々職員課のほうからも呼びかけているところがございます。

こういった考え方が職員全体に浸透するにはどうしても時間がかかるというふうには私も

思っているんですけども、今後も粘り強く、こういった協力が、理解だということは求めていきたいというふうには考えているところでございます。

○白石委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。民間より文京区、区役所が勝っている点というか、強みということに関しては、まだ新しく挑戦する人たちは、自分のスキルをどう上げてくれるんだろうかみたいな、そんな大上段に立っている人は多分ほとんどあまりいなくて、やっぱりその休暇制度だったり、ライフイベントだったり、そういった上司はみんな優しいよみたいな、そういった雰囲気だとか、そういったことにすごくやっぱり魅力を感じて、今はもう入っていくのかな、選んでいくのかというふうに思っているんで、そういったことをよくよくニーズを捉えて、ぜひ強みをアピールして、刺さるようなブースにしていきたいなということが1つあるのと。

それから、今の推薦になった功罪というか、いろいろよかった点、まだ課題だという点が、御苦労など、お示しいただいたんですけども、いずれにしても、やっぱり管理職になっても、皆さん上司に支えられるし、失敗もみんなでカバーするし、いろいろそういったことがマイナスではなくて、プラスに働くような、そういった醸成をしていって、これも課長おっしゃったとおり、一長一短で、すぐにできないと、時間がかかることだということは、理解をしておりますので、そういったことを含めて、女性の登用も進めていただきながら、ダイバーシティという名にふさわしい文京区の組織体制を構築していただきたいなというふうに思います。

質問はこれで終わります。

○白石委員長 それでは続きまして、宮野委員。

○宮野委員 組織改正について、私は、こども未来部のところでお伺いしたいというふうに思います。

これまで若者の支援については、若者の皆さんに分かりやすいように専用の窓口を設けたらどうかとか、いろいろなことを要望してまいりましたけれども、このたび、子ども家庭部がこども未来部というふうになって、若者という名前を、組織の名称に掲げて、若者関連の施策を、この子ども期から地続きになるような形で担当していく体制が取れることは、とてもよいことだというふうに思っております。

一方で、これまで教育委員会の児童青少年課が所管してきた青少年の健全育成に関する業務が区長部局に移ることになります。ここで確認しておきたいんですけども、今、各地域

で活動されている青少年健全育成会などの団体と学校との連携体制についてです。これまでは、教育委員会の組織であったからこそ、学校現場とのスムーズな連携が担保されていたような側面があるのかなと思いますけれども、これが区長部局に移ることで、学校との距離がもしかしたら遠くなるんじゃないかとか、連携が複雑化してしまうんじゃないかとか、そういった不安の声も聞いております。

そこで、2点お伺いするんですけども、組織が変わっても、学校現場との密接な連携を維持させていくために、どのようにパイプ役を務めていくのか。

それから、青少年の健全育成に関する業務が教育委員会から区長部局へ移管することで、具体的にどのような面でメリットがあるというふうにお考えなのか、お伺いします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今回の組織改正に伴います、ちょっと御心配の声というところがございますけれども、青少年のところというのが、これまで青少年係でやってまいりました。ただ、教育委員会にございました学校との関連というところもございましたけれども、青少年の問題というのは非常に幅広い対応が求められるところがございます。青少年係が事務局としてやっております文京区の青少年問題協議会も、学校、PTA、また警察の方、各施設の方、幅広い方から御意見を聞きながら業務を進めているというところがございます。

このたび、教育委員会から区長部局に変更にはなります。以前も児童青少年課は区長部局にありまして、そこから教育委員会に移ったわけですけども、そのときも同じ御意見をいただいたというふうには承知をしております。区長部局、教育部局、いずれにございまして、学校というのは、青少年の問題を考えていくときに欠かすことができないというところがございますので、こちら所管が変わっても、そういった関係の会議体ですとか、そういったお声を聞くというところの場を活用しながら、しっかり進めていきたいというふうに考えております。

また、区長部局に移ってどのようなメリットがあるかというところがございますけれども、今回、若者というところがございます。青少年というのがちょっと法的なしっかりした定義がなくて、18歳未満であったり、30歳未満であったり、あと、区の青少年育成プランで3歳から25歳という定義になっております。

一方、若者というのが、今回、我々のほうで18歳から39歳というところがございます。そこが非常に大きく重なるというところがございますし、また今回、青少年の業務と……。

（「19」と言う人あり）

○川崎企画課長 失礼しました。答弁、訂正させていただきます。19歳から39歳ですね、のところと、範囲が非常に重なるというところがございますので、そうしたところを一体的に進めていくというところで、同じ部署で進めていくところがいいだろうというところで、今回の組織改正に至ったというものでございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。学校との連携は引き続きしっかりと維持されるようお願いをしたいと思います。

若者に青少年が含まれているということで、児相ですとか子家センとも同じ部に移るということで、そういった福祉的な観点で効果が大いに期待できる場所なんですけれども、やはりb-labですとかAQUABASEですとか、中高生の居場所については、教育的な視点も重要な要素かなというふうに思っております。そうした中高生向けの施設運営に、教育的な視点を反映していくということについては、どのような考えを持って、教育委員会のほうとどのような連携の仕組みを持って進めていくのか、教えていただきたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、委員からも例に出していただきましたb-labにつきましても、こちらの建物としても、教育センターの中にごございます。そうした中高生の健全な発達と、また、自由な居場所というところがございますので、そのあたりの連携も非常に重要な視点と考えておりますので、そちらについても引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。各部署としっかり連携を図っていただいて、福祉と教育が両輪となるような形で、子どもの成長を支えていっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○白石委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、まずは組織の改正のところ、学務課がなくなったところからお伺いしたいと思います。

学校運営と学校施設に分かれることになりましたが、これの学務課を廃止して、学校運営と学校施設に分けた理由は、先ほど出ていましたけれども、具体的に学校運営課の設置によって、子ども、保護者の利便性や教育環境の改善につながる具体的な成果をどのように見込んでいるのかということをお伺いしたいことが1点。

それから、給食、学校保健、ICTなど、学校運営の機能が集約されている意図に、現場の困り事がどう改善していくのか、どういうふうに解消する狙いがあるのかということをお伺いを、まず2点お願いします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 まず、1点目の今回の改正に伴う具体的な成果というところでございます。

学校運営課に関しましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、学校の運営と学校の施設が一体的にこれまで行ってきたことに伴いまして、非常に課内の業務、また、人員体制も非常に大きくなってきておりまして、非常に超過勤務等も多かったというところでございます。

こういったところ、今回、新たに2つの体制に構築をいたしまして、それぞれの所掌事務に専念をするというところでございますので、そういったところで、本来の学校運営のところ、また給食の部分、また今回、先ほど申し上げたとおり、学校ICTというところに力を入れていくというところでございます。そうした学校ICTの環境整備等に取り組んでいくことで、学校の教育環境の整備をさらに進めていくということとともに、教育内容の充実にもつながっていくものというふうに考えております。

2点目、現場の困り事というところでございますけれども、そういったところも学校運営課が中心に、窓口等でお声を聞いたり、そういったところにはより丁寧に努めていけるものかなというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 今、やはり超過勤務があれして、なかなか皆さん一人一人が抱える業務量が多かったということだというふうに理解いたしました。

現場の困り事も、そうしたことを解消していくことによって、一人一人向き合っていく、仕事に対して現場からの困り事に対しても対応がより細かく丁寧に、対応も迅速になっていくということだというふうに理解いたしました。

私のところに上がってきている話からすると、例えば改築に関しましても、現場からこういうふうにしてほしいという、これは要らないとか、いろいろあったのは、結局、改築が終わったところを見ると、全く聞いてもらってなかったという声なども出ていますので、そうしたことも丁寧にやっていっていただくことと、やはり、昨日、おととい、文教委員会でも出ていましたけれども、文教委員会のところ、例えば地域開放に関して、学校図書館の開放を進めてほしいといったときに、学務課のほうからは、そういう考えは今のところありま

せんというお答えでしたけれども、やはり区としては、地域開放、学校が、100億を超える、改築費用も100億を超えるわけですね。これからは多分、超えていく。今もそうだと思いますが。

そうしたところからすると、やはり学校現場だけ、子どもたちだけではなくて、やはり広く、地域の方々、区民の方々にしていただく方向というのは大事だと思いますので、そうした区としての公共施設の在り方というのも、学務課がこういうふうに、業務量が丁寧に一人一人が関わっていただけるような量になるということは、より一層、区としての方向性を理解した上で、アップデートしていただきながら、事業を進めていただくという理解でよろしいのか。その確認をお願いいたします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 学校施設課のほうというところでございますけれども、こちらもやはり、先ほど御答弁申し上げたとおり、従来の学務課では非常に業務量が大きくなってきたというところでございます。今回、これまで人事措置されていた副参事というところも、学校施設の係長というところもしっかりとしたラインの課というふうに位置づけまして、しっかり組織的な対応を図っていくことができるというふうに思っております。

これに伴いまして、今後、迫っている学校の老朽化の対応ですとか、そういったところもより丁寧に対応していているものというふうに考えております。

また、地域開放というところでございますけれども、こちら、委員もおっしゃるとおり、学校、地域の中で非常に大事な施設というところでは承知をしております。地域開放につきましては、教育的施設として、教育目的に支障がない範囲で、可能な範囲で、今後も地域のほうには開放されていくものというふうに承知しております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひ、地域開放と学校の子どものための環境整備というのは、併せてやっていけるものです。それがまさに施設の設計の部分にあるところですので、そこはしっかりと認識しながら進めていただきたいと思います。

それから、学校施設に関しては、1回造ってしまったら、もうそこ早々には変えられないんですよ。様々な、相当に大きな税金が投入されても変えられない。ですから、やはり時代のニーズというものをしっかりと一人一人の職員の方々がアップデートしていただきながら、進めていただくことをお願いしたいと思います。

次に、こども未来部のほうについて、お伺いしたいと思います。

このこども未来部も、非常に前向きなイメージをつなげてくださる名前だなというふうに思っております。

そこで、お伺いしたいのが、文京区は、こどもの権利条例をこの4月から施行していきます。そうした中で、子どもというのは、この柱になるものは、子どもを属性で分けない。全ての子どもは同じ政策の土俵にのせるという一貫したものがあるはずなんですよ。その理解でいいですかね、まずは。これがすごく肝心なので、そこを教えてください……。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 こども未来部でございますけれども、子どもについて所管していく組織というところがございます。基本的には、子どものことに関して所管していくというところがございます。ただ、それ以外のところについても、ほかの組織が子どもを所管するということもございますので、そういったところはしっかり連携をしていくというところを進めていくものでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。先ほどこども家庭庁の話が出ました。こども家庭庁は、発足するときに、児童福祉、子育て支援、それから障害児施策一体で所管するというところで、全部合体させました。例えば、あと不登校とかいじめにしても、文科省のほうに残りましたけれども、でも、居場所とかそうした意味では、全体的にやっていますというところなんですね。しかしながら、先ほどこども家庭庁の話が出ながらも、文京区の場合は、障害のある子は障害福祉課サイドなんですね。分けて管理する思想がそのままに残ってしまっている。

そこで、お伺いしたいのが、障害のある子は、福祉対象なのか、それとも子ども施策の中心にいていいべきなのかということをお伺いしたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 先ほど申し上げましたとおり、こども未来部が子どもの関係の部分を中心に所管していくというところがございます。

一方で、委員御質問ございました障害児の支援というところがございますが、現在は障害福祉課を中心に今やっているというところがございます。現状、障害児支援が児童福祉の枠組みにとどまらず、障害福祉サービスですとか発達支援ですとか、子ども、その後、成人期への移行支援など、そういった専門性の高い継続的支援が必要とされているというところがございますので、現在は福祉部が一体的に所管をしているというところがございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 専門性が必要とするのは、全ての子どもですよね。なので、障害のある子という冠がついた途端に、障害福祉課に行ってしまうというのは、やはり福祉の子、困り事がある子は福祉の子にされてしまっているような、やはり受け止めをする保護者たちは多いと思います。

そこで、もう一点お伺いしたいのが、子ども施策、先ほど申し上げましたように、こども権利条例は、属性によって分けないんですよね。一貫している。あと、こども家庭庁の整合性からしても、考えると、子ども施策の一体的な、一体性という観点から、今後、障害児施策を、所管を検討していく考えはあるかどうかというのをもう一点お伺いしたい。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 属性にかかわらず、区にも様々な部署がございまして、子どもに関する部がやっているというところがございます。今、申し上げたこども未来部もそうですし、福祉部もそうですし、また保健衛生部、また、学校に関する教育推進部というところもございます。いずれにいたしましても、そういった所管がそれぞれ連携をしていくことが不可欠というところがございますので、そういったところ、今の委員の御指摘も踏まえまして、こども未来部、また福祉部、教育委員会等の横断的連携については、今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりましたが、一体的に連携しながら図っていくところが、それはどこでも同じことだと思うんですよね。連携がなかなか、それがはかどらない、やはり同じ部署じゃないところが所管であるということが、サービス、それから様々な支援のところの弊害になっているところは、保護者の方々が相当に感じている部分です。障害のある子の親が、子育ての実態調査でも明らかになっていますけれども、子どもといると楽しいと思う率が、やはり障害のある家庭は低いんですよね。そこは数字としてははっきりと出ているので、御確認いただければと思いますが、そうした連携してやるというところの狭間に落ちてしまうということが現実としてありますので、そこはぜひ再考をお願いしたいと思いますが、やはり私たちがやっていますということではなくて、大切なことは、実感いただいているかどうかだと思うんです。そこはもう一度、どう考えられるか、御答弁いただきたい。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今回、来年度につきましては、今、御報告した内容の組織でしっかり対応していきたいというふうに思っております。一方で、例えば相談しにくい御家庭だったりお子

さんだったりがいるというところは、非常に区としても重く受け止めたいと思いますので、そういったところはしっかりお声を聞きながら、どこの所管であっても連携できる組織体制をしっかりと構築してまいりたいというところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ぜひお願いしたいと思います。くれぐれも属性で分けることだけはやめていただきたいと。障害者権利条例に基づく一貫したところで、福祉の子というふうな線引きをしないような、こども家庭庁と整合性を持った組織改正を今後も進めていっていただきますように、よろしく申し上げます。

次に、職員のほうですね、76号のほうについてお伺いしたいと思います。

今回、様々していただいて、必要なところに配置をしていただけたところは承知しているところなんですけれども、今回、こうした仕組みの中で、結果とすると、どんな成果、評価を考えてやっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今回の人員配置の成果、評価というようなところでお答えをします。

こちらについては、全体としてみれば、一番大きいところは、先ほどの組織改正というようなところが大きいところではあるんですけれども、やはり我々も人員配置をする際に、各所属からヒアリングをしてというところで、どこが今、肝になっているのか、どこが今、大変なのかとか、そういうような視点で、限られた人員を配置していくという考え方に立っているところでございます。

今回の、先ほど説明申し上げました資料第16号のほうは、幅広くというようなところで、配置はしているところではあるんですけれども、その中でも、やはり一番大きいのは、既に今もやっているけれども、一定そこについては、仮に配置した職員がいたんですけれども、実際には、永続的、継続的に仕事をしなければならないというようなことで、定数化したというようなところが大きいです。やはり定数化することによって、各所属としては、安定して仕事ができる、安定した施策展開ができるというようなところがあるので、一定その部分については、職場について、各所管についての安心感じゃないですけれども、そういったようなところを生む効果はあったのかなというふうには考えているところでございます。

ただ、その中でも、結構、福祉系というようなところについては、定数を増させているというようなところは大きいです。それは福祉部もそうですし、保健衛生部もそうですしというところで、そういったようなところは、特にこちらとしても必要性が高いというような認

識での定数増をしたところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 理解いたしました。ただ、そのところで、やはり区民の方が望むところのサービス向上にどうつながるかというのは、すごく重要な視点だと思うんですね。具体的に今、課長のほうに現場から上がってきている中で、例えば具体例として、人手がもう少しあれば、こんなサービスの向上、こんなサービスの質を上げていくことができるんだということがあれば、ちょっと御紹介いただくと、区民の方もより分かりやすいと思うので、お願いできればと思います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 全庁的に声として聞いているところでは、やはり今、福祉にしる、先ほどの教育にしてもそうですけれども、どちらかというと、新しく施設を造ったり、改修をしたりというようところが様々な部署で生じております。そういったようところについては、やはり力を入れる必要があるというようところで、人員を厚くしているというようところがございます。

一方で、やはり相談業務的なものというのかなり需要が高いところもあって、そうすると福祉職だとか保健師だとか、そういった職が必要だというような声も実際にありまして、そういった専門職のほうを定数として増にしている。例えば予防対策課の精神保健事業とかについては、ここは福祉、保健師、こういったところを手厚く配置をしているところがございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 本当に専門職が加わりながら、相談を多面的に分析しながら、より適切に、少しでも生きづらさが減る、不安が減っていくというのはとても大事なことだと思いますので、そこをぜひ、さらに強化していただきたいと思います。

最後に1点、お伺いしたいと思います。

最近、職員の方で優秀な方とかも、「え、あの人、辞めちゃうんだ」と思う人が少なくなっているというのが私の印象なんですけど、この積み重ねの先に、職員が辞めない文京区、区役所ということが実現できるということの認識でよろしいかどうか、そこを1点お願いします。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今回の人員が全てとは思いませんけれども、やはり超過勤務だとか負担増とか、そういったようところを、一定、その職員を手厚くすることによって解消していくと

いうところでもって、そういった理由で退職を考えるというような職員がないようにという
ようなところで、こういった今回の人員配置によって、組織として安定的に運営できるよう
な状況がつかれるのではないかということは考えているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。やはり、時代、様々な価値観も変わってきています。その中で、
やはりやりたいと思う方が前例とかそんなことをやったら大変になるとか、そういうことで
はなくて、そうした時代に応じたことがやれるような職場環境というのもぜひ整えていって
いただいて、職員の皆様一人一人もやりがいがあって、公務員になった矜持が守られていく
ことも、ぜひ整えていっていただくようお願いしたいと思います。

○白石委員長 お待たせしました。浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。

組織改正というのは、やっぱり今の社会的な要請であるとか、文京区がこの施策を推進し
ようと、柱にしていこうという基本的な考え方があって、新しくこういうふうに組み立てる
んだと思うんですね。そういう意味では、この最初に御提案いただいている子育てですね、
あるいはこどもの権利であるとか、若者への支援、これが文京区の焦眉の大きな柱として位
置づけられていて、その下で今回のこういう組織改正が行われているというふうに理解して
います。

昨日ですか、東京都が9年ぶりに出生率がちょっと上向いたというような話が、明るい話
ではあるんですけども、こうしたことが今後文京区においても継続されて、少子化対策で
あったり、それからこどもの権利、それからそこから先の教育につながっていくというふう
に理解していますので、ぜひ、そのことについては、評価というか、頑張っていたきたい
ということ。

その上で、これから言うことは、ここを掘り下げようというんじゃなくて、私の言いたい
ことの一つの例として御報告というか、質問いたしますので、御理解いただきたいと思っ
ます。

というのは、この若者への支援であるとか、こどもの権利、こうしたことを行うに当たっ
て、やっぱり担当部署は一生懸命されていると思う。ただ、社会の仕組みとか、文京区の子
育て支援って、もう様々な部を越えて連携し合わないと、本当に子どもたちの権利とか生活、
成長を守るには、部を越えたことも必要じゃないかというふうに当然思うんですね。

で、これは一つの例、申し上げます。小学校の1、2年を想定してください。これは一つ

の伺った例ですけれども、障害のある子が学校に今、通っていて、育成室にも通っている。学校で何らかのトラブルなりあるとか、あるいはちょっと感情の起伏であるとか、トラブルを起こしたとしましょう。育成室に放課後來ますね。当然、それを引きずってきていて、育成室の指導員からすると、どうしたんだろう、今日はというようなこと。これは結構あるらしいんですね。では、そのときに、その子に対して、学校ではどんなことを、あるいは学校としては、その子に対してこういう対応をしたとか、いうのを受けて、育成室では、放課後の生活ですからね、こういう対応をしたいというふうなことを、かつては連携ですよ、行われていたそうなんですけど、現状では、なかなかそれが難しいというふうに聞いています。

で、一つの課題は、個人情報保護だということなんです。つまり、学校内でその子の情報を育成室の指導員に伝えるって、これはなかなか難しい。ましてや、今、育成室も民間の運営になっていまよね。民間会社の方に個人の情報を伝える、これまた難しいというふうになっていて、切れているわけなんです。結局、保護者、家庭、それから学校、それから育成室、場合によっては、中学校であつたら放デイ、そことの連携が今現在は事実上切れているような状態になっていて、それが果たしてその子にとって利益になるのかということなんです。

ですから、私の質問は、今回、組織改正ということなんですけれども、やっぱり力を入れる部署、それは分かります。だけれども、部を、あるいは課を越えた何らかの、その子にとって、あるいはその御家庭にとって利益になるような施策の運営ということ、ぜひこの組織改正をするに当たって御検討いただきたいというのが質問ですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今回、子ども家庭部から子ども未来部に組織改正をいたしまして、さらに力を入れて取り組んでいくというところがございます。総合戦略でも基本政策の一番が「子どもたちに輝く未来をつなぐ」というところで、文京区としても非常に力を入れているというところがございます。

その上で、今、委員から御指摘をいただいたような事例というところがございます。御指摘のとおり、個人情報問題というのは確かにございますので、その課題というのはあるというところがございますが、一方で、そういった学校での課題というのは、育成室だったり、そういったところで、案件と状況にもよりますけれども、共有されていく必要もある場合もあるのかなというふうに思っております。

例えば、要対協ですね、関係機関で共有されるという場合もございますし、また、障害者

地域自立支援協議会の専門部会で、子ども支援専門部会というところがございまして、そういったところでの、そういった学校等での課題への引継ぎというところが一つ論点になって、昨年度と今年度、協議をされているというふうには伺っております。

そういったところ、それぞれの施設、それぞれのサービスで、どのように課題を共有していくかというのは、大きな課題というふうに考えておりますので、引き続き、そういった会議体ですとか、情報共有ですとか、そういったところを進めながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 これは、今はちょっと子どもの例を言いましたけれども、障害者であれ高齢者であれ、重層的支援ということで、これは文京区だけじゃなくて、もう国としても進めようという動きですよね。重層的というのは、その所管しているところだけではなくて、様々な角度から支援をしていこう、あるいは地域でいえば、地域包括ケアシステムを確立していこうというような、これ基本的な考え方に今なりつつあるわけですよね。そのことをぜひ、この組織改正の中でも課題として位置付けてやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、もうちょっと各論というか、具体的な話になってきますけれども、先ほど、海津さんおっしゃっていた、学校の教育推進部の中の改変。これも全く私、同様に、どう学校の教育運営がスムーズに進むのかということ、それから、そこにおける施策が充実していくかという、これが基本だと思うんですけども、その中でやっぱり大きな柱というのは、柱というか、これは私が思っているんですけど、学校給食が無償化になって、その中で具体的な施策、役割を明確にしていこうというのは、本当に私にとってはありがたいというふうに思っているんですよね。

ただ、その中で、やっぱり位置づけていただきたいのは、給食というのは、お昼御飯を食べることじゃなくて、教育、食育の推進であるとか、子どもたちの成長であるとかという、その教育の一環であるということで位置付けられていて、当然それは、決して給食が無償化になったということによって変わるものではないし、さらに、もっともっと食というものを通じた教育が充実が図られるものだというふうに思っているんですよね。

そのことについて、明確な、ぜひ位置付けなり、当たり前のことなんですけど、御決意をぜひいただきたいというふうに思っているんです。それがあることが、結果としては、今の物価高騰の中においても、きちんと文京区教育委員会としても食を保障していくということ

にもつながるし、内容の充実に私はつながっていくんじゃないかというふうに思っているんですが、まずちょっとこの点についての御決意をお願いいたします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 学校教育の中で、教育の在り方というところでございますけれども、給食は、月曜日から金曜日まで児童・生徒たちが毎日食べるものというところで、非常に重要なものというふうに認識をしております。ただ食べるというだけではなくて、栄養もそうですし、また食文化もそうですし、また和食の日のような取組ですとか、あるいは協定都市の食材を使った取組ですとか、様々取り組まれているところがございます。そういった意味で、幅広い意味で、給食というのが非常に重要なものというふうには認識をしておりますし、今回の組織改正でも、引き続き、新たに学校運営課のところ、しっかり取り組んでいくというところがございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。

で、もう一点、学校運営の中で、先ほど、学校に働いている教員を含めた職員の皆さんが、今、働き方改革ということで、主に、どう時間を、従来のサービス残業みたいなものじゃなくて、きちんと休み時間とか休日休暇を含めて、先生の働き方をより人間らしいというか、生活を確保していこうということが言われています。

ただ、その中で、私は、全校じゃないですけど、地域的に健全育成会の活動であるとか、様々な行事の中で、学校の先生であるとか校長先生であるとか、そういうところのお話を断片的にでも聞く機会があつての話なんですけれども、やっぱり学校運営というのは、保護者、それから地域の支援本部なりの地域の皆さん、それから当事者の子どもたちと、この関係がやっぱり十分意思の疎通ができるような組織運営になってほしいな。今もちろん努力はされていますけれども。

ところが今、どうしても保護者の方のニーズの多様化というんでしょうかね、様々な意見をお持ちの保護者が非常に増えていて、ちょっと課題があつたりしたら、これは私が聞いた話ですよ、全てじゃないですよ、聞いた話だけど、自分の子どももなかなか思うように、これは問題だと思って、都の教育委員会に電話を入れちゃうんですね。そうしたら都の教育委員会は、具体的に何か対応はできないけれども、区の教育委員会のほうに、こんな御意見がありましたよというのが来ますよね。で、区の教育委員会は、学校のほうに、こんな声が届いていますよと来ますよね。そうしたら、当事者の先生は物すごいやっぱりショックだと

いうんですよね。どうして私に言ってくれないんだろう、このクラスについて一緒にやりたいのにといいふうにどうしてもなってしまうて、中には、もう心折れちゃう先生がいたりしているというような事例も伺っています。

だから、やっぱり学校運営というのは、子ども、保護者、あるいは地域、先生、校長先生、これが一体となって、一つの事例に対して共通に取り組めるような、そういう学校運営にぜひ、教育委員会なのちよつと分かりませんが、こういう組織改正を通じる中において、学務課が果たす役割は大きいと思うんですよね。ぜひ、こうしたことについて、努力なり、もっと言えば、これも一つの横の連携になると思うんですが、いただきたいと思うんですが、ちよつと御見解をいただければと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 組織改正、毎年度行っておりますけれども、その意義といたしましては、様々な行政課題の変化への対応というところもございますが、もう一つは、やはり働く職員の方たちがいかに働きやすいか。その働きやすさが区民サービス等の向上につながるというふうに考えております。

今、委員から御指摘いただいたのは学校の事例でございますが、いずれにしても、都の教育委員会、または学校、そして区の教育委員会、そういったところが三位一体になって、連携しながら学校運営を進めているというところがございます。区といたしましても、そういった学校の先生たちが働きやすい環境の構築というのは、非常に大事というふうに考えておりますので、そうした対応に向けた組織については、今後も引き続き考えてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 はい、お願いいたします。もちろん、様々な御意見の保護者の方、そういう声を私は切り捨てるといふ、そういう意味では全くなくて、一緒にちよつと議論できるような場であったりといふ、そういうことを念頭に置いた組織改正といふのをぜひ推進していただきたいといふ、そういう思いで。

それから、すみません、最後に、職員定数のところ。

これは、ここ何年間ですかね、文京区も今年の予算ね、初年度1,600、過去最高という話になりました。去年、おとし、そうですね。その中で、職員を非常にたくさん採っていらっしゃるんですよね。予算の中で、職員の給与に占める割合といふのは、大切なんですけども、職員の方を入れると、やっぱり若い人だと40年ぐらいそのまま継続されますよね。つ

まり、区として、将来的に人件費というものも含めた、将来的な展望というものをどのように考えているのかというのは、ちょっと心配事ではあるんだ。私は、どっちかという、組合派の人間ですから、職員定数をちゃんと守って、働きやすい環境のためには、人を配置してという、この要望は全く変わらないんですけれども、昨今の経済動向を見たら、いつ何どき、本当に大きな経済混乱が起きないとも限らないわけなんですけれども、そうしたことについて御検討なりというのはした上での判断なのかということ、これが一つですね。

それから、もう長くなるから、もう一点だけ、併せて聞いちゃいます。

先ほど、香澄さんか、言っていた、職員採用の男女比なんですよね。これ何回も言わせていただきますが、ばっとう見渡して、これが37.1%、え、そうなんですか、そんなもの、この女性活躍の時代に、この状況というのは、どうしても納得がいかないというのはあってね。皆さんにお話ししても、本当に優秀な方というのは、係長級であったりとか、本当に素晴らしい方というのはたくさんいらっしゃる。ここのじゃなくて、あっちに座っている方ね、隣の部屋とかね、本当に優秀な女性の方がいっぱいいる。そういう方がどうして管理職としてどんどん羽ばたいていただけないのかなというのは、率直な疑問なんですありますが、この点について、お願いいたします。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 定数の方向性の部分です。当然これ、職員課だけの話じゃなくて、企画財政というようなところと協議しながらやっていく部分ではあるんですけれども、当然、今、委員おっしゃったように、職員が働きやすいというようなところでは、一定数やはり確保していかなければならないというのが前提としてあるんですけれども、一方で、事業の見直しとか業務改善、こういったところも並行してやっていかないと、増えるだけというようなところで、なかなか難しいところはあるんですけれども、スクラップ・アンド・ビルドの考え方というのも並行して考えながら、職員数を確保していくというような考え方になるかというふうに考えております。

採用職員の男女比というようなところにはなってきますが、ここ数年で見たところで見ますと、採用者全員というようなところで見ると、大体65%から70%ぐらい女性職員になります。ただ一方で、そこには保育園の保育士等も含まれているということにもなるので、事務系だけで見ると、大体、男性の割合が45%、女性の割合が55%ということで、若干、女性が多いかなぐらいの割合になっているところでございます。

その中で、管理職、あるいは係長というようなところでの昇任というようなところで、女

性のほうがやはり少ないんじゃないかというようなところでございますけれども、先ほど申し上げたように、女性には、具体的に言うと、出産というライフイベントが発生することがある中で、男性と比べた場合に、昇任のタイミングが少しずれるというようなことはあるかとは思っております。

ただ、それが根源的なものというよりは、やはり先ほど申し上げたような形で、責任が重くなる、あるいはワークライフバランスとか、そういったようなところの不安というところが主な原因というようなところで認識はしているところでございます。

これも一朝一夕に改善できるかというようなところもございしますが、先ほど申し上げたように、当然、管理職といった場合に、まず通常ですと係長で経験を積んで、管理職というようなところにもなってくる部分もありますので、まずその係長というようなところも含めて、女性職員に特化したことではありませんけれども、女性職員にも昇任していただいて、その中でさらに経験を積んでいく中で、管理職への道というようなことも出てくることかとは思いますので、そういった中で、係長、あるいは管理職として働くことを選択として考えることができるように、そういった魅力を伝えたり、不安を解消したりというようなことに努めていく必要があるというふうには考えてございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 職員の採用については、適正な、将来的にね、将来というのは、それこそ5年、10年でもいいんですけれども、ぜひ、ちょっと先のことも含めて、というのは、自治体経営の過去の例を見ると、税収が調子のいいときもやっぱり職員採用しているんだけど、これが都合悪くなったときに、生首は切らないけれども、リストラ対策とかって本当に苦労しているんですよ。ですから、そういう過去の例も含めて、全て右肩上がりしていくとは限らないわけなんですよね。ですから、そういうときに、被害というか、苦労しなきゃいけないのは、現場の職員にやっぱりなるんですよ。ですから、その辺についても、ちょっと課題としてお願いをしたいと思います。

それから、男女比の問題なんですけど、はっきり言って、出産とか責任とかということで、女性の登用が遅れているというのであるならば、この文京区はもう決定的に遅れていますよ。もしそれを理由にして、女性が管理職の登用が少ないというのであるならば、これはもう世界を見てもそうですし、大手の企業さんの話を伺っても、これはもう決定的に問題がずれていると、遅れていると言わざるを得ないんですよ。

だから、出産でどうのこうのって、ちゃんとそれをフォローする体制をつくらなきゃいけ

ないんですよ。それが今の企業もそうだし、組織として、もちろん男女平等もそうだし、女性活躍ということもそうだし、それからワークライフバランスとおっしゃるんだけど、そんなのはもう当たり前で、やらなきゃいけないことなんですよ。私が今ここで言ったからといっていうふうにおっしゃるかもしれませんが、ぜひ、しっかりと今後の職員の採用であったり、人の配置であったりするところに、私は据えていただきたいということを述べて、終わります。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 では最初に、第9号のほうで聞きます。組織名称の点ですけれども、今度、子ども家庭部からこども未来部へということで、今、議論あったように、社会的要請や行政課題や職員の皆さんの働きやすさというような点で、こういう部署づくりというのがやられるのは通例ということで、今回は「こども」という平仮名表記が国からも推奨されていてということになるわけですけれども、名は体を表すというわけで、区の仕事をいろいろ合理的にやる上で、役割分担しているというのをどう伝えるかという、そういう課題だというふうに思うんですね。

そうすると、別に、へ理屈を言うわけじゃないんですけども、高齢者にだって未来はあるわけで、福祉の増進とかという言葉があるわけですよ。そうして見ると、子どもが未来部で、教育は推進部なんだけど、福祉は福祉部とかそのままになっているから、どうしろというわけじゃないんですけども、全体として合理的に役割分担する中で、子どもの未来も保障するけれども、高齢者のとか、弱い立場にある方々の明日の暮らしもやっぱりしっかり見ていきますよと、そういうことをしっかりお伝えしていく必要があると思う。

それはなぜかということ、高齢者のことをちょっと言っておきますけれども、例えば介護保険の制度ができてもう四半世紀たつわけですけれども、介護保険法というのは、要介護者が自分で健康になってくださいねと、こういうふうに自助を法律上求めている。高齢福祉の世界ではそういうふうになって、非常に特異な形になって、四半世紀たつということになっているわけです。子どもは養育ということで、最善というので、今度、権利条例もつくりますけれども、そういう形になっているわけですね。だから、なおさら、高齢福祉みたいな部分が増進というようなことをしっかり打ち出していく必要、私はあると思う。

この名称、未来というのをつけるというような形の反面、高齢や、もちろん障害者とか、そういうのが、明日が見えなくなるというわけじゃないですよというのはしっかり御説明を

聞いておきたいというのが1点です。

それから、今度、教育推進部のところで、学務課、それから人事措置されている副参事のところが学校施設課ということで、新設の課名になるということでもあります。ここは、先ほどから御説明があったように、例えばICTとか、それから設備、修繕、建設というような話で、いずれにしても技術職というのは、そうすると新しい体制の下で、例えばICT担当なんていうところは、SEというのが、例えばそういうふうな世の中一般的に言ったときに、そういう専門的な職能を果たせる方が何人とかという形で説明できるのでしょうか。

それから、新しくできる学校施設課では、これは技術職というようなことで、課長さん、たしか技術職というのを聞いていますけれども、トータルで何人配置されることになるのか、聞きたいということでもあります。

まず、9号のほうではそういうことです。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 まず、こども未来部の名称と、それ以外の福祉部をはじめとするところがございます。

今回、名称につきましては、先ほど御説明申し上げたとおり、条例の施行や計画の策定に伴って、そういったタイミングで行うというものでございます。

福祉部については、今回、改正はございませんけれども、決して、力を入れないということでは全くございませんので、しっかり高齢者のところにつきましても、総合戦略の主要課題に基づいて、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、教育推進部のICT担当というところでございますけれども、こちらは学校のGIGA構想ということもございますし、そういった学校のICTを進めるに当たりましては、クラウド化を進めるというところが必要というふうに聞いております。こちら、区のICTとはまた別にやっていく必要があるというところで、そういった部署が必要というふうに判断をしたものでございます。

専門職かどうかというところでございますけれども、区の情報政策課も、ICT担当の職員もいれば事務の職員もいてやっているというところでございます。こちら、教育推進部のICT担当につきましては、現状は事務の職員が対応しているというところでございますけれども、いずれにいたしましても、そういった情報政策課とも連携等しながら、専門的な知識も得ながら、対応のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 学校施設のほうは。

中川職員課長。

○中川職員課長 学校施設課のほう、今回、ポストとして係長職が1人ついたということで、こちらも定数のほうも増やしているところでございます。

その職種というようなところ、既に、今の現学務課のほうにも、建築職の係長がいたりはするんですけども、今回、新たに配置される職としては、そこは事務というような想定にはなっております。

で、実際に建物を建てるというようなところで、当然、専門的知識、専門職が必要だというところもあるんですけど、併せて、学校であったりとか、あと地域であったり、そういったところとの交渉、折衝をしていく職員が必要になってきているところでございます。そういった意味でも、全て建物だから専門職ということではなくて、そういったところの役割分担を含めて、事務職もそういった施設系の部署にも、ほかも含めてですけども、配置されているというような状況がございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、ちょっとその教育の専門職というところでは、ICTのほうは、ICT支援員でしたっけ、確保したりやってきた経過がありますけれども、いよいよもう少し乗り出してということであれば、そういう専門職能を持った職員の育成というのが、情報政策もありますけれども、課題になっているというふうに思いますが、その点、お願いしておきたいというふうに思います。

それから、技術職についてですけども、この間、教育委員会では、学校の快適化改修を、特別教室をずっとやっていくときに、全体を司るコンサルを入れてやっていますよね。あのとき私たち言ったんですけども、僕がちょっと聞いたのは、江戸川でも同じような体制を取ってコンサルを入れて、学校改築・改修を本格的にやり出すというように乗り出したんですけども、やっぱり教育委員会の中にそういう技術的な力をつけることを目標に、何年か後にはコンサルを終了して、そういう人員を、技術力を教育委員会の中そのものに持つというように目標でコンサルを入れたというふうに聞いている。そこはちょっと文京区と違うなと思って、同じような考え方が必要じゃないかと思っています。建築職の採用は、なかなか一筋縄じゃいかないところもあるというふうに思いますけれども、その点も、そういう技術職の職員の養成・確保という点も、併せてお願いをしておくということでもあります。

それから、資料の19号のほうで聞きますけれども、結局、人員の増減というところで見ますと、最終的に、減のほうから見たほうが現実的だと思うので、減が63人なんだけど、増の

ところは100人になって、差引きだと37人増という冒頭の説明はありました。

ただ、職員の数え方にいろいろあるというのはこれまでも聞いてきておりますが、課員と
いって、実際にはいるけれども、定数化されていない職員さんもいるというふうにこれまで
聞いています。先ほど少しそこに触れる質疑もあって、そういう課員の方が常態化していて、
定数化すれば安定した仕事ができるということのね、少し触れた部分があったかなというふ
うに思いましたけれども、そうしますと、この37人の、この資料上のプラスの人数のうち、
課員の方を定数化するという人数については、何人になるのか、御説明をお願いしたいと思
います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今回の資料の中で、課員を定数化しているところで言うと、23人でございま
す。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、37から23人を引きますと、実際の定数上のというか、実態的な
増員というのは、14人ということになるわけですね。それで、それはどの部署に当たってい
るのかということも御説明できると思うので、ちょっと聞いておきたいんですけども、こ
の資料の中で、私、ちょっと気になるのは、教育委員会の所管に属する学校職員のところで、
学校用務業務の委託化に伴う組織の見直し、これマイナス4になっているわけですね。これ
は用務員さんだと思うんですね。どこの学校で、こういうことになるのかというのを確認す
るとともに、やはり学校用務員の方については、退職者不補充の方針が、そうするとまだ生
きているということになるんですか。これも説明を聞きたい。

それで、この部分については、今、新年度で、朝の見守りの新しい予算がつくとか、それ
から、この間の私たちも皆さんも痛切な教訓としてありました。ある学校で、シルバー人材
の方が学校でお仕事をされていたんだけど、子どもさんと接触があって、重大な事故が
起きるということで、そういうこともありました。だから、そういう部門で、やっぱり元気
に働ける学校用務員さんをずっと育てていく、確保していくということは、私は必要だなと
あのとき痛切に思ったわけであります。

また、学校用務員の方の仕事、いろいろ聞いたり拝見したりしますと、やっぱり今、学校
の管理や清掃というようなことで、業務が大変増えていて、過重な状況にもなっているとい
う話も聞いています。

ですから、そうなりますと、退職者不補充というしばらくやってきたことを、いよいよ転

換して、きちっと職員をここでも確保していくということが必要ではないかというふうに思いますけれども、どのようになっていますか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 まず最初に、課員の部分で、差引き14人というような話がありました。課員の部分は、これ以外にも、実際、先ほどの働き方の話にもなってきますけれども、育児休業を取られたりというような職員は当然いたりするので、そういったところに課員ということで張るケースとかもあるので、実際は、その14人に限定した話じゃなくて、もう少し幅広くというようなところで、この資料上、数字はそういうものですから、一時的なものですから載ってはきませんが、そういった課員というところの対応はしているところでございます。

用務について、今回、資料上マイナス4というふうになっていますが、こちらについては、中学校2校で、定数を減という形にして、ここについては、委託で対応するというようなところでございます。

用務については、今、おっしゃったような形で、退職不補充という考え方というところは現状変わってはおりません。先ほどおっしゃっていただいたような、新たな行政需要というようなところが発生するようなケースはございますけれども、そういったものについては、その用務に特化したものということではなくて、学校全体でどういう形で継続的に行うのが理想化というようなところも今後検討もされていくことかと思いますが、そういった中で、新たな業務については対応していくという考え方がございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 学校用務のところには、私は、新たな課題が明確に生まれているというふうに思いますので、退職者不補充の方針はやっぱり転換が必要だというふうに思いますので、それは言っておきたいと思います。

それから、さっきの課員の問題なんですけど、そうすると、新年度2,217が全体の定数ですけれども、このほかに課員というのは、大体どれぐらいの人数の規模でいるということになるんですか。実態の問題として、ちょっとそれは確認のためお伺いしたいというのが1つ。

それから、最後に、私も職員の男女比の問題で、一言聞いて、申し上げておきたいんですけれども、管理職の女性の比率が37.1%、それで目標が40%ということでしたよね。だから、私、先ほど浅田委員が言われたように、その視点で全く同感なんですけれども、目標自体をやっぱり5割にすると。それは様々な課題があるでしょう。ただ、先ほどの出産・育児とい

うのは、もう説明としても成り立たないと。そういうのは説明としても改めなくちゃいけないと思いますよね。そういう意味では、基点となる目標そのものを5割に引き上げて、それでそういう職員さんを育成していくという、そういうステージに踏み出していかなきゃいけないというふうに明確に私は思いますけれども、いかがですか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 課員の部分というところで申し上げますと、業務量のところで課員を配置しているようなところでいいますと、今年度、令和7年度は130人程度というようなところでございます。ただ、このあたりというのは、職員の採用・退職等でもろもろ変わってくるところではございますので、常にちょっとこの部分というところは変動はあるというところですが。ただ、根底としては、やはり職員が働きやすいような形、欠員が生じないようにというようなことを前提でやっているところではございますので、そういった課員についても、適切に措置をしていくというような考え方でございます。

あと、女性職員が今40%という、先ほど答弁はいたしましたけれども、これ40%がマックスというか、ずっと今後も40%でいくよということでは当然ございません。こちらの率についても、適宜検討はしていくところではございますので、少なくとも男女問わずというようなところの考え方というものは、我々も持ってはいるところではございますので、女性だから男性だからというような考え方ではなくて、それぞれ男性にしても女性にしても、知識、経験を蓄積していくわけですから、そういった知識、経験に沿った立ち位置、地位で働いていただくというようなことを目指して、その中にはどうしても本人の意向だったりとか、家族も自身の状況というところもあるので、そういったところは、こちらもしっかり、各所属を含めてですけれども、ヒアリング等をして行っているところなので、そういった中でこういったものをより働きやすいというような状況になるように努めているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 女性比率の問題ですけれども、例えば政党の立候補者の世界なんかでも、パリティというようなことはもう言われて、それはもう当然というふうになってきておりますよね。だから、自治体職員、福祉職のところでは保育園があったりして、女性の比率というのは多かったり、ただ、女性の事務職も半分以上ということなので、そうするとそういう比率がやっぱり政治に反映するとなると、少なくとも5割というのは目標に掲げて、いろんな見直しもやっていく必要があるというふうに思います。

今、「女性の休日」という映画をやっているそうなんですよね、アイスランドでね。一番、

ジェンダー平等比率が高い国ですけれども、それを見た方が言っていましたよね。アイスランドって、人口は何か40万か30万後半ぐらいで、新宿区ぐらいだねなんて言っていましたけど、そういう単位でやっぱり変わっていった歴史が、もう30年も前ですけれども、あるということで、そういう文京区ぐらいのスペックというか、規模で、女性が5割というのを管理職というところで目指すというのは、もう当然の世界になっているというふうに思いますので、そのことはよくよく御検討いただいて、御対応をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○白石委員長 これで、質疑を終了いたします。

それでは、議案第71号、文京区役所組織条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 本件組織改正については、2月定例議会の本会議一般質問にて、名取委員からも質問させていただいておりますけれども、未来を担う子ども、若者が文京の地で、自分らしく希望を持って歩める環境を整えることが、我々区議会及び行政の責務であると言えます。本件条例改正は、そのような環境整備を目的として、行政組織をより効率的な編成に資するためのものであると理解しております。

よって、議案第71号、自由民主党は賛成とさせていただきます。こども未来部、そして子ども、若者支援等、庁内の今後の取組に期待をしております。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、先ほど質疑の中で、様々、名称変更や若者に関する所管ができたことについて評価をさせていただきましたし、管理職の登用について、働きやすい、そして管理職になってもやりがいを感じられる職場づくりにしていただきたいという意見をさせていただきました。その意見を付しまして、公明党、議案第71号、賛成させていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 ちょっと1点だけ、漏れるというか、質問しなかったのが、意見だけ。環境政策課のほうで、新しい事務所、清掃事務所にできました。まだちょっとどんなものか見てないんですけど、でも、やっぱりこれを契機に、ごみの清掃事業をもちろん充実させていただくということもそうなんですけれども、やっぱり環境政策に、ぜひ、もっともっと力、もちろんされていますよ、されていますけれども、こうしたことを契機に、ぜひ環境政策にも力を

入れていただきたいということを付け加えまして、71号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 永久の会、71号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 こども未来部については、先ほど質疑で申し上げたとおり、各関係機関としっかり連携を図っていただいて、福祉と教育が両輪となって、子どもたちの成長を支えていくことをお願いしたいと思います。

資源環境部と教育推進部についても、社会情勢や区民ニーズを踏まえて、効率的な区政運営を図るために必要な組織改正というふうに認識をしておりますので、市民フォーラムは、議案第71号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役産。

○海津委員 社会状況の変化に対応し、組織体制を見直すこと自体は、必要であると考えます。

しかし、組織改正は、名称や所管の変更にとどまるものではありません。文京区はこの4月からこどもの権利条例の施行を予定し、子どもの最善の利益を区政の基本に据えました。今回の改正がその理念と実際に整合しているのかが問われると思います。とりわけ子ども施策が障害の有無によって分断されることの体制になっているのか、理念が単なる言葉ではなく、組織的に具体化されたのか、そこが重要だと考えます。

また、新設される学校施設については、学校を単に教育施設として捉えるのではなく、地域の核となる公共施設としての視点が不可欠です。

学校は、子どもの学びであるとともに、地域開放や防災拠点など多様な役割を担っています。しかし、現在の学務課は、学校運営に負担を委ねた建て替えが続いています。

想像力を広げ、将来を考え、学校の公共的役割を踏まえた施設運営の視点を十分に持つことを強く求めます。組織改正が単なる再編にとどまらず、こどもの権利条例の実装と学校の公共的価値の向上につながることを強く求め、区民が主役の会は、本議案に賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第71号ですね、質疑の中でも申し上げましたけれども、子どもの未来の支援をしっかりと強めるということは当然でありますけれども、高齢者の未来にもしっかりと支援を強める、そういう体制を同時に整えていただきたいということを申し上げて、71号、賛成いたします。

○白石委員長 議案第71号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決するものと決定させていただきます。

続きまして、議案第76号、文京区職員定数条例の一部を改正する条例について、態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、本議案に賛成いたします。ただし、先ほど申し上げたように、人が辞めない組織への強化を強く求め、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 市民フォーラム、議案第76号、賛成いたします。

D Xなどによる業務効率化も同時に図りながら、区民サービスの質がさらに向上されていくようお願いをいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第76号、賛成します。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 質問はいたしましたので、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党も、76号、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 文京区職員定数条例の一部を改正する条例は、職員配置の見直しに伴って、職員の定数を改めるものでありまして、必要な改正であると言えます。よって、議案第76号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

なお、女性も含め、全職員が活躍できる環境の構築に引き続き努めていただければと思っております。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案76号ですけれども、学校用務員のところの退職者不補充の方針は撤回して、見直しをしてほしい。

それから、建築とかICTに関わる専門職能を持った職員の方の確保や養成も進めてほしい、増員をお願いしたいというふうに思います。

それから、女性の管理職比率については、5割を目標にすべきだというふうに改めて伝えたいというふうに思います。

それで、肝腎要の定数ですけれども、実質的には14人増ということで、今の人口増の中で、

全住民の負託に応えるという体制をつくっていく上で、まだまだ増やす余地があるというふうに思います。その根拠は、課員の部分が100人規模でずっといると。いろいろ変動はあるけれどもね。ここがやっぱり定数化することで、質疑の中でもありましたけれども、安定して仕事ができるという形になるということなわけですよ。だから、増やす方向というのは、人口増、ニーズや社会情勢のいろいろな変動の中で、まだ続くと思います。で、義務的経費の人件費というのは、やっぱり都区財調なんかでも見るという話になっているわけなので、やはり住民ニーズに応えるという点でいえば、引き続き職員の確保・養成に努めていただくということで、実質的な14人増についても、若干の前進ということが分かりましたので、そういう点では、議案については、日本共産党、賛成というふうにしたいと思います。

○白石委員長 それでは、議案第76号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決するものと決定いたします。

続きまして、議案第72号、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由の説明を求めます。

新名企画政策部長。

○新名企画政策部長 ただいま議題とされました議案第72号、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案集の7ページ及び委員会資料第2号をお開きください。

本案は、文京区議会議員の議員報酬月額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額の改定に伴い、行政委員等の報酬の額を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容は、資料第2号に記載の新旧対照表のとおりで、施行期日は令和8年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

海津委員。

○海津委員 まず最初に、お伺いしたいのが、今回、区長等の報酬が上がったことによる連動型なんですけれども、行政職員等の報酬を給与改定に連動させる仕組みは、議会のほうでおよそ50年前ぐらいですかね、決めたことは承知しているところなんですけど、現在、独立性

や透明性の要請というか、そういうふうな、社会的にも非常にそこを大事にしているところから考えると、この決定原理が妥当かどうかを検証するという考え方は必要だと思うんですけど、そのあたりちょっとまずは教えてください。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 今回の改正につきましては、委員御指摘のとおり、昭和51年に総務委員会で決められた基本方針に基づいて、報酬改定を行っているものとなっております。独立性とかというところの御指摘ですけれども、一応、本区の考え方としましては、やはり文京区の特別職報酬等審議会で出された答申に基づいて、この答申が一般職の給与における公民較差とか、あと財政状況、そういったところを勘案して出されているものですので、これに従って改定することが、やはり答申との整合性とか均衡性とか、そういったところと連動してくるというふうに考えておりますので、現状ではやはり現行の運用で整合性を図っていきたいという考えでやっております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 現状は分かりました。ただ、今後の制度の在り方については、適宜見直しの視点は持っていただくようお願いをしたいと思います。

次に、行政委員等は、執行部をチェックする立場でもあるので、その視点からちょっとお伺いをしたいと思います。

やっぱり報酬を改定するのであれば、区民がその審議を確認できる、どのような、行政委員として、真っ当にしっかりと取り組んでいただいているのかという仕組みも必要だと思うんですね。ここで伺いたいのが、教育委員会の定例会とか例えば総合教育会議についての中継や録画公開の可否、改めて具体的に検討する場を設けるというか、やる考えはないのか。教育委員会の定例会は、教育長はいらっしゃいますが、もしお答えいただけないだったら、総合教育会議について教えていただきたいんですね。議事録の公開は当然だし、発言のやり取りや審議の過程が文字情報のみで、十分にあると考えていらっしゃるはずはないと思うんですね。文京区としても、情報アクセシビリティ条例をつくっているわけですから、そこからすれば、当然、動画等で配信をしていかなくちゃいけないとは考えてはいらっしゃると思うので、その検討過程というか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

また、監査委員なんですけれども、これも区長部局をチェックする立場ですので、将来的に監査の質や実効性を外部から評価する、例えば第三者的な検証とかの可能性は検討する考

えはないか。この点をお伺いしたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 総合教育会議のインターネット中継というところの御質問でございます。

インターネット中継、情報技術の革新が進んでおりますので、区民の皆様が情報を得る新たな機会というふうになるというふうに思っております。

現状、インターネット中継の新たな施行に関しましては、会議の参加者の理解ですとか、環境整備の課題があるというところがございます。そうした議題をクリアできたものから試行的に実施をしているというところがございます。最近では、基本構想の区民協議会などは、試行的にオンライン配信はしているというところがございます。

委員御指摘の総合教育会議も含めまして、そういった会議体のどのようにインターネット中継を進めるかというところは、それぞれの会議ごとに今後検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 監査委員の第三者によるチェックというものについては、法で定められておりませんので、今後やることは考えてございません。

ただし、監査委員は、特別区23区の中で特別区監査委員協議会というものを組織してまして、23区の監査委員同士でそれぞれの監査の内容等については研修や情報交換等を行っております。その中で、それぞれの監査委員が自身の見識や区のチェックの方法等を研さんされているものというふうに思っております。

加えて、会計検査員のほうからも、監査委員に対しては研修の環境が提供されてございますので、そういったものについても主張していただいたり、参加していただくことで、監査委員の区に対する監査の実効性や、その質の向上は常に図られているものというふうに認識しております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 まず、総合教育会議のほうのインターネット中継なんですけど、総合教育会議に参加されている方は、区長をはじめ、企画部の皆様、それからそれに関連される部課長たちと、あと教育委員だと思うんですけども、この方たちが総合教育会議を動画配信されては困るという議論があるんでしょうか。そこをまず1点、お伺いしたい。だから、それをちゃんと確認しているのかどうかということですよね。総合教育会議がきちっと、情報アクセシビリティの法律もそうですし、条例も施行しているところからすれば、当然、そこを一番御

理解いただいている方々、面々だと思しますので、そこにやらない理由があるとすれば、聞きたいし、これからもそのところは、当然了解は得ているというところで、次の段階に進もうとしているのか、お聞きしたいということが1点。

それから、監査事務局のほうに関しましては、法的にはないからということでやらないということですが、ガバナンス的には、やはり評価ということは、今、おっしゃったところの会計検査員とかそういうところで研修はされているというのは分かりました。日々、監査としての質の向上というか、努めていただいていることも分かりました。ただ、それとは評価はまた別だと思しますので、そこはまた改めて検討の余地を持っていただきたいなと思うんですけれども、そこもお伺いしたいと思します。この2点、お願いします。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 参加者の意向というところでございますけれども、総合教育会議につきましては、特段意向というのは、確認はしておりません。

一方、23区内で実施をしているということで、世田谷区があるというところで、世田谷区のほうに以前、担当のほうを確認しております。世田谷区につきましては、総合教育会議を基調講演というような形でやっていると。プラス区の報告のような形を取っているということで、コロナ以降ネット配信もしているというような事例ということでございました。

課題といたしましては、個人情報など公開にふさわしくない内容などは編集が必要だったりということがあるということは聞いております。そういった課題も含めまして、どのようにしていくかというのは今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 監査委員の監査の内容をどなたか第三者が評価するという点については、むしろ監査委員のそれぞれの独自性を阻害する可能性があるというふうに認識しますので、現時点で第三者からの評価をすることの検討そのものも検討する考えはございません。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 まず、監査のほうは、そうしたことであれば、例えばどなたがこういうふうな意見を述べられたとか、よく裁判でもありますよね、賛成に当たった人、反対に当たった人というのはあると思しますので、そうした議事録というか、そういうものを担保していただくように、改めてお願いをしたいと思します。

それから、総合教育会議についてですけれども、どこの区がやっているかどうかではなくて、法令に基づけばやらなければならない時代に来ているということは御理解いただきたい

し、御理解いただいているんだと思うんですね。情報アクセシビリティからしたら、やはり動画配信は当然、視覚障害のある方たちにはあれですし、障害の有無にかかわらず、同時に同じように情報を得られるということが、情報アクセシビリティの法律の趣旨でもあるわけですから、文京区として、そこに法令にのっとってやるということは重要です。

それから、私自身、傍聴もさせていただくことが多々ありますけれども、その中で個人情報に関しては、どういうものが出してはいけないか、個人情報が触れるのであれば、そこは非公開になりますので、教育委員会もそうですので、なおかつ区の職員の方々、そして教育委員の方々が、そこで個人情報に触れるようなことが、おっしゃるということは、今まで経験したことはありませんので、そこがもし触れるようであれば、そこは一定のことはあるかもしれませんが、そこはないという前提、個人情報に抵触するようなことを発言しないということが、まず識者としては重要なことだと思いますので、それを考えたときに、本当に今の段階でいいのか、どこかがやっているからやらない、どこか一番になるところがない限りはやらないというふうに聞こえるんですが、文京区として、情報アクセシビリティ法、法律や条例というのをどう考えていらっしゃるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 最初の御答弁でも申し上げたとおり、区民の方に、情報にアクセスしたりとか、そういった情報を提供していくということは非常に重要な意義があると考えております。

一方で、そういった会議体ごとに、先ほど申し上げたような課題があるというところも事実でございますので、そういった実施しているかというのは、そういった課題をクリアしていく必要があると思っておりますので、それぞれの会議で検討しながら、そういったところではできるかどうかというところを進めていくというところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。ただ、私、言っているのは、さっきから総合教育会議に基づいてだけ言っているんですね。ほかの会議体に対して言っているわけではなくて、総合教育会議、あと併せて、教育委員会に関して申し上げていることですので、これは連動して上げていくということに関しては、先ほどお伺いしましたので、そこは一定理解いたしました。ただ、やはりその報酬として、どんなような内容でお仕事していただいているかということも含めると、やはり、もう一回申し上げますが、情報アクセシビリティ法や条例からしても、そこを拒む理由にはならないと思いますので、重ねて速やかな検討で進めていっていただくことをお願いしたいと思います。

○白石委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 昨年この条例を審議した際に、うちの石沢議員がお聞きしたんですけども、この条例改正の根拠は、慣例ですということでありました。慣例の一部分については、昨年聞いていて、遡及適用はしないということなんですよね。そうすると、慣例の中身というのは、もう一つ何なのかということ確かめましたら、昭和51年の三定の総務区民委員会で、当時の遠藤区長だったんですけども、特別職の報酬改定された後に、特別職の改定率、財政上の問題、他区との均衡、その他諸事情を勘案して、議会に改定案を提案すると、こういうふうになっております。ですから、聞く必要があるのは、今、言った、改定率は今度3.8%というような話ですけども、財政上の問題、他区との均衡、その他諸事情、何か勘案して、勘案というのはいろいろ考えるという意味のようですけども、考え方があるのかということですよ。

慣例という、そうになっているから、そのままこの報酬審で決まったやつをこっちへ引き移すみたいなふうに聞こえるんですけども、そうじゃないということなんですよね、あくまでもね。

それから、その当時、これ当然、こういう慣例が、一番最初始まったときの議会の議事録、これ事務局にちょっと協力していただいて、出してもらいましたけど、そのとき、意見を2点つけているんですね、議会にね。この金額の問題という、こういう意見なんです。行政委員会の委員等の報酬が議員及び区長等の報酬と均衡を失することのないよう留意されたいと。均衡を失することのないように、だから、均衡というのは、あくまでも一緒というわけじゃないんですよ。均衡って、バランスを取るみたいな、こういう意味だと思うんですけど、そうすると、今の慣例的な運用というのは、果たして、当初の昭和51年の総務委員会の確認というの、あ、御決定をお願いしますとあって、で、決定したんだと思うんですけど、当時の決定の趣旨というのが正しく反映されたりしているのかということについて、確認をしたいと。1番目の質問は、答弁いただきたいんですよ。どう勘案したのかということね。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず、慣例のところですけども、一応、認識としましては、慣例は、社会の中で歴史的に成立する習わし、いわゆる成文法を補うものとして、補助的な効力を持つというふうな認識の下にあります。

今回の報酬改定につきましては、基本的には、令和7年度の特別区人事委員会勧告に基づいて、今回、公民較差3.8%、全ての号給に基づいて引上げが、答申が出されておまして、

それに基づいて、今度は文京区の特別職報酬等審議会、こちらでも同じく、それを前提に、今の社会経済情勢の動向とか、区財政等の状況、一般職の給与の状況、こういったところを勘案して、同様に3.8%という答申がなされたというふうに認識をしております。

こういった中で、昭和51年に決められた基本方針に基づいて、財政上の問題とか他区の均衡とか、そういったところを総合的に勘案されて、結果、今回の改定の提案を行っているものとなっております。

○白石委員長 それでは、議案第72号、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、先ほど御答弁でもいただいていたように、令和7年度の人事委員会勧告に基づいて、文京区特別職審議会の審議等を総合的に勘案してなされたものであります。本改定は妥当であると考えするため、議案第72号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、賛成させていただきます。

先ほど区の答弁からもありましたとおり、令和7年度の人事委員会勧告の答申に基づいて、3.8%の引上げをされて、給与改定になったものと認識しております。民間給与との格差是正、またその引上げに見合う一斉の精励と成果をしっかりと上げながら、区民の負託に応えていくということが重要かというふうに考えております。議案第72号、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAも、文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員のということが、もう制度として決まっているわけですね。これについては、人事委員会勧告を基に決めていくという、これもこれまでやってきた中で決まっていますので、AGORAとしては賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 第72号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 人事委員会勧告に基づいて、特別職報酬審議会でも妥当性が認められた報酬見直しに伴った基準での改定でありまして、妥当な改正であるというふうに考えておりますので、

市民フォーラムは、議案第72号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 報酬改定は、単なる額の問題ではありません。区民から託された責任の重さと、それに見合う透明性と説明責任を同時に高める契機にすべきと区民が主役は考えます。先ほど申し上げたことを強く求め、区民が主役は賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第72号ではありますが、慣例については、質疑をさせていただきましたけれども、いずれにしても、委員の方々の報酬については、一定の金額の報酬額が確保されているだろうというふうに私たちは考えております。

勘案する対象の特別職の報酬改定の必要性についても、私たちは必要ないという態度表明をしておりますので、その観点からも、議案第72号については、昨年が続いて反対ということであります。

○白石委員長 議案第72号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対1、原案を可決するものと決定をいたします。

12時を回りましたので、休憩に入らせていただいて、再開は13時02分から行いたいと思います。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を再開させていただきます。

午前中に引き続いて、審議を行ってまいります。

議案第73号、文京区公告式条例等の一部を改正する条例、議案第74号、文京区行政手続条例の一部を改正する条例、議案第79号、文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、以上3件は、報告事項5「公示送達等の電子化等について」が関連するため、先にその報告を受けることといたします。その後、議案第73、74、79号の提案説明を受け、一括して質疑を受けることといたします。

それでは、報告事項5「公示送達等の電子化等について」の説明をお願いいたします。

畑中総務課長。

○畑中総務課長 公示送達等の電子化等について、御報告をいたします。

項番の1、趣旨でございます。

デジタル規制改革推進の一括法等の趣旨を踏まえまして、公示送達、また条例等の公布の

方法等について、電子化を行うものでございます。

項番の2、概要についてです。

1点目、公示事項等の電子掲示場への掲載です。

現在、シビックセンター1階の春日通り沿いの植え込みのところ、門前掲示場がござい
ます。従来、この掲示場に掲示することによって行っております公示送達及び告示、公示、公
表等につきまして、区のホームページ上に電子掲示場を新たに設置し、こちらに公示事項等
を掲載することによって行うこととするものでございます。

2番目、規則の公布等における長の署名の見直しです。

規則等の制定改廃に係る事務の簡素化を図るため、従来、署名等としてきた手続を記名へ
変更するものでございます。

項番の3、例規改正についてですが、ただいま御説明申し上げました電子化の実施に当た
りまして、こちらに記載のアからクまでの8つの条例を改正いたします。

項番4、実施日ですが、令和8年5月21日となります。ただし、3の(1)イ及びウの条例
につきましては、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の
日となります。

御報告は以上でございます。

○白石委員長 続きまして、議案第73号、第74号、第79号の提案理由の説明を求めたいと思
います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第73号、第74号及び第79号の3議案につ
きまして、提案理由を御説明申し上げます。

それでは、お手元の議案集のデータ9ページ及び総務区民委員会資料第3号を御覧くだ
さい。

議案第73号は、文京区公告式条例等の一部を改正する条例でございます。

本案は、デジタル社会形成基本法等の一部改正の趣旨を踏まえ、区民の利便性の向上及び
事務手続の簡素化を図るため、条例、規則等に係る公布の方法等につきまして、区のウェブ
サイトに掲載する方法により行うことを追加するため、文京区公告式条例、文京区財政状況
の公表に関する条例、職員の退職手当に関する条例、文京区立公園条例及び文京区立本郷給
水所公苑条例の5条例において、所要の改正を行うものでございます。

あわせて、文京区公告式条例に基づく規則の公布、または規定の公表に当たって行う、長

の署名等を記名によることとし、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、令和7年5月21日でございます。

続きまして、議案集データ13ページ及び総務区民委員会資料第4号を御覧ください。

議案第74号は、文京区行政手続条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、行政手続法の一部改正により、聴聞の通知、弁明の機会の付与の通知等について、不利益処分の名宛人となるべく者の所在が判明しない場合に行う公示送達の方法が改められたことを踏まえ、同法との事務手続の統一化を図る観点から、同様に、氏名等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定める方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する等の方法によって行うこととするほか、規定の整備をするものでございます。

施行期日は、令和8年5月21日でございます。

続きまして、議案集データの81ページ及び総務区民委員会資料第6号を御覧ください。

議案第79号は、文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、文京区特別区税条例、文京区後期高齢者医療に関する条例の2つの条例において、先ほど御説明した議案第74号と同様に、公示送達制度の規定等の整備を行うものでございます。

施行期日は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる施行の日でございます。

以上、御説明申し上げました3議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 では、公示送達等の電子化についてですけれども、納税通知や滞納等、公示送達を行う場面は多々あると思いますが、公示送達は実際にはどの程度の件数が行われているのかという点をまず教えてください。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、いただきました、私ども税務課における公示送達の現時点令和7年度の件数でございますが、約282件ほどとなっております。そのうち、約半数近くが滞納に係るものになります。残りは納税通知、そもそもあなたの税額は幾らですよという通知に関わる

ものでございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、令和7年度、約282件ということで、「約」というのは、延べとかそういうことですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの今、申しあげました282件というのは、1月21日時点の件数でございますので、約というより、1月21日時点の数値でございます。失礼いたしました。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 すみません、細かくて。ちょっとそういった、いつ時点とか約とかがちょっと気になってしまう性分ですので。それはそれとして、それは本題ではなくて、今、令和7年度は1月21日時点で282件ということでしたけれども、納税義務者数として、令和8年度に見込んでいる人数は、14万3,913人ということで、そして令和6年度の実績としては、13万9,636人であったということですのでけれども、その数字からすると、公示送達にまで至った件数は少ないと言えらると思います。その点は少し安心をいたしました。

ただ、公示送達は、執行に至るための最終手段であると言えますので、公示送達をしないといけなくなるような自体を少しでも減らすための努力も必要であると言えます。公示送達に至った件数ですが、そのうちの6割、7割程度が外国人の方であったということも耳にしております。外国人、そして日本人ともに、対応策を講じていかないといけないと思うんですけれども、区として、今後どのような取組をしていくのかという点を教えてください。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 まず、基本的に、納税していただく方については、以前からの答弁とかでもお答えしておりますように、外国人、日本人、国籍を問わず一律で管理をさせていただいているところですので、今、吉村委員がおっしゃられた外国人の割合というのは、大体こちらで公示送達を調べる中での肌感覚というところで御理解いただければと思います。

外国人の方につきましては、大体出国をされてしまうということで、私ども、公示送達に至るということになります。そういった方々への対応方としては、納税管理人、御自身が日本国内から出られるときに、本件に関わることについては、納税管理人を定めていただくと、その辺の周知を今後私ども行っていきたいと思っております。

また、それ以外、基本的には、そういった一般的な方々については、お支払いというか、お納め忘れのないように、口座振替が一番よろしいかと思っております。今まで口座振替に

については、紙でお届けいただいていますから、そのやり取りの中でお時間がかかっているところは皆さんも御承知だと思います。本年10月から、ウェブ口座でのお申込みができるようになっていてございますので、そういったところも御活用いただいて、お手間なく24時間お申込みがいただけるということ、また、口座振替の紙でお申込みをいただくよりは、直前、お納めいただく期限ぎりぎりの当月まで受付が可能でございますので、そちらの周知も図っていただけると考えているところでございます。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、一律に管理されているということは、重々把握しておりますので、肌感覚で6割、7割程度の方が外国人の方なのかなということだったんですけども、確かに外国人の方、出国をされてしまうと、もう後は追えなくなるということもございまして、今、納税管理人ですかね、そういったものを定めてもらうということも周知を行っていくということで、その納税管理人を定めてもらうための周知というのものも、何か多言語化したいろんなチラシ、どういうふうに周知を行っていくおつもりなのか、では教えてください。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 納税管理人の周知について、具体的にどう進めていくかというところは、今、検討しているところでございますが、基本的には、私ども、ホームページのほうに納税管理人の明示をして、ただ、分かりづらい、多言語化している状況もございまして、その見せ方については、種々、東京都からですとか、いろんなところ資料も出ておりますので、参考にしながら周知を充実させていけたらと考えております。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、ホームページとかも使っていただいて、多言語化もどこまで多言語化するのかということのも本当に難しいですし、易しい日本語とかもどこまで、外国人の方全員が理解できているわけでもないのかもしれないということもありますので、そこは研究をしていただきたいと思っております。

あと、例えば納税通知とかいろんな、いつか出国とかで連絡が取れなくなる方とかもいらっしゃるということで、そういったチラシ、リーフレットみたいなものを定期的に折り込んでいくということも効果的なのかなと個人的には思っておりますので、さらなる研究も進めていただきたいです。

あと、口座振替ですね、今まで紙媒体で口座振替の案内とか手続とかをされていたのが、

先ほど、去年の10月ぐらいからウェブでの手続もできるようになったということで、多分これL o G oフォームを使用しているとお聞きしていたような気がするんですけども、そうすると、より口座とのひもづけというものもやりやすくなって、でも、そのL o G oフォームも何か国語とかいろいろな問題点は出てきますし、できない方はできないでしょうから、少しでも多くの、多言語化の中でも、たくさん使われている言語によっては、中国語だったりとか英語だったりとか、何か国語、結構5か国語ぐらいとか選んで、そのフォーマットに、あ、でも自動翻訳とかできるんですけどね。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ホームページのほうですね、たしか機能として言語翻訳ができる部分があるかと思います。ただ、一定来、納税をいただく外国の方というのは、やはりそれだけの収入を得るということで、そういったお口座ですとか、お手続のところは、一定、御理解があるのかなと思っているところですが、分かりづらいところがあれば、そういったお問合せもいただければ、どういったところが不明なのかと、御案内をするようにしてまいりたいと思います。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そういった翻訳機能もあるということにはちょっと思い出して、でも違ったらあれだから答えていただきたかったんですけども、それはさておきとして、では、そういったいろいろな取組をさらにやっていただきたいと思いますし、あとは、入管のところとも連携をして、外に出さない、出さないといったらあれですけど、そういった方々の情報とかも随時連携して取り組んでいけるようなシステムづくりといいますか、関係性の構築をさらに強化していただきたいと思っております。

そして、当面は、デジタルデバインドの方への対策として、電子掲示板と現行のアナログ掲示板との双方を運用していく旨、お聞きをしております。アナログ掲示板については、デジタルサイネージへの更新についても行っていただきたいところですし、また、公示送達は、所在不明の方に対して行うものであるため、そのような方は掲示板を見ることもしない場合が多い、往々にして多いと思いますし、公示送達されていることに気がつかないものであると思うんですけども、電子掲示板について、今後運用されていくということですので、区のホームページ上のどこに掲示板があるのか、知りたい方が見て検索できるような、ホームページの構築をしていただければと思っております。

また、公示送達は、掲示後一定の期間が経過したら、送達したものとみなされる制度であ

りますけれども、電子掲示板のみで今後運営をしていくような時期になった場合、例えばデジタル障害が一定期間続いた場合に、その期間を算入するのか否かとか、検討課題が出てくると思います。

先日、複数の地方自治体のホームページが一斉にサーバーダウン障害をしたというようなネットニュースも私も拝見いたしましたし、このような事態は、なかなか起こり得ることではないんですけれども、発生し得るものであると言えます。すぐに復旧すればいいんですけれども、復旧の見通しがしばらく立たないということも想定をしておかなければいけないというところもございますので、今後、そういった期間の算入など、デジタル障害についても御検討いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 ホームページの公示送達の仕方については、関係所管、うちだけではない、ほかの部署もございますので、全庁的にその辺は調整をしてというか、図っていくようになるかと思っております。

続いて、システムダウンのときの公示送達の効力についてなんですけれども、今、お示ししている条例案もそうなんですけれども、インターネット以外にも、インターネット共にというふうなフレーズが入っているんですが、現行の掲示板、あともしくは、窓口にノートパソコンを置いて、いつでも見れる状況にしてくださいねというような仕立てになっておりますので、掲示板があるという状況でシステムダウンがあれば、その場合は、片方の告示板のほうで掲示をされているということで、その効果は一定来、同じ、既に公示をされたものとみなしますよという、これは官報のほうで出ている判断例なんですけれども、ございますので、その辺についても、地方税についてだから同じように適用するかというのは、何とも申し上げられないところではございますが、また、システム障害の長さですね、どれぐらいの程度にもよるとは思うんですけれども、その辺についても、現時点、国や東京都から地方税に係る公示送達の細かい部分、まだお示しがないところではございますが、そこも含めて、導入の際には適切に対応していきたいと思っております。

○白石委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私の言い方がちょっと分かりづらかったみたいなんですけど、今後、電子掲示板のみで、将来的に運営をしていく場合にはという限定の質問でございましたので、現行、現行のものがあるのではというのは分かった上での発言であったつもりではあったんですけれども、でも、現行、デジタル障害があっても、通常の現行の掲示板も

あるので、アナログのものもあるので、そういった運営をやっていくという御答弁はいただいたので、それは理解ができたというところで、よかったとは思いますが、今後、将来的には、電子掲示板のみにしていく方向性なのかなとは思っていたので、ちょっと質問したんですけれども、それもかなり先の話であるということも理解はした上で質問しておりました。でも、いろいろ研究は重ねていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。ありがとうございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 電子化に伴って、公告の掲示板ですね、あれが大きく変わるということなんですけれども、実は、この提案をいただいて、会派で話をしたときに、もう70年も文京区に住んでいる方、この文京区役所に関係している方が、改めて、そういえばあの掲示板を立ち止まって見たりとかメモをしているとかいうようなのを一回も見たことないわよねという話になりまして、やっぱり区民の方にきちんと知らせなきゃいけない、公告しなきゃいけないという、この趣旨をきちっと踏まえつつ、もし電子化していくのであれば、もう思い切って、あそこの掲示板を取っ払っちゃったほうが、何か見晴らしというか、景観がよくなるんじゃないですかという話が出たんですよね。ぜひ、ちょっとその辺も含めて、基本は区民の方への利便性ですけれども、ぜひその辺についても、将来的には御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 先ほど税務課長からも答弁ありましたとおり、将来的には、今の紙の掲示板も廃止する方向でという方向性はそのとおりなんですけれども、吉村委員から御指摘あったように、デジタル障害があったときの対応ですとか、そのあたりしっかり整理をつけた上で、次のステップに進んでいきたいというふうに考えております。

○白石委員長 よろしいですか。はい。

では、海津委員。

○海津委員 今回の議案がいずれも情報にたどり着きやすくなるということを担保していくものだと思います。その中で、先ほど吉村委員のほうからも出ましたけれども、ウェブと掲示両方、しばらくは併用していくということは理解はしているところなんですけれども、ただ、この議案のところで、ウェブと「または」という書き方をしているんですよね、いずれも。「または掲示板」というふうな形で、本来、ウェブと掲示板って、補完関係にあると思っているんですね。やはり情報弱者に対しての。そもそも、先ほど浅田さんから出ました

けど、あそこのところ掲示板に貼ってあるのは、まず小さ過ぎて読めないんですね。ここに私たちにいただく資料がそのまま貼りつけられている。あれが読めるかといったら、よっぽどの視力がないと読めないだろうと思うので、まずその改定は必要だろうとは思っているところですけども、やはり24時間いつでも誰でも見れるようになるウェブというのは、非常に重要だと思います。ただ、やはりそういうふうな環境にいらっしゃらない方もいるでしょうから、掲示というのも非常に大事だと思います。

そうしたときに、補完関係の中で、「または」というところは、先ほど浅田委員のあれからすると、将来的には掲示がなくなるにしても、今はまだ情報弱者から考えたときの担保する補完関係にあるとすると、「または」ではなく、「及び」だったのではないかと思うんですね。そこのところがやっぱり「または」と「及び」というのは、「及び」だったら、どちらもなんですよ、並列的にやりますよというメッセージが強くなるんですけども、「または」は、どちらかを選ぶんですよ。だから、担当課によっては、いや、これウェブだけでいいでしょうと思ったらウェブだけになるかもしれないし、掲示板だけかもしれないしというところなので、そこの言葉選びというのは、やはり非常に重要だと思うんですけど、なぜ「及び」にならなかったのか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今回、条例第73号と74号と79号と3つ分かれているんですけども、それぞれ寄って立つ法律が異なっておりまして、79号の地方税法に基づくものについては、地方税法の書きぶりをそのまま引いてきているというところなんですけれども、今、御指摘のあった、「または」と書いてあるものは、区が独自に対応しているものということになります。条例上の書きぶりは、「または」ということになっているんですけども、先ほどから御説明しているとおり、ホームページと紙と併用して区としてはやっていくということですので、区の中において、部署によって対応が異なるということとはございません。

先々、紙の掲示板がなくなった場合というのを想定したときに、今時点で「及び」というふうに書いてしまうと、また、その紙をなくすときに、条例の書きぶりを変えなければいけないというような技術的のところもございますし、そういう意味で、「または」という書き方に一部なっているというところがございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりましたが、やはり、条例ですから、分かりやすくということが必要だと思いますし、それは電子化したときに掲示板を廃止するということになったときに、初めて

「または」というふうにするのか、だったと思います。やはり伝わって何ぼかだと思えますし、今、例えばこの議会で確約はしていただきましたけれども、その期間も明確じゃないんですよね、今の段階ですと。いつまでがウェブと掲示板上の併用でいくのか、並列でいくのかというのも、非常にまだ曖昧なところが残ってしまいますので、信頼はします、信頼はするけれども、やはりこうした条例をつくり上げていく、法律用語、私は詳しくないですけれども、やはり誰に対してもそこはしっかりと補完して、情報弱者の方たちにも配慮しているんだという、まさに姿勢が表れる文章であってほしかったなというふうには思います。以後、こういうことがないように、それと、今、明確にさせていただいた、併用していくんだということは、どこの部署においても格差がないように、改めてお願いしておきます。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 条例の書きぶりについての御指摘は、受け止めさせていただきたいと思えます。ただ、今回のデジタルでの対応が始まるに当たりましては、区報やホームページを使ってしっかり区民の方にも周知をした上で、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員長 続きまして、御質疑のある方。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 まず、全体として、幾つかの条例に関わる質問もしますけれども、全体として、インターネットによる公示送達の方法を選択する場合には、いわゆるセンシティブな個人情報については、プライバシーの保護という課題も当然出てくるわけです。それで、この条例改正の根拠になった、デジタル社会の形成法というのを審議したときにも、国会の記録を読むと、政府委員から、それはそうですと、プライバシーの保護については、今後検討しなくちゃいけないというふうに言っているんですよ。法律をつくっておきながら、今後検討というのもどうなのかなと私、記録を読んで思いましたけれども。

それで、その内容については、ちょっと後で聞きますけれども、今の質疑を聞いていて、1つ、最初にちょっと確認したいんですか、全体に関わって、特に74号の行政手続条例のほうを念頭に聞けば、ある程度分かりやすいかなと思いますが、全体に関わって、公示送達の期間は2週間と、で、従来掲示板でということになっているわけですね。これは、いわゆる住所が分からなくなってしまった名宛人というふうに法律上は言われますけれども、その人たちに不利益な処分を何か行うという場合には、当然、不利益な処分を行政処分としてやるわけだから、防御権を行使する機会を与えるという趣旨がもともとあるんですよ。それが掲

示板でやるということに、もともとなっていた。

この掲示板でやることになっていた、もともとの意味というのは、効果といってもいいけれども、どういうことを想定していたんですか。それをちょっとまず最初に。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 公示する場合というのは、あくまでも税の場合と同様に、その対象となるべき方が見当たらないケースに限っての運用ということになっておりまして、ここ数年、ちょっと確認したところでも、この実績というのはないというような状況でございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 掲示板でやることの意義というのは、もともと限られた人しか見ないだろう掲示板に、2週間に限って掲示することによって、防御権をそういう形で保障すると。これはつまり、この限定的な手段で、掲示板というのでやることによって、一定のプライバシー保護という趣旨が、これは古くからやっている方法だから、当時はプライバシーなんていう言葉はなかったと思いますけれども、効果としては、必要以上に拡散されないというような形になっていたということで、これもデジタル社会形成法の質疑の中で、政府委員は、そうなんだというふうには言っているんですよ。この法律の趣旨は、先ほど提案説明のところであった、利便性の向上とか言っているんですよ。それが本当なのかどうかというのは、いろいろあるんだけど。

それで、もともとみんなに誰でも見てくださいというような意味合いで、誰でも見えるけれども、誰でもどんどん見てくださいといって掲示板でやっていたわけじゃないんですよ。ちょっとかみ砕いて言えばね。だから、それがどう変わるのかということとの関係で、最初にちょっと発言をした、センシティブな個人情報についてのプライバシー保護の形が、今度の条例案の中で、どう具体化されているのか。

国は、さっきちょっと紹介したけど、今後、これから、その課題については具体的に決めていくと言っているんですよ。こうも言っていますね。行政法の世界では、これらを参考にしつつ、これらというのは、当時、民事訴訟法の改正のほうが先にやっているの、民訴法の改定の公示送達電子化ね、いろいろやったと。そういうのも参考に、行政法の世界でも制度の趣旨・目的に照らして、各府省とそれぞれのやり方を検討してまいりたいと。これは私、非常に、立法しておいて、具体的な方法は後ですというのは、いかがなものかというふうに思ったんです。その課題が文京区に投げられてきて、条例化されているので、どうプライバシー保護の課題が折り込まれているのか、確認したい。

私としても、それは条文をいただいているので、案をね、読みました。で、73号の1条から6条関係については、条例規則の公布については、これは御答弁いただきたいんですけども、この1条から6条関係については、センシティブな個人情報というのは、そもそも公示の対象になっていないという理解でいいですか。

それから、2条についても、財政状況の公表なので、これも個人情報の公示というのは対象になっていないというふうに、条文上、私はそう読んだんだけど、そういう理解でいいですか。

それから、先に飛ばして、4条と5条、区立公園条例と給水所公苑のここについても、公園に何か残置してある工作物を処分しなきゃいけないときにありました。名前が分かっているならば、それは返せばいいだけの話なので、これも個人情報を公示するということは起きないというふうに、条文を私は読んだんだけど、まずそういう理解でいいですか、ここまで。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 個人情報を扱うものということでの条例の認識は、委員の御指摘のとおりというふうに考えます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、それはそういう心配ない、もともとね。国もそこは心配しなかったということですね。

では、この73号の3条、懲戒免職等の処分を受けた場合の退職手当の支給の制限、これについては、こういうケースがしょっちゅうあつては困ると思うんだけど、この条文に関わって個人情報は出ると思うんですよ、どうしたってね。丸々さんとかってね。それについてのプライバシー保護の対応というのはどのようにされるのか。

それから、74号についても、これは先ほどちょっと先に発言しましたがけれども、不利益処分をする場合の名宛人が所在不明の場合に、防御権があなたにありますよということで、公示するわけだけでも、これもいろんなパターンがあると思うんだけど、いろんなパターンの具体例はちょっと想定しないでいいですから、個人情報が出る場合があると思うんです。それについての配慮の仕方というのかな、それはどのようにするのか。その2点、ここまではまず聞きます。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、御指摘ありました、退職手当に関する条例、それ以外にも個人情報を取り扱う条例、今回含まれておりますけれども、そういった個人情報を含むものを公示する場

合の対応ということでは、恐らく国会での審議の後、デジタル庁のほうから運用方針というものが出されております。そこに幾つかパターン分けをして、対策を取るということが示されておりますので、なかなか、その対策をしたからといって100%万全というものではないというのは、その方針の中にも書かれているんですけども、場合によっては、複数を組み合わせ、より強固な形でセキュリティ対策というのを図っていくということでございます。

それ以前に、先ほど吉村委員からも指摘がありましたけれども、むやみに公示送達をするということではなくて、公示送達に至る前のしっかりした調査をするということは、今まで以上に丁寧にやっていくということも併せてやっていくということでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今まで以上に丁寧に、それは当たり前、当然のことなだけで、大丈夫なんですか、そこら辺の、省力化とかいうことなんでしょう、デジタル化ってね。ちょっと相反する要素が出てきちゃう、ちょっとそこは今日、聞きませんけれども、それ以上ね。

それで、今、御答弁いただいた、国がやったとおりにやったとしても、100%安全でないとわれちゃうと、ではどういう手段で、センシティブな個人情報が、具体的にですよ、ちょっと具体的に聞きますけど、ここは。例えばセンシティブな個人情報と、いろいろ不利益処分、事実が書かれ、住所が書かれ、それがネット上に行ったときに、文字検索をすると、グーグルとかヤフーとかでね。検索技術っていろいろ、どんどん進歩、発展しているわけですよ。それで、そういうことでもって、検索、整理されると、それは非常に国も危惧することになると。だから、国は、それができないような、もっとこれほかの記録を読みますと、そういう検索を回避する技術があるのかどうかも含めて、今後具体的な答えを出してまいりたいというふうに言っていたんです。答えは出たんですか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 すみません、先ほども100%はないと申し上げたのは、デジタルには絶対はないと、そういう趣旨で申し上げたものでございます。デジタル技術は日進月歩でございますので、どんなに対策をしても、新しい技術をして、悪いことをしようとする人はどうしても出てきますので、そういう意味で100%はないというふうに申し上げたものでございます。ですが、できる限り100%に近づけるように対応していくということで、例えば載せるときに、情報を画像化すると。委員がおっしゃったような検索に引っかからないように画像化するですとか、そもそもホームページのウェブサイトのほうに検索されないような対応を取るですとか、そういったものを複数組み合わせることで対応することによって、100%に近づけてい

くという方針でございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そういう画像によってというのは、あるということでありました。私たちも、支給されているタブレットでスキャンしたのとワードをPDF化したやつと、文字データになるか、ならないかというのね、いろいろ使っている方は分かると思うんだけど、そういう違いがあるんですよね。そのことを言っていると思うんですね、国もね。

で、そういう対応が取られる。だから、文京区でこれ実行する場合には、先ほどの懲戒免職の第3条関係とか、74号の不利益処分の名宛人の、どこ行ったか分からない場合に、電子で出すという場合には、では、それは画像データで電子掲示板では出すということなんですね。そういう準備をするということによろしいですね。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 まだ具体的にどうするのというのをはっきり決めたわけではないんですけども、今、私が申し上げたようなことも選択肢の一つということで考えております。実際にこの制度が始まるまでには、しっかり区としての方向性は固めて、全庁で統一して対応してまいるということでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、それは、私からは、技術は日進月歩だと。今、日本の国が一生懸命考えたとしても、スキャンで画像にするのがせいぜいのところですが、せいぜいとは言っていないけど、そういうのありますよと言っているんで、それは最低限そうしていただきたいということで、それはそう決めていただきたいと、そういう方針ね。ということで、お願いをしておくということでもあります。

で、最後というか、もう一本残っているんですね、79号の関係であります。

これは、今までのとちょっと違った要素が加わって、いわゆる区税条例、あと後期高齢の保険料ということになると思うので、税法に関わる分野になるんですね。こちらは違うのかというと、この分野になりますと、税法に関わる分野なので、憲法が定めるところの84条、新たに租税を課し、または現行の租税を変更するには、法律または法律に定める条件によることを必要とする。これは、いわゆる租税法律主義ということでありまして、税を賦課したり、徴収したり、納税したりする具体的な規定だけではなくて、税務行政全般にこの租税法律主義は貫かなければいけないというふうに、これは通説的にそう言われているわけです。まず、その認識はありますね。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、いただきましたその点につきましては、税については、法に基づいて適切に執行していると、そういう認識でございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうしますと、今度の79号を見ると、これは先ほど吉村委員が質疑して明らかにしてくれましたけれども、1つは滞納があると。それからもう一つは、通知と言っていたけど、これ一般的には賦課の決定の通知ということとして、私、さっき聞いたけれども、そういうことですよ。それが公示送達せざるを得なくなるケースが282件だと、今年度でいえばね。そういうことですよ。

で、それが今後電子でやるという場合に、それは国も心配しているように、センシティブ情報については考えなきゃいけないんだと、具体的に。それで、総務省とか、文京区でいくと総務課の方がさっき考えて、国が言ったやり方で画像でやれば、取りあえずというか、いいんじゃないかと、対応できるんじゃないかというふうになっているわけです。それは、そういう画像データでやることによって、センシティブ情報については、一定の配慮というか、対応をするから、2週間の防御権をお知らせするために、これ公示するわけですよ。公示の要件とかは、税法とか今度条例に書いてあると思うんだけど、画像データによることによって、税に関わるセンシティブ情報は、一定の配慮というか、守るといようなことができますよということについては、どこか今度の条例上に書かれているんですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 条例のほうには、具体的にどこがどう何を公示するかと、変わる部分については、御明示はございませんが、地方税法のほうで、現行の地方税法、まだこちらの地方税法は政令が發布されておられませんので、従来の変わらない地方税法、公示送達については、従来のものを使います。その中で書かれておりますものについては、単純にあっさり、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行うという、ただそれだけの内容になっております。

ただ、それを補完するものとして、逐条解説において、送達すべき書類の名称ですとか、送達を受ける者の氏名、いつでもその書類送達を受けるべき者に交付する旨を掲示してくださいねというようなことが書いてあります。

また、御住所については、もともと公示送達の要件として居所が不明といったところでの公示送達に至るといことになりますから、私ども行政サイドとしては、最終的に行政にお

届けいただいている住所、この住所に送達をしたものの到達をしなかった、よって公示をするというようなものになってございます。

ただ、今度、政令を發布すると変わってくる地方税法の第24の2なんですけれども、その中においては、送達すべき書類を特定するために必要な情報、そしてその送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨というような、ちょっと具体的なものになってきました。ただ、そこは、書類の特定に関する情報ですとか、また、具体的に公示送達をする最終的な要件となった住所を入れなくていいとか、そういったものがまだ示されていないところでございます。

ただ、先ほど話にございました、デジタルの法制審議会の中でもお話がありましたプライバシーですね、過度のプライバシーの流出をしないように、個人情報の開示をしないようにというような御意見があったというのは、こちらも重々承知をしている中で、運用指針が示されておりまして、その本領、運用指針を参考にしつつ、プライバシーの配慮が適切に行われた公示送達制度を見直しをなささいというような文面もございますので、私ども税務課、公示送達については、今後、間もなく国からですとか東京都、そういったところのより細かなものを参考にしながら、本来、法がこのような形で書いているものと公示送達の趣旨が違わないような形で、公示送達ができたらと対応を考えております。

また、デジタルの対応については、先ほどの運用指針の中で、HTML方式の文書で読めちゃうよということではなくて、PDFとかJPGで打つとか、そういった画像データにするとか、あと、一定期間経過したら、ウェブから自動的に削除ができるような、そういった仕組み立てもしなさいねということも書いてありますので、その辺も私ども、文京区ホームページを掲載するときには、確認をしながら対応していくようになるのかなという認識でおります。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 たくさん答えていただきましたけれども、ちょっと今、一番最後のところ、一定期間が終わったら電子の世界から消すと言ったけど、それは2週間って決まっているわけでしょう。ちょっと2週間という公示送達の期間と、今、最後の答弁とちょっとどういう関係なんですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 地方税法においては、公示送達のこの優位性というのは、2週間というよりも、7日間でこの公示送達の効力が発生しますので、この一定期間、どの期間を公示しなさ

いというところは、地方税法には定められてないところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今の技術的な到達としては、税、後期高齢の関係についても、画像データでやるというのは、先ほどの一個前の答弁なんかでも触れられたから、それはぜひそうしてください。

それから、税に関するセンシティブ情報というのは、私もほかの自治体のをちょっと幾つか見ましたけれども、名前と住所全部と、その原因というのかな、それも全部書いてあるのから、通知番号と名前だけとか、様々なんですね、率直に言ってね。それが租税法律主義なのかと思うぐらいな事態になっていますよ、これはね。それは別に自治体の皆さんの責任じゃなくて、国はそんな決め方したのが私は問題だというふうに思うんだけどね。

いずれにしても、私が1個前に質問した租税法律主義との関係でいうと、これからやろうとしている電子による税に関わる公示送達の方法というのは、条例には明示してなくて、明示してある場所は、一つ例として御回答いただいたと思うんだけど、逐条解説に書いてあるとか、具体的な政令についてはこれからということ、それは先ほど言った、国は何をやっているんだという感じなんだけれどもね、そういう状態で、私は、本来、税に関わるこの部分についての提案というのは、非常に、やっぱり今の質疑をやっている、時期尚早なんじゃないかと思うけど、政令で施行の期日が、いろいろ読み解くと迫っているというわけなんでしょう。それ施行の期日の関係で、今の時期の提案になった、その事情というのもちょっと御説明いただけますか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 もともとこちらの条例、地方税ですね、条例を改正するに至った、もともとの地方税の改正については、令和5年3月31日に成立をしているところでございます。ただ、先ほども申し上げましたとおり、こちらの法律については、公布の日から起算して3年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行というような形で書いているところがございます。そうした状況もございまして、条例の改正については、今回お示しをしている文書で、令和5年3月31日以降、いつでも出せる状況というか、改正できる状況ではございましたが、今、副委員長が言われましたこと、あと吉村委員ですとか皆さんの御懸念、種々煮詰まってない中で、条例改正をするというところ、文京区としても、そのほかの告示式条例ですとかそういった関係性もございましたので、その辺の全庁的などところすとか、近隣もしくは都、そういった状況を見ながら、今般の条例改正、タイミングを見計らって出させ

ていただいたという次第でございます。

○白石委員長 よろしいですね。

これで質疑を終了させていただきます。

まず、議案第73号、文京区公告式条例等の一部を改正する条例についての態度表明をよろしくお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役は、この73号議案に関しまして、情報弱者への配慮も十分に整えていただきながら、並列での公示を強く求め、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 これまで紙媒体であった公示送達について、デジタル化の進展に伴って、対象者に情報を届けやすくする改正であると認識しておりますので、議案第73号、賛成いたします。

○白石委員長 永久さん。

○山本委員 73号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAも、73号、賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党も賛成をいたします。DXの推進、また区民の利便性や事務手続が簡便化するという、簡素化するというような意味合いもありますし、今、様々な懸念についても、今後、検討していただいたりしていただけるということも確認できましたので、公明党、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 文京区公告式条例等の一部を改正する条例は、告示、公表等につき、区のホームページ上に電子掲示板を新たに設置し、掲載する方法を取ることができるようにするものでありまして、係る改正は、区民の便宜に資するものであると言えます。デジタル化を推進している文京区としても大切な取組であると考えため、議案第73号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

なお、プライバシーへの配慮という観点については、国の動向も踏まえて対応策を検討し、庁内で今後統一していただければと思っております。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第73号でありますけれども、3条関係の懲戒免職のときの退職金の支給

制限、ここについては、個人情報との兼ね合いという問題があるということなので、今日聞いてきたような対応で十分注意してやる必要があると。これはいろいろ事情があったとしても、人権に関わる問題なので、厳密にやっていっていただきたい。

ほかの1条から6条、2条、4条、5条関係については、これは国とかが言うように便利になるよねという側面はあると思うんですよ。ただ、当面、現実の掲示板と電子と両方やるとなると、手間が2倍になったままなんじゃないのという不安は、不安というか、疑問は残るということは言っておきたいと思いますが、いずれにしても、そういう意見を付した上で、日本共産党は73号について賛成をいたします。

○白石委員長 審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第74号、文京区行政手続条例の一部を改正する条例の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 文京区行政手続条例の一部を改正する条例は、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の方式につき、電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることができるようにするものでありまして、係る改正は、先ほども述べたように、区民の便宜に資するものであると言えます。デジタル化を推進している文京区としても、大切な取組であると考えするため、議案第74号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第74号、先ほどの意見を付しまして、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 74号、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 74号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第74号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、先ほど申し上げた意見同様のことを付しまして、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第74号についてであります。これは不利益処分をする場合に、告知、

聴聞の方式を見直すということで、不利益処分を受ける人の防御権をどう保障するのかという点と、それから個人情報のセンシティブ情報の保護といったことを考えたときに、非常に悩ましいことになる条例案であるというふうに思います。悩ましいというふうに言っているだけじゃちょっと態度表明にならないのでありますけれども、これは、しかし、防御権をいずれにしても特定の人に通知しないといけないと。住所が分からなくても通知しなきゃいけないという事情があるので、これについては、先ほど来言っているように、個人情報というのは、自己情報コントロール権というのは人権でありますので、そのことによくよく配慮していただいて、画像データで検索に引っかからないという対応に加えた、新たな技術が出てくるようなときには、それを最新のものを取り入れてやっていただくということを強くお願いして、74号については、やむを得ず賛成ということであります。

○白石委員長 審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定させていただきます。

次に、最後になりますが、議案第79号、文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 議案第79号、先ほどの同様の意見を付しまして、区民が主役、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第79号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 79号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 79号、賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 79号、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 自由民主党も議案第79号、賛成とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第79号であります。これは質疑の中でも明らかにしたように、個人情報、センシティブ情報、自己情報コントロール権などに関わる今後の税務行政における対応というのは、条例上に明示がなく、説明しようとする、逐条解説を引いて説明せざるを得

なくなる。そういう状況を自治体に持ち込む、こういう法律そのものが問題だという認識があります。

それで、やっぱりちょっと決定的だと思うのは、それに関わる政令はこれからというんですね。一体、国は、この足かけ4年になるのかな、23年に公示できましたから、足かけ4年ですね、この期間、一体何をやってきたのかということについて、強く抗議するぐらいのことはあっても私はいいんじゃないかというふうに思います。

それで、態度表明としては、反対なんだけれども、その視点というのは、やはり質疑の中で申し述べたように、憲法84条の租税法律主義ですね、税務行政はやっぱり法律、条例ということで、法令にのっとなって、様々なことが決められておかなければいけないということでありまして、この観点から考えて、賛成というふうに言う要件を明らかに欠くというふうに思います。という点で、日本共産党は、79号に反対をいたします。

○白石委員長 議案第79号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対1、原案を可決すべきものと決定させていただきます。

次に、議案第75号、文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例。

議案第75号は、報告事項8「文京区男女平等センターのリニューアルオープンについて」が関連するため、先にその報告を受けることといたします。その後、議案第75号の提案説明を受け、一括して質疑を行うことといたします。

それでは、報告事項8「文京区男女平等センターのリニューアルオープンについて」の説明をお願いいたします。

熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 それでは、報告事項8、文京区男女平等センターのリニューアルオープンについて、御報告いたします。

資料第15号を御覧ください。

項番1、概要ですが、文京区男女平等センターで現在行っている改修工事が令和8年4月30日に竣工する予定であり、令和8年6月1日のリニューアルオープンに向けて、今後、開館の準備を進めていくというものです。

項番2、所在地、項番3、リニューアルオープン日（予定）は、記載のとおりです。

項番4、各施設の面積及び使用料についても記載のとおりですが、一部、保育室や研修室、和室及び会議室において、授乳室の新設等工事に伴い面積に変更があり、それを使用料の算定基準に照らして使用料を減額いたします。

なお、保育や会議室等の利用スペース部分そのものに変更はなく、利用者の利便性に影響はないものと考えております。

項番5、周知については、記載のとおりです。

項番6、今後のスケジュール（予定）ですが、4月30日の竣工後、5月下旬に内覧会、6月1日にリニューアルオープンの予定としております。

御説明は以上です。

○白石委員長 続きまして、議案第75号の提案理由の説明を求めたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第75号、文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案集の17ページを御覧ください。

本案は、男女平等センターの改修工事によって生じた面積変更に伴い、会議室等使用料を改定するため、提案するものでございます。

この条例は、令和8年4月1日より施行し、この条例による改正後の文京区男女平等センター条例別表の規定は、令和8年6月1日以降の使用分から適用するものでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

山本一仁委員。

○山本委員 男女平等センターリニューアルということで、この間、工事、本当にお疲れさまでございます。ありがとうございました。

中身ということじゃないんですけども、私も、予算・決算で時折質問させていただいたことがあるんですけども、もうリニューアルオープンが決まっているので、とやかく言うつもりはないんですが、男女平等センターのそもそもの名前というか、看板ですよ、昔は婦人センターでしたっけ、言われていた時代もあって、男女平等センターになって、もう男女平等センターになって何十年もたつと思うんですけども、文京区男女平等センターということでもありますけれども、何かなじまないような気が私はしているんですけども、何か今どきふうな名前に、あまり男性と女性が平等だという名前が表立って出ているということに対して、私はですよ、逆に、何か平等でなさそうだから、平等を訴えているのかなというふうに見えてしまうところがあって、なかなかこれ、中の運営している方たちですとか、各種団体の女性団体の人たちの中の御意見を尊重するんですけども、リニューアルに合わ

せて、合わせてなくてもいいですが、この間、担当課としては、団体の人たちとそんなディスカッションですとか意見をもらったりですとか、使用に関して、ルールに関して、こういった機会ですので、その辺の名称について、何か、ダイバー何とか、いろいろ、横文字がいいとか、分かりませんが、何かそういう意見交換的なことはあったのかなというふうに思っているんですけど。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの名称でございますけれども、男女平等センターという名称につきましては、平成14年からこちらの名称で運営をしてきているところになります。このリニューアルオープンに合わせて、名称の検討をされたかというお話かと思うんですけども、名称につきましては、これまでも指定管理者ですとか、その登録団体のほうとお話をしてきたという経緯がありまして、今回、そのリニューアルに合わせて、改めて名称をどうするかという話をしたというところではないんですが、やはりどうしても、男女平等センターという名称から、利用率がなかなか伸びてこないという部分も、一部、声として聞かれたということもありましたので、若い方たちにより使っていただきたいという目的から、令和7年の4月から、愛称という形で募集をいたしまして、「エガリテ」という名称で、フランス語で平等という意味になりますけれども、そちらを、愛称を公募させていただきまして、つけたというところになります。

男女平等センターで、その男女平等という名称も、条例上、男女平等センターが男女平等参画推進の拠点施設であるという条例上の位置付けになりますので、そちらの名称は非常に大切なものという認識も持っておりますので、そちらと並行して愛称をつけさせていただいて、より広い方から使用していただけるような施設にしていきたいというふうに願いを込めて愛称をつけたところになります。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。よくあるのは、条例名と通称名と違うということであるんですけども、であれば、リニューアル後は、エガリテ、何語だか分からないんですけど、その名前が看板につくということでもいいんですか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 名称はあくまでも男女平等センターになりますので、あくまで愛称というところなので、呼び名というか、あだ名といったらあれですけども、より使ってもらうときに、エガリテというあの施設を思い出すというような位置付けで使っ

ていただければと考えております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 何かびんと来ないんですけど、愛称、通称とっているか分かりませんが、結局、そういうふうな名前をあえて意見募集をして、若い人にも利用してもらおうということで、せっかくやっていたのに、非常にいいことだと思うんですけど、私も通称名を知らなかったですし、そうやって名前をせっかく募集して決めたのであれば、それをやっぱり広く周知するのが本来の意図じゃないのかなと思うんですけども、何でもまたそこに帰着してしまうのか、男女平等、確かに参画条例だとかいろいろ分かるんですよ、分かるんですけども、昔、本駒込地域センターか、勤福の下側だか、何か通称名と条例名と違うって、いろいろあるんですけども、響きの森だってそうですよ、小ホールだって、響きの森なんかとって。

だから、そういうふうなせっかくアンケート調査、お金をかけてやって、そういった意見が出たのに、せっかく名前を採用してもらった方たちにとってみれば、あまり使われてないじゃないかと、逆にないがしろにされているんじゃないかと思ってしまうような気がするので、それはどんどん表立って使っていただきたいと思うので、よろしく願いいたします。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、リニューアルオープンに合わせて、各種、区のホームページですとか、区報のほうでも周知を図るという予定をしております。改めて、この愛称につきましても、やはり委員おっしゃるとおり、なかなか広がりがいまいちの部分実感としてありますので、そういったところももう少し覚えていただけるような形で周知も図っていきたいと考えております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 最後、すみません。ぜひ、周知をしたいということでいくと、男女平等センターの看板のどこか横に、その通称名を入れるとか、男女平等センターというだけじゃなくて、エガリテというだけじゃなくて、分かるように、そこにちょっと看板、私もよく男女平等センターまつりに行ったときに、自撮りして、今日来ましてって、写真を撮ってフェイスブックとかに上げたりしているんですけど、そういうところに看板に入っていれば広まると思うんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 今、改修工事のほうを進めておりますが、建物の入り口のサインですと

か、中の案内表示板のほうにも、文京区男女平等センター、エガリテということで、サインのほうをつける予定となっております。

○白石委員長 山本委員。

○山本委員 表の看板はできないんですか。

（「表の看板……」と言う人あり）

○山本委員 あ、できる。ありがとうございます。

○白石委員長 何やっているんですか、2人で。大丈夫ですか、分かりました。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 ほかにありますね。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 その把握を、熊倉課長にはちゃんと知っておいていただきましたかったなと思いますね。それで安心しました。私もそのことはすごく気になっていて、広がりがいまいちというのは、やっぱり所管課の責任じゃないかなというふうに思って、せっかく愛称を考えてくださった区民の方たちは悪くないと思うんですよ。それはPRの仕方、しっかりやっていただきたい、これは厳にお願いを申し上げたいと思います。

それで、改めて、センターの工事の最新の進捗状況、そしてまた、オープンに向けての事務の準備、PRも含めて、どういった状況になっているのか。そしてまた、文女連の方たちにやっていただいている、そういった事務事業の部分なんかも、今、どのような状況でやっていらっしゃるのか。御不便、いろいろかかっているかと思うんですけれども、そのあたり総体的に教えてください。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 失礼しました。リニューアルオープンにつきまして、現状というところがございますけれども、私も先日、現地のほうを見させていただきまして、あらかた竣工に向けて、内装の準備をしているところでございました。今後、細かな工事のところは、詰めて4月30日までにというところにはなると思うんですけれども、並行して、その運営面につきまして、貸館の予約の事務ですとか、リニューアルオープンのイベントの準備ですとか、指定管理者が決まったところですので、今後、協議をしながら、今、準備を少しずつ進めているというところになります。

○白石委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 もう少し詳しく聞けると思ったんですけれども、その程度しか、今のとこ

ろは発表できないというようなことでしょうか。

（発言する人あり）

○田中（香）委員 いいんですよ、しょうがないですものね、この時点でそのぐらいの……。

オープンを楽しみにしております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 皆さんがお聞きしていたのと同様の方向になるかと思うんですけども、やはり面積の拡張や値下げだけでは支援の質が上がらないんですよ。やっぱりリニューアルが、きれいにする、使いやすくする、面積を調整するという話ではないですし、男女平等センターが持っている使命は、ジェンダー平等の推進拠点や当事者の居場所、それから相談事、相談者へのエンパワーメントの場であったりとか、それから社会構造に向き合う拠点でもあるわけですよ。そうしたところで、今回、この改修を行ったこと、改修に今、申し上げたような男女平等センターとしての役割がきちっと改修のリノベーションの設計思想に入っていたかということだと思えますね。

今回のところで、利用者層は広がるのかということがあると思います。だから、先ほどから出ていますけれども、若者だったりとか、それからLGBTQの方もそうかもしれないし、男性のことは言われていましたが、そうしたことや、当事者支援は強化されるのか、ですよ。例えば、相談室というのは増えたのか、それとあと遮音性ですよ、やっぱりきちっとプライベートが担保されるかということって、すごく大事なことだし、そうしたものの先に、利用者支援が広がって、利用者の数とかが広がっていくと思うんですけど、そのあたりはどうなのか、具体的に教えていただけますか。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらは、施設のリノベーションのお話かと思えます。

どのように変わるかというハード面の部分はもちろんですけども、まず明るくなるというところはありますけれども、そういったところに加えて、プライベートの確保ですとか遮音性のお話がありました。男女平等センターでやっております相談室業務ももちろんこれから実施をしていくところになりますので、そういったプライバシーの部分、適切に確保していくというところで、より充実させていきたいというふうには考えておりますし、若者の方に、より使っていただきたいというのも一つの大きな目的になりますので、例えば今回の保育室の部分になりますけれども、授乳室につきまして、一般の利用の方も使用できるようになったりですとか、子ども用のトイレがより使いやすくなったりとか、若い世代の方がより

使用しやすい施設に、今、いろいろ考えているところ、仕様を検討といいますか、進めているところになりますので、そういったところで、施設のより快適な利用方法につきましても確保できるというふうに考えております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。分かりましたというか、利用層を広げるために、いろいろと考えていただいているんだなと思いましたが、ただ、今のお話の中に子どもが入ってないんですよね、18歳以下は、想定が。こどもの権利条例の中では、何度も申し上げていますが、そこ実装していくことが非常に大事だと思います。今回のところで、例えば子どもが、b-labなんかでもそうですけど、子どもが使う場合には、区在住の人だと無料になるとかいろいろあるわけですよね。子どもたちが自ら、自分たちが主体的に活動する場においてはどうするかということ、それこそ利用層を広げていくのであるすれば、今、18歳以下の子どもたちエガリテに愛着を持って巣立って行って、そこで様々、若者になったりまた高齢になったときに、またそのところで活動していくというのが、利用層を広げていく大きなチャンスになると思うんですけれども、そうした子ども、18歳以下に対しての無料化というか、そうしたことを今後検討していくお考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、事業の組み方につきましても、これからより若い世代の方に参加していただきやすい事業がどういったものがあるのかというのは、より考えていく必要があると思っております。

施設の中でも、様々な研修スペースですとか実習スペース、和室、様々な会議をしたりするスペースとか用途が使える場所がありますので、そういったところをより使用していただきやすいように、周知ですとか、使い方の部分のアナウンスにつきましても、指定管理者とお話をしながら考えていきたいというふうに思っております。

（「料金……」と言う人あり）

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 失礼しました。料金につきましては、ちょっとこれからのように減額が使えるかとかというのは、まだこれから検討しているところですので、そういったところも御意見としてお聞きしながら、今後、お話をしていければと思っております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 文京区は、これからこどもの権利条例が発足するに当たって、またリーダーとな

るといふか、子どもたちに募集をかけて応募してきた30何人の子どもたちが入ってきて、また、これからこどもの権利条例をいかに具体的に文京区の施策の中に実装していくかということ話し合ってもらえる場になると思いますので、こうした今回のリニューアルに当たってのエガリテのところを子どもたちが使うに当たって、どういうふうな料金だったりとか無料とか、そういうふうな使いやすさという点を、きちっと意見を聞いていただく場を設けていただくというのは、非常に大事なことだと思うんですね。

また、このところは、想定はもう18歳以上となってしまうている。それか、保護者同伴みたいにしかなれない。でも、やはり子どもたちが自ら主体的に動いて、そのところで活動するというのは、一定保障されていいと思いますので、そこはしっかりとこどもの権利条例のメンバー、子どもたちの実行委員たちと一緒に御協議いただくということはお約束いただけるものではないでしょうか。そこを最後をお願いします。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちらの使い方につきましては、委員おっしゃるとおり、こどもの権利条例ですとか、そういったところの関連施設の一つとしても、より連携が図れればというふうに考えておりますので、そういった所管のほうともお話をしながら、より使いやすい施設となるよう、考えていきたいというふうに思っております。

○白石委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 先ほど来の議論で、これまでの男女平等センターで活動してきた精神がちゃんと生かされつつ、なおかつ若い層にもちゃんと利用、あるいは理解をして参画していただけるようにという観点での改修というか、されているということで、歓迎したいと思います。

その中で、ただ、ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、やっぱりあのセンターは、もちろん男女平等という歴史性、ある意味思想ですよ、そういうのもあると分かるんですが、その中で、伝統文化であるとか、あるいは前回の委員会で課長のほうからワークライフバランスの話を出されました。そうしたことが、この改修の中にどのように生かされているのかというのをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

畳の茶室がありますよね、あそこはそういうふうに改修されるのかということで、つまり、やっぱり私は、必要な文化だと思うんですよ。だから、どれだけの人が使っているかということだけではなくて、区として、茶道についてもちゃんとやろうと、参画していただきたいというような広報、宣伝も含めて、参加を、利用をしていただきたいということをぜひお願いしたいと思うんですよ。

で、具体的な改修のときに、どこかの専門的な方に指導いただくとか、あるいはこういうふうにしたらいとか、何かいろいろあるらしいので、私、あまり詳しくないんですけど、床の間であるとか、お湯を沸かす炉であるとか、水屋といわれるところ、あるいはにじり口という特別な入り口があったりする、こういう専門的な茶道のね、あると思うんですけど、そういったことをちゃんと御指導いただいているのかと、これが1点。

それからもう一つは、調理実習室がありましたよね、あれについても、やっぱり今後、男だからとか女だからとかいうことではなくて、きちんとワークライフバランスの観点から、様々な調理実習というのは行われるようにしたほうがいいと思うんです。それに当たって、設備はどんな、専門的な調理実習ですから、調理の教室みたいなことも含めて行われると思うんですけども、それについての工夫なり、新たにこんな設備を導入したとかというのがあれば、教えてください。2点について。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、まず和室のお話でございますけれども、和室につきましても、基本的にこれまで使えたような形で、広さ等もそのまま、使えた設備とかもそのままこれまでのように使用できるように改修をするところでございます。

今、お話がありました炉につきましても、準備をしておりますので、そういった活動が止まらないように、今後も活動団体の方には周知を図っていきたく思っております。

実習室につきましても、今、委員御指摘あったように、実習の内容、事業の内容の中でも、クッキング教室だけではなくて、パパクッキングということで、お父様が自宅でクッキングをするときにも、役立つようなクッキング教室を開催したりとか、それは今後開催していく予定ですし、改修のハード面につきましても、調理台は今、IHをつけることになっておりますし、また新たなところとしては、実習室の中に車椅子の方でも入れるようにスペースを準備して、より広くそういった実習の活動ができるように工夫をしているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっともう一点、実習室なんですけれども、先ほど言われたように、男だから女だからということではないんですけども、パパクッキングというようなことも考えられているということなんですけど、今、やはりといったら何ですけど、例えば調理の先生の手元が見られるような、天井に鏡があって、生徒さんのほうからは手元が見られるようなシステムになっていたりとかね、あるいは、先ほどIHという話がありましたけれども、今、非常

に電子レンジなども非常に高度な、本当にもういろんな調理ができるような機械が開発されていて、そうしたことについて、やっぱり時代が変わっていますから、そういうことも使えるようなシステムにぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、細々した道具にしても随分研究されているんですね。で、その辺についてはどうなのかということと、これを選ぶのは一体どなたが選んでいるんですか。こういう器具にしようとか、こういう設備にしようというのは。これちょっと2つ質問いたします。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら、実習室のお話ですけれども、モニターですとか天井で手元が見える設備になったりですとか、いろいろな便利な調理器具が増えていることの導入についてのお尋ねですけれども、現状、今の時点での市場に出回っている調理器具ですとかそういったところを確認しながら、より適切な価格で調達できるものということで、備品として購入をしたりですとか、そういったところは準備をしているところでございます。

今後、より新しい実習器具とかそういったところのお話につきましては、ちょっとこれからの事業のやり方ですとか、指定管理者等ともお話をしながら決定をしていきたいというふうに考えております。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 ちょっと補足になりますが、実習室のレイアウトを決めるに当たって、もともと一列に並んでいた実習台を、前に講師というか、先生が調理ができて、それが見えるようなレイアウトに変更して、今回配置しております。先ほど委員がおっしゃったような、鏡を上を設置してみたいな話も、設計の中では話は出ていたんですけれども、今はもう鏡というよりかは、カメラで撮った映像でいろいろ手元が見れるような、そういった時代になってきていますので、そこは工事のほうで入れるのではなくて、今後、必要があれば、運営の中でやるということも含めて、とにかく使いやすく、見やすくということを意識した設計はしております。

それから、こういった設備、何を入れるかを誰が決めるかといった御質問ですけれども、設計に当たって、所管課ですとか、あと現地のほうから、こういったやり方で使いたいとか、こういった運営をしたいというような、そういった希望を受けて、設計者のほうで数々提案を行いまして、その中で、利用者の声とかも事前に施設側で聞いておりますので、できるだけそれに応えられるものということで、打合せを重ねて決めてきているといったことでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 いや、僕のほうが遅れているのかな。

（「うん、遅れている」と言う人あり）

○浅田委員 遅れている。あ、そう。ただ、ちょっと思ったのは、文京区の中にも栄養士の先生がいらっしゃるんですよ。その栄養士の先生の中には、結構いろんなところに出向いていて、そうした研修を受けたり、勉強したり、新しい道具を研究したりしている栄養士の先生がいらっしゃるんですよ。私自身がもうちょっと古いということなので、ぜひ、そういう栄養士の先生の方の意見、こんなふうにしたらいいですよというようなのをぜひ聞いていただいて、私は参考にしていただけたらというふうに思いますので、もちろん業者さんも詳しいかもしれませんが、ぜひその辺の、ちょっと広い視野で改修をぜひお願いいたします。

以上です。

○白石委員長 ありがとうございます。

ほかに御質疑はございますか。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 今のちょっと1点、料金のところですけども、保育室については、授乳室のところを切り離してという説明があったので分かりましたけど、ほかのところも、基本的には従来の料金との関係でいくと、利用者の使えるところが狭くなったとかなくなってないかということです。逆に言えば、今までの料金が多かったということでもないという説明を聞いておきたい。

それから、従来からこの使用料については、文京区では受益者負担の考え方ということでやってきて、消費税増税やいろんな諸物価高騰、経費の高騰ということで、検討というか、見直し、あれ3年に1遍と予定していたんですけど、やっていたのができなくなって、今後、その考え方そのものを再検討する、再検討と言ってないか、検討し直すぐらいのことを言っていたと思うんですけども、それは今回どのようなようになっているんですか。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 受益者負担につきましては、28年度以降、改定を行っていない状況となっております。委員おっしゃるとおり、縦軸と横軸、例えば市場性とか必需性、そういったところの観点から4分割して、使用料の計算方法を定めたところになります。

ただ、今回の改正につきましては、現時点では、今の考え方、市場性と必需性の視点に基づく考え方につきましては、現時点では妥当と考えておりまして、今回の使用料改定につき

ましては、あくまでも工事に伴う面積変更というところですので、客観的な条件の変化で対応したものであって、算定手法そのものをまだ見直す段階には至っていないという判断の下、今回、従来 of 計算方法を用いたこととなっております。

○白石委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 保育室以外のその他の施設についての使い勝手というお話がございましたが、こちらにつきましても、基本的に、例えば会議室の部分も使用料が減額になるんですけれども、こちらにつきましても、中の所要のスペースといいますか、その会議のスペース自体は減るということではございませんので、より前室として使っていた部分にロッカーを置いたりですとか、使用勝手がよりよくなるように改修をしたというところになりますので、これまでの使用されていた方がちょっと不便を感じるといったところはないものというふうに考えております。

○白石委員長 よろしいでしょうか。はい。

それでは、議案第75号について、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例ですが、これは男女平等センターリニューアルオープンに伴い、各施設の面積が縮小されることから、使用料も改定するというものでありまして、妥当な改正であると考えます。議案第75号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

なお、男女平等センターが今後、よりよい形で区民に活用されるようにしっかりと取り組んでいただければと思います。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第75号、賛成でございます。リニューアルオープン、頑張ってくださいと思います。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 先ほどいかに私が遅れているというのを、今、調理の専門学校なんかでは、手元カメラとかそういうのが非常に進んでいて、しかも画像が相当いいらしい。そういうのを基にしながら、ワークライフバランスを含めた、男女平等の活動をぜひ進めていただきたいと思いますというお願いをして、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 75号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 使用料については、9部屋中5部屋は、実質的な利用可能面積を変えずに減額できることになったということです。

また、以前要望していた、授乳室が新たに設けられることや、子ども用トイレが保育室の利用者だけでなく、全ての子どもが利用できるようになるということは、子ども連れの来館者の利便性の向上につながる施設更新であり、よかったというふうに思います。

施設の運営面では、11月議会の一般質問ですとか、本委員会でも様々要望させていただきましたが、リニューアルオープン後、文京区の男女平等推進や若年層を含めた女性支援がさらに強力に推進されていくことを引き続き要望いたしまして、議案第75号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 質疑の中でも申し上げましたが、子どもが利用の主体となる場合、料金や使いやすさ、安心感といった運用については、大人だけで決めるものではありません。子どもの意見を丁寧に聞いて、検討して進めていっていただきたい。こどもの権利条例の理念の実装につながることを強く求め、75号、区民が主役、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第75号、条例については、質疑で確認しましたので、賛成をいたします。

ただ、この使用料、手数料に関わる受益者負担の考え方については、今もって妥当という答弁もありましたけれども、必需とか4分割のやり方というのは、1980年のたしか神戸で使われていたというものであって、今からもう半世紀前のものなんですよ。この間、文京区の実践においても、先ほど言った、増税とかいろんなものの値上がりというので、28年以降はその運用ができなくなっているという点では、私は、妥当性を欠くし、もともと区民の使用料、手数料の徴収の考え方としても妥当じゃなかったというまとめをするべきだというふうに思いますが、それは意見として申し上げておきたいと思います。

○白石委員長 議案第75号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定をいたします。

続きまして、議案第77号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由の説明を求めます。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第77号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

委員会資料第5号を御覧ください。

本案は、社会と公務の変化に応じた給与制度を実現するため、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

項番2の新旧対照表を御覧ください。

まず、第6条第4項の改正は、昇給制度における標準の昇給号給数を見直すものでございます。

行政職給料表（一）の適用を受ける職務の級が6級の者について、標準の昇給号給数を零号給とするものでございます。

次に、第20条の2の改正は、管理職員特別勤務手当を見直すものでございます。

週休日等以外の日における支給対象時間を拡大し、午前0時から午前5時までから、午後10時から翌日の午前5時までとするほか、文言の整理を行うものでございます。

次に、別表第1及び別表第2に定める給料表の改正は、管理職員の給与制度の見直し等に伴うものでございます。

最後に、附則でございます。

まず、第1項は、施行期日を令和8年4月1日と定めるものでございます。

第2項から第7項までは、職務の級及び号給の切替えその他について、施行日における取扱いを定めるものでございます。

最後に、第9項は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、附則第5項から第7項までに定められた平成30年行政系人事制度の改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の規定について削除するものでございます。

以上の議案第77号につきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

宮野委員。

○宮野委員 まず、このたび、部長職にも成績評価が導入されたことによって、昇給号給数が見直されることは、組織全体の活力を向上させる前向きな取組として期待をしております。また、管理職の特別勤務手当の支給対象時間拡大についても、以前、コロナ禍で担当部署の方々の過酷な勤務実態を見てまいりましたので、そうした緊急時に備えて、妥当な改正であるというふうに思っております。

一方で、平成30年行政人事制度の改正に係る給料表の切替えにより、現在まで差額支給を

受けていた職員に対して、今回の改正で支給が廃止されるということについては、処遇の低下につながる可能性がある点として懸念をしております。これに関連して、特例の昇任選考を行うということですが、2点確認をさせていただきたいと思います。

まず1つ目に、今回の差額支給の廃止によって、実際に給料が減額となる職員が何名いらっしゃるのかということ。

2点目に、特例の昇任選考は、職員の意欲を問う場となるのかと思いますが、職員一人一人に希望する働き方があると思います。対象職員に対してどのように昇任選考のことを通知して、個別の事情や意向をどのように確認していくのか、お伺いします。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 現状、これは昨年支給の給与勧告時点ということになりますが、差額支給の対象となっている職員については、10名おります。今回、今お話がありました、その10名も含めてということにはなるんですが、通常の昇任選考とは別に、特例で昇任選考及び能力実証を実施、現在ちょうどしているところというところでございます。

で、通常の昇任選考については、希望する方が手を挙げて申し込んでというような形になるんですけども、今回については、対象者、個人個人に、全て一人一人にということで、通知のほうをお渡しして、受けるか受けないか、受けないにしても書類を提出していただくということで、漏れがないようにというところ、最大限配慮をしているところでございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 すみません、それと、通知と合わせて、一人一人の働き方の意向というものは、その書面をもって伺っていくということなんでしょうか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 そちらについては、昇任選考ということになるので、昇任した後どうなるのかというところは、当然職員としても気にかかることだというふうには思っておりますので、この選考を受けた後、どういう処遇になるか、どういう待遇になるかというようなところを分かりやすいようにQ&A方式にしながら、職員個々にお配りしているという状況でございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 一人一人に漏れなくそういった書面で通知が行く仕組みというのは、分かったんですけども、やはり昇任の選考に当たって、単に区が職員の意欲を試すというような、そ

ういった姿勢ではなくて、例えば、昇任の意思はあるけれども、どうしても家庭の事情で踏み出せないといったような不安ですとか、そういった個々の事情を抱える職員もいらっしゃるということが想定されると思います。そのようなきめ細かな事情まで把握するには、やっぱり書面のやり取りにとどまらず、一人一人の意向を対面で確認していくということも必要なのではないかと思っておりますが、区のお考えをお伺いしたいと思います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 実際、その昇任選考、ここまで受けてこられなかったというような方については、正直、やる気もそうなんですけれども、御自身の強い意思があったりする場合もございます。やはり一方で、試験を受けるということが、本人たちにとって、こちらからの働きかけが強制だったりとか、無理やりというような形にはならないようにというようなことは、最初の段階で検討して方法を決めたところでございます。

制度としてなかなか分かりづらいところもあたりもするので、当然、それは所属長にはなかなか言いにくいとかというようなこともあるというような前提の中で、職員課のほうで窓口となって、そういったお問合せにも応じるというような形で対応はしているところです。

人数が一定、60名近く対象者がいるというようなこともあって、ちょっとその人たち個々にというような形で、面談の形のようなことは取ってはいないんですけれども、そういった制度趣旨だとか、その制度のメリット、デメリットというようなところは、漏れなく伝えられているというようなところでは考えております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 その御本人の強い意思で昇任を希望されない場合もあるということなんですけれども、やっぱり昇任を希望しない強い意思の背景に何があるかということは、本当に千差万別だと思いますけれども、例えばですね、午前中の議論にもありましたけれども、女性を含めた職員で、育児ですとか介護といった家庭の事情や、キャリアに対する価値観の違いなどもあると思いますけれども、そうした、60名のうちの10名の方は、それに挑戦しなければ、どんどん処遇が今よりも低下してしまうということですよ。なので、そうしたことも総合的に見て、しっかり、今回の選考を単に意欲を試していく場というふうにするのではなくて、そうした個々の事情を組織が把握して、より柔軟な働き方、それから個々のサポート体制をどのようにしたら構築できるのかということを考えるためのスタートラインというふうにしていただきたいなというふうに思っております。

それが、先ほど午前中の議論にもありました、女性を含めた全ての職員が昇任を目指した

いと思えるようになる環境をつくることにもつながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、そうした個々の事情をしっかりと把握するための努力、それからそれを解消するための取組というのをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今回、対象となっている方というのも、今回この特例の昇任選考というのは初めて、初めてというか、今回限りの制度になりますけれども、当然、昨年度以前というようにところでも選考の対象となっていて、その際にも、所属長を通じて、そのときは一般の制度なので、そういったところでもかなりお話をほうはさせていただいているところでございます。

その中で、先ほど本人の意思というようなことも申し上げたところでもあるんですけども、やはりそこを押してまでというふうにはこちらも考え得ることは難しいかなとは思ってはいるんですけども、今回、実際ここまで丁寧にやっているというようなこともあって、それに対するリアクションといいますか、反応というのは、通常の選考よりもやはり大きく受けているというふうなところでもありますので、その中できちんと、先ほど申し上げたように、具体的に1対1で面談とかということとはしませんけれども、きちんと意向のほうは確認した上で、選考のほうは実施していきたいというふうに考えてございます。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。個々の事情の把握だけにとどめることなく、これからのサポート体制の構築というところにぜひつなげていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

浅田委員。

○浅田委員 ちょっと外れるかもしれませんが、規定の整備ということでは、やっぱり働きやすい環境にするということが大きな問題だろうというふうに思うんですね。で、ちょっと細かい話で申し訳ないんですが、私は、区民の方がいろんな地域で活動することを、職員の方がバックアップする、応援するという立場で、来ていただいている。その中で、例えば地活の所長さん、あるいはその地活の職員の方が、地域の活動に応援する、あるいは参加をするという中で、係る経費というのは実際あると思うんですね。

これはほんの一例ですけども、例えば町会さんが新年会をやると。地活の所長さん、来てくださいと案内を出しました。最近では結構な値段ですよ。いっぱい来ても、これ自分

で払っているのといったら、大体ほぼ自分ですという状況なんですよ。

私は、もちろん、飲食を伴うからという理由も何かあるらしいんですけども、地域と文京区の行政、出先機関と一緒に地域の活動を担っていく上で、コミュニケーションを取り合うというのは、私は、あつてしかるべきじゃないかと思うんですよ。そういうときに、職員の方に負担になるようなことが実際あれば、それは改善を、こういう制度の改正と合わせて何らかの改善をしていただいたほうが、そのことのほうが、地域の方々にとっても有益になるんじゃないかというふうにちょっとこの間ずっと思っているんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今の話になると、給与でということはもう制度上ちょっと難しい、特別勤務手当みたいなそういうものを支給することになってしまいますので、給与にプラスアルファするということはできないかと思えます。

ただ一方で、地域の集まりとかそういった会議体の中で、必要に応じて、各部署で交際費のようなもので計上しているというような状況もあるかと思えますので、その中で、そこに多分、基準、ルールみたいなものはあるとは思いますが、こういう場合は交際費として出していくよということはあるとは思いますが、そういった中で、少し議論、検討していくべきものなのかなというふうに考えてございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 いろんな活動があると思うんですよ。町連で旅行したときに……。

○白石委員長 旅行じゃないんでしょう。研修です。

○浅田委員 旅行じゃない、研修だ、研修ですね。誰だ、旅行と言ったのはね。そう、ちゃんと勉強していますからね。例えばそういうことでも、細かく言い出すと切りがないんですけども、地域の方というのは、一緒にやるということに、すごい何か喜びを感じているんですよ。来ていただいているとか、一緒にやるというのは。私は、そういうことについては、積極的にぜひ前向きに、何でもかんでも出してというそういうことは言ってない。あくまで、やっぱり地域の活動を支える、コミュニケーションを取り合う、その中で活性化が生まれるというのがやっぱり理想だと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○白石委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今先ほど委員のおっしゃられた、例えば町会の研修旅行等につきましては、

当然、公費のほうで対応しているところもございますし、基本的には、町会連合会の全体での集まりのものについては、経費のほうで精算しているというところはございます。ただ、今現在、各町会ごとのそういった新年会等々につきましては、私どものほうでもどこも出しておりませんので、その部分については、ちょっとなかなか今の現状では難しいものというふうに感じておりますけれども、基本的に出せるところのものについては、今、出しているというは現状でございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 木村課長、何か汐見の研修会では非常に好評だったようで、いや、今のは独り言ですけども。それは、何かばさっと言われちゃうと、何か声をかけづらくなっちゃうんですね、正直言って。だから、駄目ということよりも、主眼を、地域の町会であったり、健全育成であったり、様々なそういう地域の活動をどう活性していくのかという、そこに職員がどう組み込んで入って行って一緒にやっていくのかと、そういう観点から、ぜひ検討だけはお願いたしたいと思います。

○白石委員長 ありがとうございます。

続きまして、海津委員。

○海津委員 これちょっと読み込むのが難しかったですけど、まず、私の理解が間違っていないか、確認させてください。

これまでの仕組みは、普通に勤務していれば、標準的な評価であれば、毎年少しずつ給料が上がる、自動昇給の仕組みが部長にもありました。だけど、今回改正するのは、普通の評価では昇給はゼロになります。つまり、よほど高い評価、特に良好な成績ではない限り、基本級は据え置かれると。つまり、私がざっと思ったのは、部長については、評価次第で給料を上げないという厳しい実力主義になるということなんだなと思いました。それが1点。

それから、課長職については、近年、責任が重くてなかなか課長の成り手が少なくなってきたというところで、課長級の号給ごとの金額や昇給を調整することで、普通の職員の方と係長級との給与差を広げようとして、まさに、ニンジンとは言いませんが、給与を厚くすることで、課長を目指す意欲を引き出すということによろしいですかね。はい、分かりました。

その理解でいいというところで、まず1点目として、お尋ねしたいのは、今回、課長という入り口はよかったんですね。ちゃんとあれしていただいた。だけど、人材難なんだけれども、でも、入り口として管理職の昇任意欲を高めながら、一方では役職定年、頑張っ

長になっても、もう60歳になったらそこで切れちゃうんだよという、何か意欲を削ぐ仕組みが温存しているように私には思えてならないんですね。

だから、根本的な改正に当たってないような気がするんですね。人材難だということもあって、ベテランの知見を生かせない役職定年というのは、維持しているところが少なくなってきたというのも実際の中では聞いていますし、一部の級の給料を上げるだけで、そこだけ上げて、では10年後、20年後、その役職定年があることで、リーダーが育つかと言われたら、どうなるのかなと思うんだけど、そのあたりのまず見解をお聞かせいただけますか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 役職定年制度というところについては、やはりこれ原則というようなところでは、制度というようなところで運用していくべきものなんだなというふうには考えているところでございます。ただ、委員おっしゃるように、60越えたというところで、今まで管理職として培ってきた経験だったり知識だったりというものが、急激に何かなくなるものでは当然ないというようなところもございますので、そのポストというようなところについては、管理職をやっていたときのものが十二分に生かせるような、そういうようなところを我々職員課としては検討していかなければいけないだろうなというふうには考えているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 係長の横に元部長とか課長がいるとやりにくいんじゃないのかなと、一般的には思えるんですね。ですから、そのところ、それから、やはり積み上げてきた部長となられる、課長となったところのそのやはり知見というものは、大きなものがあると思いますので、しっかりとそこは区民のために生かしていただくということも、改めてお願いをしておきます。

それからもう一点、あれなんですけど、部長について、評価次第で給与が上がるか上がらないかが決まっていくわけじゃないですか。だとすると、やっぱり評価の公平性というのはすごく重要になると思うんですね。部長を評価された場合には、その評価は上がる、では、その評価を誰がどのような基準で行うかがすごい重要になると思うんですね。客観的な基準がなければ、それこそ上層部への忖度を助長するリスクだってないわけじゃないと思うんですね。部長の評価基準に、まず透明性はあるのかどうか、教えてください。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 部長につきましては、その上司である副区長が評価者というようなことになります。実際今、副区長は2名いるところでございますので、両副区長で実際成績、勤務評定をつけるときは、そういったところで意見交換しながらというようなところで最終評価をつけるというところでございます。

当然、人事評価についても、具体的に評価項目というようなところもございますので、そういったような項目に、それぞれこの項目についてはこの管理職はどの程度の実績があったのか、努力をされたのかというようなところも細かく評定することになっておりますので、その中で、今、おっしゃられた公平性、適当にという語弊がありますけれども、ただ単に、ではこの人、A評価みたいなそういうものではございませんので、評価も積み上げというような形で、きちんと、当然、人間ですので得意な分野、苦手な分野等もあるので、そういったところも含めて総合的に評価をしているというような状況でございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 今の課長のお話をお伺いすると、人事評定は、それぞれ佐藤副区長、加藤副区長が所管している、担当している部の部長をそれぞれが評価していると。まず第1段階はそこですと。そこで、その後、そこに基づいて、でも人事は、たしか人事は、佐藤副区長だったと思うんですけど、最後は、では佐藤副区長がそれに基づいて評価するということなんでしょうか。

例えば人事に関して、制度として、加藤副区長は、佐藤副区長がやったやつに関しては口は出さない。よく分からないんだけど。やっぱりそのところが、制度としてこれだけ、今回に関して大事な評価じゃないですか。評価が、公平性が担保されてこそ、初めて文京区としてもしっかりと組織体制が出てくると思うんですよね。職員のモチベーションをどう上げるかというものは、どう公平な評価を下すかということだと思ったり、つながると思うんですよね。上層部に従順な管理職が昇給するなどしたら、組織は崩れ落ちちゃうと思うので、そういうことではないということがしっかりと担保されていくということが重要だと思うんですけども、そのあたりというのは、区としては担保していくということでもよろしいんでしょうかね。

○白石委員長 3時になりましたので、御答弁は、休憩後の3時半、再開からよろしく願いいたします。

休憩に入ります。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を再開いたします。

休憩前に質疑の回答から。

中川職員課長。

○中川職員課長 先ほどの管理職の評価の公平性の部分でございますが、先ほど部長級についての評価の部分も、委員のほうからお話がありましたけれども、もう少し厳密な形でいいますと、書類上は佐藤副区長が評価者となります。ただ、担任する事務の関係もございますので、両副区長で意見交換しながら、最終的な評価が決定されているというような状況です。

そうしたことも含めて、管理職の人事評価というようなところも、複数の視点で見てというようなところで、公平に評価をされているというふうに考えているところでございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。今回の改正で、課長職の給与、ニンジンというか、底上げをしていたというところで、役職定年があるということで、でもせっかく苦勞して課長になっても数年でというか、どのぐらいか、役職を降ろされ、給料も下がるなら、最初から係長でいいやという考え方も十分に考えられると思います。若手や中堅も、そうした考え方というのは増えている傾向があるのではないかなというふうに私は感じています。

役職定年という出口でぱっさりと切る仕組みを残したまま、入り口だけの給料だけ上げても、根本的なモチベーション維持にはなっていないというふうに私は思いますので、再度、役職定年については、検討の余地があると思っていますので、そこは重ねて検討いただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○白石委員長 続きまして、質疑のある方。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 資料上の書き方でいうと、先に4の平成30年の行政系人事評価制度に関わるというところで、差額支給を終了すると。先ほど審議を聞いていたんですけれども、対象人数は何か最初10人という、後で何か60人ぐらいとおっしゃっていましたがけれども、正確には何人なのか。

それと、これ平成30年というのは、多分8年ぐらい前の話で、この間、職員団体とはずっと協議はされてきたんだと思うんですが、この課題そのものについての理解とか、特に対象となる人への理解を助けるというか、説明するという点では、なかなか課題も残っているのかなというふうに思うんですけれども、より丁寧に、しっかり、その対象となる人にはきつ

ちり伝えていただきたいと思っているんだけど、それはどのようにされているのかというのを1点、確認をしたいというふうに思います。

それから続けて、(1)の部長級職員、部長についての評価や、どのようにやられているかというのは、海津委員が聞かれていましたけれども、で、部長の評価というのは、なかなか率直に言って難しいと思うんですよ。業務が多岐にわたるというのももちろんありますけれども。それで、先ほど最後の答弁でいきますと、書類上は佐藤副区長がやることになっていて、ただ実際的には、加藤副区長と2人で意見交換しながらというところが最後つくわけですね。そうすると、その話合いの部分というのは、何か規定に基づいているんですか。それから、その記録とかというのはあるんですか。それから、書類上は、佐藤副区長というのは、それは評価者というのは、正式には佐藤副区長の担任事項ということになっているから、そういう答弁になると思うんだけど、そういう理解でいいのか。

やっぱり公平性ということで行くと、その対応というのが、一定の部分では公開されたり、それをもってやはりその妥当性というのは、どこかで検証されたり、そういうことで具体的にされているんですか。で、最終的には、透明性ということになると、多くの職員の方、もしくは多くの区民の方との関係でも大事な仕事をするようになる部長職の方々の評価、やっぱり公開されたりする必要も私はあるんじゃないかというふうに、今どきはね、思うんだけど、どのようになっているのか、聞きたい。

それでもう一つ、今回の改正との関係で行くと、昇給号給数を0号給とするというんだけど、この文章上あまりよく分からないけど、議案を読みますと、号給数が9つになっているんですよ。そうすると、9つの中で、AとかBとかという、いい評価だということだと上がりますという御説明をちょっと聞きましたけれども、そうすると、9つの間でいい号給を取るためには、世の中、普通、やっぱり評価者におもねっていくというような傾向あるでしょう。一般的には、それは起きるんです。だから、そういうことにならないようにする必要があると思うんですね。つまり、公務員の役割というのは、全体の奉仕者という大きな命題があるわけですね。その時々の上司とか、その時々 of 区政の担当する区長とかね、それにおもねるといのがちゃんと排除されて、具体的に運用されているというような説明が、私は、9つの号給にする以上、必要だと思うんだけど、実際どのようにこれまでもされてきて、これからどのようにされようとしているのか、きちっと説明、具体的にしていきたいんですけど。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 まず最初に、差額支給者の件でございますけれども、差額支給者については、先ほど申し上げたように、去年の10月以前でというところで10名いたということになります。ただ、この案件というのが、特別区全体で統一交渉というような形で話合いがされていたものでございまして、その後にお話しした特例の昇任選考及び能力実証という部分については、今、申し上げた差額支給者に加えて、もう給料表の最高号給に達している職員、こちらも対象にするというようなことで妥結をしております。

その結果、差額支給者に加えて、最高号給に到達している方も全部含めて、実際は59人が対象になるんですけれども、ということで、人数が増えているというようなところで、差額支給者だけでいうと10名という考え方になります。

次の、部長の評価というようなところでございますけれども、当然、評価につきまして、評価過程の何か書類が公的に残っているということはありませんけれども、評価表というものはきちんと残されております。それについて、それぞれの項目でどういう評価を受けていたかというようなことが、書類上は分かるようになっております。

その透明性というところで、その評価についても、これは別に管理職に限った話じゃないですけれども、当然、その評価について、開示という制度がございますので、職員本人がその評価、自身の評価というものを知りたいということであれば、開示を求めることができるというような制度設計になっております。

9つの号給の話がございましたが、その9つの号給、結局、通常の良い成績だと、もう今後は上がらないよということになるんですけれども、それより上の評価を得ると、そこが1号、あるいは2号上がるというような評価制度に変わるというようなところで、その9号給の中での昇給というものが部長級については実施されるというところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 最後、その9号給の中での運用は、これからなんですけれども、私、言いましたよね、大きな、今までと比べれば幅がある上がり方なんですよ、金額がね。そうすると、その時々の上司、これは評価者といってもいいと思いますけど、そこにおもねるみたいな、そういうことは起きませんと。それは区長さんだって選挙で選ばれているんだから、その時々の方針というものは、今回みたいに議会で説明して、毎年始まりますよね。そういうのにきちっと沿ってやっていくというのは、それはあると思います。ただ、かなり狭い世界といったらあれですけれども、部長さんの数、そんなに、10数人ですかね、ぐらいの方々について、副区長が評価者としてやるということになれば、その関係性だけで、客観的な業

務の評価、それは評価表に基準があるというふうな御説明だけれども、それがどのように運用されるのかということについては、恣意的な運用というのではないんだということがぴしっと言えるんですか。

今までは、大分多い号給の中でやってきたと。だから、1個上がっても、前は90個ある号給の中で、通常の成績だったら4つずつ上がるといったかな、90のを4つで割るわけだから、9より段階がすごく細かいわけですよ。だから、今後の改正後の号給を1個上げようというメリットと、メリットというか、金額上のメリットでいいんだけど、と、今までの金額と違うわけですよ。そこが、先ほど海津委員もちょっと言ったけど、何かエンジンをぶら下げてみたいなことになりはしないかと。

だから、今までもどのように90の号給の中で4つずつ上がるというのが運用されていたのかということについては、恣意的な、恣意的って決めつける必要は全くないんだけど、どのようにやられてきたのかということは、側みたいな話だけじゃなくて、実態についても少し説明をいただいて、それが今後も続くんだとか、分かるんだとか、いや、変わらないんだとか、そういうことを説明されないといけないんじゃないですか。

これは、やっぱり評価者としての区長がきちっと御説明いただく必要が、これ条例なんだからあるんじゃないですか。どうですか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 部長級については、副委員長おっしゃるとおりです。号給数、9号に圧縮されているというところがありますので、1号上がる、その昇給のメリットというところは、従前よりも大きくなるというところがあります。ただ、その評価制度というものについては、別に今回の給与制度が改正されることによって変わるものではなくて、職務目標の達成であったり、あとは職員の指導育成というようなところ、そういうような観点で、各項目で評価をしているというところがございますので、それについては、きちんと運用されていくというような、今回のことで特に変更がかかるものではございません。

当然ですけれども、最終評価者というところで、副区長という話はありませんけれども、人事評価という評価表みたいなものはきちんと区長にも提出がされるものになりますので、その際にきちんとその評価の内容等の説明、意見交換等が行われているというもので考えております。

○白石委員長 それでは、議案第77号の審査を終了させていただきます。

各会派の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○**海津委員** 区民が主役としての態度表明を申し上げます。

エンジンをぶら下げるだけでなく、長く誇りを持って働き続けられるキャリアパスをどう描くか、そこが欠落というか、今回の改正としての弱点だと考えます。しっかりとその辺も、全ての方が誇りを持って最後まで文京区の職員としての矜持を持ち続けていただけるようなことを強く求め、区民が主役、賛成いたします。

○**白石委員長** 市民さん。

○**宮野委員** 部長職の昇給号給数の見直しや、管理職の特別勤務手当の支給対象時間拡大など、組織の活力向上につながる改正と考えております。

差額支給の規定の削除については、先ほどの質疑で申し上げたとおり、個々の事情を組織が把握して、女性を含めた全ての職員が昇任に挑戦したいと思える環境づくりに取り組んでいただくことを要望いたしまして、議案第77号、賛成いたします。

○**白石委員長** 永久の会さん。

○**山本委員** 議案第77号、賛成します。

○**白石委員長** AGORAさん。

○**浅田委員** やっぱり職員の方の働く環境を気持ちの上で楽しく、そして明るくできるような、気持ちがやっぱりすっきりするのが一番だと思いますので、ぜひそうしたことに留意しながら進めていただきたいということで、賛成をいたします。

○**白石委員長** 公明党さん。

○**田中（香）委員** 議案第77号、今回の改正内容の管理職の給与制度の見直し、昇給号給数の見直し等々、御説明をいただき、また審議も伺って、妥当だと感じております。公明党は賛成いたします。

○**白石委員長** 自由民主党さん。

○**吉村委員** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、社会と公務の変化に応じた給与制度を実現するために、特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するというものでありまして、妥当な改正であると考えます。よって、議案第77号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

なお、60歳にて役職定年される職員の方に対しては、当該職員の経験等が活かされるような処遇をしていただければと思っております。

○**白石委員長** 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第77号ですけれども、平成30年からやってきた差額支給の終了に伴う対応の部分については、よく対象者の方にしっかり伝えて、可能な限り活用されるということを求めておきたいというふうに思います。

それから、質疑を行いました、部長級の昇給号給数を9つにして、評価制度でやっていくという点につきましては、私たち、一抹のそういう懸念を持っております。世の中では、能力給、職能給制度については、この20年ぐらいの間に、大きく見直しがかかってきているんじゃないかなというふうに思います。そういうときに、9つの号給にして、これを運用するという点については、やはり住民自治というか、その時々々の区政の方向性という点で、どう運用されるのかということについては、よくよくやっぱり慎重にしなければいけないというふうに思っております。

各委員も何か言われたように、役職定年の問題も、どう運用するのかということは、課題が出てきているというふうに思いますので、そういう点で、部長という形で職責を担う皆さんの仕事、もしくは公務員としての仕事の有り様というのが、全体の奉仕者としてふさわしい形で全うできるように、そういう運用が厳密に求められているというふうに思います。そういう点では、透明性、公平性がきちっと担保され、必要なときには説明されるということが私は必要だという意見を申し上げて、77号について賛成ということです。

○白石委員長 議案第77号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第78号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第78号は、報告事項10「旅費制度の改正について」が関連するため、先にその報告を受けることといたします。その後、議案第78号の提案説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項10「旅費制度の改正について」、説明をお願いいたします。

中川職員課長。

○中川職員課長 それでは、資料第17号に基づきまして、旅費制度の改正について、御説明いたします。

改正の趣旨ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、これに準じて職員の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、1点目として、旅費の種類及び内容を見直し、一部の種類を除き実費を支給することといたします。

2点目として、内国旅行の旅費について、近接地内旅費及び近接地外旅費の区分を廃止す

ることといたします。

3点目として、旅行者が区条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅費を返納させる規定を新設いたします。

4点目として、現在、特別区人事委員会規則に定められている退職者等の旅費、遺族の旅費及び死亡手当について、新たに規定するものでございます。

旅費の種類ごとの改正内容は、表に記載のとおりになります。

2ページ目を御覧ください。

本条例の改正に伴い、3に記載する8つの条例を改正いたします。文言修正が中心となりますが、区長、副区長、教育長については、旅費の額や算定方法を区の職員の例によるものとし、職員より額の上限が上がる鉄道賃、宿泊費等について、上限を別に定めるものでございます。

また、区議会議員について、旅費の算定方法を区の職員に準ずるものといたします。

施行期日は、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

○白石委員長 続きまして、議案第78号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第78号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等を踏まえた、職員等の旅費制度の見直しに伴い、旅費の種類、内容、金額等を変更するほか、規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の概要は、先ほど御報告いたしました委員会資料第17号、旅費制度の改正についてのとおりでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日といたします。

以上、議案第78号につきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 簡単に。これは、災害時の自治体として、これまで随分支援を行って来ていますが、そのことにもこれは適用されるのかどうかということ。

それから、この数字なんですけど、23区のほうからという話もあったんですけども、基準ですよ、何を基準にして、この数字がそれぞれ上がっているのかという、物価高というところは分かりますけど、物価高は分かるんですけども、数字の基準は何かと。この2点についてお願いいたします。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 こちらについて、災害時についても、旅費条例の適用には当然なるんですけども、通常、災害時の派遣とかになると、別の国のほうでそこを補填する制度があったりとかということがございますので、それに優先する制度があれば、そういった形で支給をすることになりますが、旅費全体としては、こちらの旅費条例にのっとってというような形になります。

こちらの基準になりますけれども、基本的には、今回、国の旅費法の改正というところが一番大きいところがございます。基本的には、そこを横引くような形で、改正というところではしているところでございます。一定、異なる部分とかいうところもありますけれども、特に区独自で何か試算をして計算をしてみたいな、そういうような形というよりは、一定、国の大まかなこの制度というところを準用するような形を取っているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、災害時の派遣というの、これはお互いさまの問題があるんですけど、このところやっぱり大きな災害がありまして、能登のほうとか支援を文京区しているわけですから、そうした方がやっぱり活動しやすいという、同じ基準にしてもね、その辺の配慮はぜひお願いしたいということ。

それからもう一つ、議会のほうの旅費、それから宿泊については、職員のほうに準ずるということでしたけれども、私たちも視察をしたり、視察というのは、議会じゃなくて、会派で視察したりとかね、そういう事例はあると思うんですけども、そのときの基準となる、目安ですよ、根拠となるもの、これについて、やっぱり一定の考え方がないと、区民の方の目というのは、結構厳しいものがありますからね。その辺の判断基準、基準というものをちょっと明確にさせていただいたら、こうこうこういう理由で、この辺だというのは、一定、はっきりしていただいたほうがありがたいかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今回、条例改正のほうは、今、説明させていただいたところは、一般職員のほうになるんですけども、例えばその中で鉄道賃であったりとか宿泊費については、一般的なところで申し上げますと、区議会議員の方については、副区長と同じ、相当額といえますか、副区長に支給される額と同期を取っているというところがあります。その中で、さらに議長または副議長は、議会を代表して出張する場合、こちらについては、区長相当額というような形で、議員の方についても、一定、区の特別職というところと同期を取った形での旅費の支給ということがございます。

○白石委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 政務活動費、例えば会派なんかで使われる、議員個人の方で使われるということになれば、根拠になる条例等が変わってくれば、それに合わせて、そちらのほうも検討して、適切に対応していくということになるかと思えます。事務局のほうでもマニュアル等は一定まとめてございますので、そういったことについて、改めて確認していく。で、議員の皆様と共通認識を持っていくということになるかと思えます。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 資料でいくと、家族移転費のところ、扶養要件を廃止して、同一生計、同居の家族の移転に支給というふうに書いてあり、議案集では、61ページの最後のところから次のページにかけて、パートナーシップ関係についても明記がされております。そのパートナーシップ関係の定義というか、説明が括弧書きであるんですが、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者の関係をいう」と、この任命権者が認めるというのは、実際にはどういうことを言っているのか。

それから、この旅費法の改定するときには、国の審議の経過をちょっと見ると、まだ同性カップルとか同性パートナーの扱いというのは、これから精査するとか、今後適正に検討するというようなことで、法律上は、法改正のときにはまだ盛り込まれていなかったというふうに私はちょっと読み取ったんですけども、現状ではどうなっているのか。それを聞くと、つまり、今のこの条例の提案が、国のものよりも、そのダイバーシティみたいな部分の要素については、前進したということが確認できるのかどうか。

総じて一言で言うと、2023年に成立したLGBT理解増進法の基本理念が、不当な差別は

あつてはならないというふうにしていますけれども、これに沿ったものに、文京の条例はなっているというように、僕はいいんじゃないかなと思って、議案を読んだんだけど、このところは評価を聞きたいと思います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 当然、この同居の家族、同一生計というところでは、先ほど申し上げたような形で、事実婚であったりパートナーシップの方というところは入りますよというようなところになります。特にパートナーシップについて、今回の条例で新たに入れたということじゃなくて、以前の条例からそこについては規定しているところではございますので、一定ちょっと何らか確認をさせていただくことはあるとは思いますが、今回初めてというようなことではなくて、そこは従前からということにのっとなってやっていきたいと思っておるところです。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、その任命権者が認めるというのは、例えば文京でパートナーシップの認証をやっていますよね、ほかの区でも幾つもやっているところが今出てきておりますけれども、その制度に基づくといいじゃなくて、この条文に基づいて認めるとか認めないという行為があるということなんですか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 当然、宣誓書みたいなものがあつたり、自治体によっては、そういうものがあつたりはすると思うんですけども、場合によっては、そういうものがなくても、その事実関係を確認させていただいてというようなことになります。これは自治体によって、ちょっと制度的なところ、進んでいるところ、まだなところもありますけれども、そういったところも踏まえて、適切に確認をしていくというような考え方でございます。

○白石委員長 それでは、質疑を終了させていただきます。

議案第78号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、職員等の旅費制度の見直しに伴い、規定を整備するためのものでありまして、必要な改正であると言えます。よって、議案第78号、自由民主党は賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第78号、公明党は賛成をいたします。職員等の旅費制度の見直し等に関わる規定を整備するという事で、理解をしております。賛成です。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、78号、賛成をいたします。やっぱり物価高騰、それからそれに伴う職員の方が仕事をしやすくするという環境が一番だと思いますので、賛成でございます。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第78号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 近年の社会情勢に合わせた措置であり、その他、細かい規定整備や実務的にはこれまでも実施してきたことの明文化であると理解しております。妥当な内容と考えますので、議案第78号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 職員の方々が新しいアイデアや技術を取り入れて、新たな価値を創造して、職務に取り組んでいただくとためには、視察等非常に重要なことだと思っております。区民が主役の会としましては、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党は、議案第78号について、質疑の中で述べた意見を付して、賛成いたします。

○白石委員長 審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定をいたします。

次に、議案第80号、文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例です。

では、提案理由の説明を求めたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第80号、文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

総務区民委員会資料第7号を御覧ください。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員選挙と参議院議員選挙における選挙運動の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、文京区議会議員選挙及び文京区長

選挙における選挙運動の公費負担限度額の一部を改めるものでございます。

内容といたしましては、選挙運動費用のうちビラ及びポスターの作成の公費負担限度額を引き上げるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 必要だとは思いますが、この額ですよね、額が、参議院、衆議院で引き上げられたからというふうには書かれてないんですけれども、この根拠となる数字というのは、これ何によって決まったんでしょうか。

○白石委員長 宮部選挙管理委員会事務局長。

○宮部選挙管理委員会事務局長 今回の改正につきましては、公職選挙法の施行令によるものでございますが、この改定幅につきましては、消費者物価指数が前回改正されましたときより、令和4年より8.4%ほど上がっているということで、それに伴って、その分をポスター及びビラについて改定されているものでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 この枚数については、衆参で変更がないから、枚数については変わりはないということですけど、これは単に1枚の単価という理解でよろしいんでしょうか。

○白石委員長 宮部選挙管理委員会事務局長。

○宮部選挙管理委員会事務局長 単価についてのみで、枚数についての変更はございません。

○白石委員長 よろしいでしょうか。はい。

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいませんね。

それでは、議案第80号について、態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、本議案に賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議案第80号ですが、昨今の物価高騰や人件費の上昇によって、ビラやポスターの作成費用が増額になっていることは承知をしております。志のある人が資金力の差によって立候補を断念することがないようにという趣旨で、実情に合わせた上限額の引上げをすることは妥当な判断であると考えます。

一方で、本日もほかの議案にあったように、区政の他分野でデジタル化が加速する中、選挙制度において、依然として紙媒体に依存し、そのコストを増額し続ける現状を、私としては100%容認することは難しいと考えております。

このたびの衆院選においても、掲示板の設置に係る職員の多大な負担、それから特に積雪地域における過酷な実務実態が浮き彫りとなりました。

私個人としては、将来的にはこうした紙媒体を介さずとも、環境負荷が少なく、効率的な選挙が行われるべきと考えております。国においては、インターネット投票の早期実現に向けた議論も加速させてほしいというふうに思っております。

しかしながら、現時点においては、全ての有権者に対して、ひとしく公平に情報を届ける手段として、紙の掲示板やビラが極めて重要な役割を果たしていることも事実です。

そのような事情を考慮して、誰一人取り残さない選挙を実現するためには、現行制度の下での適切な公費負担は避けられないというふうに考えておりますので、議案第80号、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第80号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、議案第80号は賛成をいたします。

国のほうでの選挙の状況を見てみますと、こういった、もちろん紙媒体の公費負担の引上げということは、当然、必要なことであるという一方で、SNSでのファクトチェックが弱いとか、そういったデマが流れる等、また、有料広告の青天井であって、そういったネット戦での様々な悪い状況というのが非常に散見されるということで、選挙に出るということに対してのいろいろな不安というものが今ある状況であります。

選挙管理委員の皆さんだけではなかなか難しいことかもしれませんが、そういったネット戦のことについても、これからはしっかり取り組んでいただきたいと思いますようお願いを申し上げます、公明党、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 議案第80号は、公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴って、区議会議員と区長選挙

における選挙運動の公費負担を上げるというものでありまして、公職選挙法の改正に対応した必要な措置であると考えます。よって、議案第80号は、自由民主党は賛成とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第80号ですけれども、物価上昇分の8.4%ですか、質疑していただいて分かりましたけれども、アップということで、賛成をしたいというふうに思います。ただ、運用するときには、同時に節約といった観点も必要になってくるというふうに思います。そのことも付け加えておきたいというふうに思います。

○白石委員長 議案第80号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定をさせていただきます。

次に、議案第92号、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約、議案第93号、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約、議案第94号、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約、以上3件について、提案理由の説明を受けた後、一括して質疑を行ってまいりたいと思います。

それでは、議案第92から94まで、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第92号、第93号及び第94号について、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第92号、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの147ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る令和7年10月28日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金2億2,575万3,000円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区本駒込二丁目19番3号、トリヤマ株式会社、代表取締役、

鳥山幸得太でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの148ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第93号、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約でございます。

議案集データの149ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る令和7年10月29日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金1億8,150万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目16番2号、宝電設工業株式会社、代表取締役、横田正寿でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの150ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第94号、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約でございます。

議案集データの151ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る令和7年10月29日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金4億2,154万2,000円でございます。

契約の相手方は、精研・日管・にがた建設共同企業体。

構成員の代表者は、東京都文京区小石川一丁目15番17号、株式会社精研、常務取締役東京本社代表、松能功。

他の構成委員は、東京都文京区湯島一丁目11番5号、株式会社日管設備、代表取締役、富永光孝。東京都文京区小石川五丁目18番12号、にがた工機株式会社、代表取締役、関根伯智でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの152ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いしたいと思います。

宮野委員。

○宮野委員 今回は外壁などの中規模の改修ということで、工事期間が令和8年7月から来年の3月までというふうになっております。文京区公共施設等総合管理計画では、本駒込地域センターは、入居している駒込地域活動センター、そして認可保育所、それから防災職員住宅、全て令和6年度から20年間の期間で大規模改修を行う計画となっておりますが、今回はその大規模改修には当たらないというふうに伺っております。

そこで、3点確認したいんですが、1点目が、計画に含まれていなかった今回の中規模改修の必要性が生じた背景と、今後の大規模改修への影響やスケジュールをどのように捉えているのか、お伺いします。

2点目が、10月の本委員会での報告では、2階の保育園は工事期間中も継続するということでしたが、同じ建物内において、石綿含有建材の撤去作業が行われます。1階の出入口は共用というふうにも伺っております。そのような中で、アスベストの飛散や漏えいは絶対にあってはならないですけれども、園児の安全対策はどのように確保されているのか。

そして最後に、騒音についてなんですけれども、特に園児のお昼寝の時間帯などの騒音対策がどのようになっているのか、お伺いします。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 今回、委員御指摘のとおり、いわゆる中規模改修工事、外壁改修工事をメインとした工事となっております。この建物は、竣工後25年ほど経過しておりますが、これまで外壁改修等を行ってこなかったといったことから、経年劣化が生じていたということで、屋上防水改修、それから外壁改修工事をメインとした工事を行います。併せて、できる範囲でということで、建物全体の空調設備の熱源改修や建物共用部、それから区民施設部分のLED化改修、それから貸室の一部の内装改修等も行うものでございます。

大規模改修については、躯体の補修ですとか、設備の配管・配線の更新を要するもので、いずれかのタイミングで必要となってはきますが、建物を空にしないと工事ができないといったような事情もあるため、その時期については、今後の建物の状況等も見ながら、所管課とも検討して具体的な計画を今後立てていく予定となっております。

なお、今回、大規模改修に先んじて、外壁改修等を行います。外壁等についても、15年から20年ほどのサイクルでやるのが推奨されていることから、大規模改修のタイミングで必要となるかどうかは、またその時期で判断をするといったこととなります。

それから、石綿の撤去に関してですけれども、設計の時点で、石綿の有資格者が建物の工事箇所についての石綿の有無を調査しておりまして、どこにそういった建材が使われているかといったことは、全て把握しております。

また、工事に入る際に、再度、改めて調査を行って、追加でないかどうかということもしっかりと確認をしております。

また、撤去に当たっては、区の基準で、その撤去するエリアをきちっと養生して、ほかのエリアと区画をしまして、また、風圧をかけて外に粉じん等が出ないように状況をきちっと確保して工事を進めてまいります。

また、保育園がある2階で工事を行うような際には、動線となる部分に交通誘導員を配置して、きちっと危険のないような状態をつくってまいります。保育園のみならず、区民の方も利用していただきながらの改修工事となりますので、そのあたりは気をつけて工事管理のほうをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

それから、騒音につきましては、どうしても騒音というのも発生はしてまいります。一応、保育園があるということ踏まえ、午睡の時間には騒音・振動を伴う作業はやらないといったことで、工事を進めていく予定となっております。

また、工事の予定等決まりましたら、保育園をはじめ施設のほうとも、工事のスケジュールや作業内容というのは、共有しながら進めていきたいと考えております。

○白石委員長 では、浅田委員。

○浅田委員 屋上防水の工事について、質問いたします。

これは建物がもう経年劣化で古くなって、具体的に水漏れが起こってきたから工事なのか、それとも一定の期間がたって、ちょっと早めに防水工事をしようという判断に至ったのか、どちらなのかというのを、これが1つ。

で、必要に応じて工事はされると思うんですけれども、工事の内容ですよね、場合によ

っては、具体的にコンクリートを埋めるという工事もあるようですし、ウレタンを引くというのものもあるだろうし、アスファルトでそもそも固めてしまうというような工事もあるだろうし、シートを引くという、何か様々な工事があるというふうに聞いていますけれども、今回の場合は、どういう判断、判断の内容と、どういう工事をされるのか。この点について、お願いをいたします。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 本建物については、先ほども御答弁いたしましたとおり、25年ほど経過しているということで、本来ならばもう少し早くやっていなければいけなかったかもしれないんですけども、建物の状態がそんなに悪くなかったということで、標準よりも少し遅い今の時期で改修をするといったことになっております。

なお、一部、ちょっと雨漏りというか、漏水がある箇所もあったようですけれども、ただ、そんな大きなものではなく、そういったことも含めて、今のタイミングになったというところでございます。

それから、屋上防水に関しては、屋上防水の状況を確認しておりまして、劣化部分等については、その補修をしまして、全体的にウレタン防水とあって、塗材を上から塗って固めるような防水を予定しております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 この手の工事、これは全てじゃなくて、たまたま私が経験した、あるいはかつて林町小学校にいたときに経験したという事例で申し訳ないんですけども、雨漏りというのは、なかなか難しい場合があるということなんですよね。率直に言って、雨漏りがあって、本当にびっちり屋上を固めても、それでもどこから漏れているか分からないというようなことがあったりしたという事例を私は経験しました。ですから、ぜひ、業者さんと一緒にやる以上は、私はきちっと、何というの、ミスとは言いませんけれども、とにかく複雑な工事の内容もありますので、ぜひ、最後まできちっとやっていただいて、利用者さんに快適になるように、ぜひお願いをします。

以上です。

○白石委員長 続きまして、海津委員。

○海津委員 私のほうからは、この平面図を見ていくと、4階の平面図のところだけ、断熱材を活用しているんですよね。ほかの部屋はないんですけど、例えばこれが外壁改修ということなので、断熱材を全部のところを使っていけば、断熱性の向上、省エネにつながったと思

うんですけれども、エネルギーの消費や維持コストも違った可能性もあるかと思うので、できなかった理由というか、そこはあるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりちょっと御説明いただければと思います。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 4階を見ていただきますと、4階の上が5階で、この洋室AとBの上には、建物がなくて、屋根になっているところがございます。そういったことから、4階はちょっと部屋が暑いというような御意見をいただいておりますので、天井の部分に断熱材をすることによって、快適な環境が確保できるだろうということで、今回、4階の部分に断熱を追加するといったことになっております。

ほかの部屋につきましても、一程度、断熱性というか、確保はできておりますので、今回はそういった4階の対応だけをするということになっております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 これからますます地球温暖化に入っていくところなので、もし材料費のみで工事期間とか、あと工事としてできない理由がないんだとすれば、やはり今後は積極的に入れていっていただき、なるべく断熱性の向上というのは必要かと思えますし、これからいつ災害が起きるか分からない中で、そうしたときに、短時間でもしかしたら切れてしまったときに、その断熱性があることによって、避難されている方々にとっても、様々なメリットというものはあるかと思えますので、その辺は今後検討していただけるということによろしいでしょうか。

例えば、あと、断熱ブラインドとか、あ、こんながあるんだというところで、非常にびっくりして、何で学校とかはもっと入れていかないのかなという、施主様たちは何しているんだろうと思ったぐらいなんですけれども、ぜひ、そうしたことも御検討いただけるかどうか、そこを最後にお伺いできればと思います。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 区といたしましても、断熱性の向上、省エネ化といった、脱炭素化といったことは、もちろん重視しております、それを念頭に設計というのを進めている状況です。ただ、全ての建物の全ての場所に断熱すればいいということではなくて、建物の状況ですとか、そういったことを見まして、適切な費用対効果ということも含めて、しっかり検討して今後も進めてまいりたいと考えております。

○白石委員長 続きまして、金子副委員長。

○金子副委員長 ちょっと入札の結果について聞きますが、建築工事のトリヤマさんと契約する分については、トリヤマ株式会社が2回目に、ちょっと税抜きで言いますけど、2億4,900万で入札しているんですね、2回目。それで、落札額が2億523万ということなので、その差が21%、金額にして4,377万円ということになるんですよ。これが自治法に基づいて、これでいきたいと思います、できますというふうになった結果だということなんですけれども、そうするとどこかで、トリヤマ株式会社は、2回目の入札では、いろいろ見積もりして、2億4,900万円できるといったのが、協議によって2億523万円になったということは、どこかで圧縮してないと駄目なんですね。

それで、今日のこの議案の参考資料というか、いつも出している、例えば工事概要でいえば、外壁の建築工事のところは、外壁改修から、今、ちょっと話題になったアスベストの撤去工事まで、8個ぐらい工事項目が書いてあるんですけども、どこで4,300万円ほど圧縮したのか。それは確かめている、僕は、べきだと思うんですね。全体的に圧縮しますよという説明もあると思うんですよ。

例えば、アスベストの撤去工事なんか、それはもう絶対完璧にやりますよという説明になるんですよ。だから、ここはあまり下げましたみたいな話になると、大丈夫なのかみたいな話になるわけです。で、外壁改修のところですよといったら、これは全体に関わる問題なので、これも大丈夫なのかみたいな話になるんですけども、そういう視点で説明いただきたいんですね。

それで、あとの残りの93、94号も同じ話なんだけど、こっちは圧縮幅が、電気設備のほうは1.2%減の200万、それから機械設備のほうは0.046%の減で178万ということなので、むしろこっちはすばっと説明できるんじゃないかと思うんですけども、この議会に出している資料とのね、どこですと。これ説明いただけますか。

あわせて、去年の12月15日に、私、別の契約議案のときに、国交省なんか言っている、熱中症対策の見積りの仕方、これから変わりますというようなことをお聞きしまして、これから対応ですよということでした。そのときは、これからだという話だったので、今日出ている入札は10月にやられているので、まだだというときのものなんですよ、今日の議案は。

そうすると、もう一つ聞きたいのは、3つの入札に関わって、熱中症対策みたいなところを後精算でいいですよとか、適切にやりますからみたいなことで、削ったというようなことは、これは今や考え方を国が示しているわけだから、それは困りますよとって、お引取り願うしかならないと思うんですけども、その辺も具体的に今回の議案ではどうなったのか、聞きたいと

思います。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 副委員長御指摘のとおり、今回、3つの議案とも、いわゆる随意契約の交渉によって契約が成立した、第8号の規定による随意契約となっております。特に金額が大きく減っている、御指摘のその他工事のほうなんですけれども、こちらに限らず、3件とも、最終的にそれぞれの事業者、あるいは事業体と交渉するに当たりましては、具体的にどこの項目で幾ら圧縮するから、この金額になったといったところまでの確認は、実際はいたしておりません。あくまでも入札の一環でございますので、総額で、2回目にお示しいただいた価格よりもどれだけ違う価格をお出しいただけるかという交渉でございます。

それで、本当に大丈夫なのかというところですけども、こちらについては、もともと本区のほうで、工事所管課のほうで、東京都が公表している最新の公共工事設計労務単価を基に積算しておりまして、近年の物価上昇等も反映した単価となっておりますので、この予定価格自体はそれなりに妥当なものだと思っておりますので、この範囲内で実施を適正にやっただけのものと考えております。

なお、本当に事業者の方が対応が困難な場合におきましては、こういった交渉も成立しなくて、いわゆる入札の不調となってしまうケースも別途ございますので、今回については、この金額で、確かに最終的には当初の見積りの価格よりは低い価格となっておりますが、事業者のほうで、我々が求めている工事の内容をこの価格でやっていただけるというふうに御判断いただいた結果でございます。

あと、熱中症の件につきましては、確かに今回まだ、副委員長がおっしゃったとおり、状況については、引き続き内部での課での検討等を行っているところですので、今回のこの議案3つについては、基本的には従前の考え方で対応しているところでございます。

○白石委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 熱中症対策、対応についての補足になりますが、国や都のほうから熱中症に対する工事の扱いの方法が示されておりまして、今回の工事においては、猛暑による作業不能日というのを12日間見込んでおりまして、その分は、工期に余裕を持って、12日間作業ができなくても、工事が成り立つような、そういった余裕を持った工程のほうを組んでおります。

それから、一般的な熱中症対策については、諸経費のほうで計上されているということで、国等からも示されておりますが、それを超える特殊な何か対策をしたものについては、協議

ができるということになっておりますので、仮に施工者のほうがそういった対策をして、協議をしていただければ対応したいということで考えております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 最後の、仮にというところの協議などは、よく対応していただきたいというふうに思います。あればね。

それで、いつもこうやって工事の議案で不落随契がずっとあるので、聞くわけですけども、やっぱり工事項目が、工事概要に出ているようなところで、どこなのかとか、それからもっといえば、内訳書を何か出す、公共発注で出すというようなことにもなっているんですかね、もうなっているんだと思うんだけど、そういうものを出しているということは、確かめられるということだと思っんですよ。

それで、公契約条例もあって、人件費のところは、下限があるみたいな話になっているから、やっぱり履行の適正性とかというようなことでいえば、かなり具体的にどこで圧縮しているのかというのは確かめた上で、不落随契の交渉をやるというような方式に変えるべきだし、今、随意契約については、今回の委員会にも請願で書証を取っているのかみたい話も出てきているので、やっぱりそういう説明責任というようなことからいっても、そこまで言わないとしても、履行の適正性という点で、建築工事だから瑕疵というのは見えないわけですから、もともとね。だから、契約の段階でよく確かめて、業者さんの努力も当然あるでしょうし、官庁が決めた単価が適正だというのも、別にどっちが間違っている、正しいというんじゃないくて、ただ、市場原理で出てきた瞬間のものの方が、やっぱり新鮮な数字だというふうに思っんですよ。

だから、そういう点では、これ不落随契のときの入札価格と予定価格との差というようなものについては、よくよく分析が必要だというふうに思いますので、そのことは指摘をさせていただきます。

○白石委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、副委員長からも御指摘ありましたように、工事契約に入札していただく事業者の皆様には、今年2月から、労務費などの内訳の記載をちょうどお願いし始めたところでございます。今後は、そういった内訳書の活用の仕方もあり得ますし、あと、今回3つの契約、いずれも予定価格1億円以上のものですので、公契約条例の対象にもなりますので、一応、入札公告の段階で、公契約条例があることを十分御理解いただいた上で、入札していただき、契約後も労働報酬下限額の遵守に係る、いわゆるチェックリストの報告等

の義務も事業者の方にも生じますので、こういった公契約条例の運用を通じて、適切に工事が履行されるよう、こちらも進行管理といいますか、注目していきたいと考えております。

○白石委員長 これでは質疑を終了させていただきます。

それでは、議案第92号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約については、地域の方の御理解を得ながら進めていっていただいているところですので、引き続き地域の方の御理解を得ながら丁寧に進めていっていただければと思います。自由民主党は、議案第92号、賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党は、議案第92号、今回の本駒込地域活動センターの工事についてですけれども、25年たたれて、本来であれば15年から20年で改修をするということを推奨されていたところが、状態があまり悪くなかったということも質疑の中で分かりました。ただ、今後、予防保全の観点から、長寿命化をしていただくということが大事だと思いますので、この改修後、なるべく長く使って、そしてまた計画的に改修がなされることを希望いたします。賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 ぜひ、外壁にしろ、屋上防水も、しっかりした工事をやっていただきたいということをお願いして、92号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 92号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほどの質疑で、園児や区民の利用者のアスベストの安全対策や騒音対策について確認をさせていただきました。しっかりと安全を確保して、そして、子どもたち本人にもしっかり理解してもらえる丁寧な説明を園にも協力いただきながら行って、安心・安全に工事を進めていただくようお願いいたします。

また、工事期間中は、フロアごとに貸出しを中止する予定ですが、代替施設の周知も含めて、利用者に寄り添った丁寧な周知を行っていただくようお願いいたします。議案第92号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 先ほどの質疑の中でも述べましたが、軟鉄材の活用は、停電や燃料不足で空調が止まった場合など、断熱性能がある建物とない建物では室温の保ち方が全く違います。これはランニングコストではなく、災害対応力への投資です。それだけに、今後の公共施設改修においては、避難所機能を担う公共施設であるからこそ、平時の効率だけではなく、有事を見据えた災害対応力の観点を含めて評価し、断熱性の向上をさらに積極的に位置づけていただくことを強く要望し、本議案に区民が主役の会は賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党、議案第92号について、賛成をいたします。

質疑の中で明らかにしましたけれども、今後は、こういった不落随契の場合には、内訳書も出てくるわけなので、履行の適正性についてきちっと検証し、教訓を残すということが必要だと思います。

○白石委員長 議案第92号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第93号の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、本議案、先ほどの意見を添え、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほどと同様の意見を付して、議案第93号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 93号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 93号、賛成いたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 93号、賛成です。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 議案第93号、自由民主党、賛成させていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第93号、先ほどと同様の意見を付して、賛成です。

○白石委員長 審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第94号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

- 吉村委員 議案第94号、自由民主党は賛成とさせていただきます。
- 白石委員長 公明党さん。
- 田中（香）委員 94号、賛成です。
- 白石委員長 AGORAさん。
- 浅田委員 94号、賛成いたします。
- 白石委員長 永久の会さん。
- 山本委員 94号、賛成します。
- 白石委員長 市民さん。
- 宮野委員 先ほどと同様の意見を付して、第94号、賛成いたします。
- 白石委員長 区民が主役さん。
- 海津委員 94号、先ほどと同様の意見を付して、区民が主役の会、賛成いたします。
- 白石委員長 日本共産党さん。
- 金子副委員長 議案第94号、さきの2つの議案と同様の意見を付して、賛成いたします。
- 白石委員長 審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決すべきものと決定させていただきます。

続きまして、議案第63号、令和7年度文京区一般会計補正予算。

補正予算の説明及び質疑については、歳入・歳出を一括して行うことといたします。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

進財政課長。

- 進財政課長 それでは、補正予算について、御説明申し上げます。

議案第63号は、令和7年度、文京区一般会計補正予算で、本年度第5回の補正でございます。

9ページの予算総則を御覧ください。

予算総則を読み上げさせていただきます。

令和7年度文京区一般会計補正予算。

令和7年度文京区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17億2,393万7,000円を更正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,691億4,502万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の変更及び追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

以上でございます。

内容につきましては、事項別明細書の36ページ以降に記載のとおりでございますが、歳入については、特別区税、株式等譲渡所得割交付金、特別区交付金等を追加するとともに、国庫支出金、繰入金、特別区債等を公正いたしました。

歳出については、ふるさと納税関係経費、商店街振興対策事業、障害児通所支援等事業費、私立幼稚園施設整備補助等を追加するほか、児童手当、最高裁判所本駒込宿舎跡地高齢者施設管理運営費等の更正を行っております。

そのほか、今後の公共施設整備に備え、区民施設整備基金及び学校施設建設整備基金への積立てを行っております。

また、給与関係経費については、実績見込みによる退職手当の追加及び現員現給差の補正に伴う職員給与費の更正等を行っております。

議案第63号の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、質疑に入りますが、予算書のページ番号と質問項目等は最初に上げていただければと思います。

質疑のある方、よろしくお願いたします。

では、宮野委員。

○宮野委員 まず、ちょっと全体的なところに係るんですが、項目でいうと、191ページの学校施設整備基金と213ページの区民施設整備基金についてです。

一般会計の全体では減額補正となっておりますが、歳入のほうは、特別区税、それから株式譲渡所得割交付金、特別区交付金などの主要な財源を全て令和6年度決算を上回る額に増額補正をしております。これは、今年度も昨年度に引き続いて、一部の富裕層による株式譲渡益の増加の影響を受けているものというふうに理解をしております。一時的な現象の可能性も高く、財政基盤が恒常的に強化されているわけではないため、慎重な財政運営の必要性を決算審査でも申し上げましたけれども、今回は、昨年度は積んでいなかった学校施設整備

基金に約33億円、それから区民施設整備基金に約26億円の積立てを追加することになっております。

そこで、2点お伺いしたいのですが、1点目が、このタイミングで弾力性のある財政調整基金ではなくて、学校施設や区民施設の整備基金への積立てがなぜ必要だったのかという、その優先順位の根拠についてお伺いしたいと思います。

それから2点目が、建築費の高騰や景気動向が今後どうなるか見通しづらい中で、公共施設等総合管理計画で掲げている施設整備を完遂していくために、今後、これらの施設整備に係る特定目的基金の目標残高をどのように設定して、それを確保していくお考えなのかというのを伺います。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 まず1点目ですけれども、去年は、2月補正のときには財政調整基金にしか積んでおりませんでした。ただ今回は、財政調整基金に一定金額を積むとともに、学校施設に約33億円、それから区民施設整備基金に26億円を積んでおります。

財政課としましては、財政の弾力性とか、あと災害とか感染症対策に備えて、やはり財政調整基金をまず第一にどれだけ残高が残るか、それから「文の京」の総合戦略に掲げているとおり、標準財政規模の30%、あれ相当を目安に一応積んでいっているつもりなんですけれども、ただ一方で、2月補正を組むときに、同時に8年度当初予算も組んでおります。そのときに、8年度当初予算に係る学校と区民施設からの基金の繰入れを勘案すると、やはり2月時点で、今の、先ほど申し上げた金額を積んでおかないと、今後、また今度、8年度、9年度もまた予算編成を組んでいきますので、そういったときの財源が不足してくるという見込みもありまして、一旦2月で、先ほど申し上げた金額を積んだところとなっております。

あともう一つ、特定目的基金の目安になりますけれども、こちらは、ちょっとこれまでも申し上げているとおり、やはり公共施設整備に係る費用というのは、設計とか、あと実際に財源措置するときには、特別区債、いわゆる借金、そちらも使って財源を措置していきますので、なかなか目標数値というのは立てづらいというところがありまして、また、全国的に調査を行っても、特定目的基金の目安というのを立てているというところはちょっと見当たらないところでした。

ただ、今後必要なのは、やはりいずれにしても公共施設整備に係る費用というのはこれからやっぱりずっとかかっていくものですし、大きな金額にもなると思っていますので、今後の中長期的な視点で、やっぱり施設どうやっていくとか、その優先順位とか、そういった

マネジメントが今後は必要になってくるんだろうとっております。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。施設整備、課長もおっしゃっていただいたように、将来必ず発生していく経費になってくると思いますので、今回、あくまで来年度分の補充ということになるんですかね、単年度分の補充ということで伺いましたけれども、これが例えば余剰が出たから積むというような、ちょっと受動的な対応に見えてしまっておりますので、管理計画でしっかり定められた施設の改修が具体的にシミュレーションされて、どれくらい必要になっていくのかという目標額の設定、難しいとは思いますが、そうしたこともぜひ検討していただけるといいのかなというふうに今感じております。御検討いただけたらというふうに思います。

次なんですけれども、153ページの3番の障害児通所支援等事業費、これはちょっと関連して、173ページの予防対策課所管の同項目についても関連するんですけれども、これに関しては、全体を見ると、減額補正になっているんですけれども、この中に含まれている放課後等デイサービスに係る経費については、約4,500万円の追加になっているというふうに伺いました。現在、23施設まで増えているということなんですけれども、施設整備費補助の制度をつくっていただいて以降、令和5年から7年度で23施設中の10施設が整備されたということで、これは成果だなというふうに受け止めております。

一方で、曜日や場所など利用者の詳細な希望を全てかなえるまでは、道半ばということも認識しておりますが、173ページのほうで、発達支援の観点からは、来年度、5歳児健診が始まります。さらに今後ニーズが高まっていくのでないかなと推測するんですけれども、今後の整備の方針、充足の見通しをどのように立てているか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 放課後等デイサービスにつきましては、今、委員のほうからお話がありましたように、今年度含めた直近3年間で10事業所のほうを新規に開設している状況でございます。ただ一方、保護者の方ですとか、あるいは障害児の相談支援事業所のほうからは、事業所の場所や送迎の有無などによって、希望する事業所を希望する日数利用できないという御意見も聞いておりますので、引き続き区内の放課後等デイサービスの整備、あるいは誘致というところを進めていきたいというふうに考えております。

障害者（児）計画の3年間の計画上につきましては、令和6年度の実績のほうは、計画事業量を上回っている状況ではございますが、やはり実際、なかなか希望どおり使えな

いというようなお声も聞いているものですので、引き続き、そういったニーズのほうを捉えながら、整備、または誘致のほうを進めていきたいと考えております。

○白石委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 発達障害児の方が増えているというところなんですけれども、発達特性であったり、障害に対する理解が進んできているというところで、早期に支援につながるというような意識が高まっているところが背景の一つというふうに考えております。

また、事業所のほうが増加しているということで、利用環境が整ったということも要因の一つというふうに考えております。

区としては、実施状況や利用状況を丁寧に把握しながら、関係部局と連携しながら、必要であれば支援体制の確保に努めてまいりたいというふうに考えています。

○白石委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 5歳児健診実施による相談数増加の対応につきましては、二次健診の実施開始が7月となり、現状予測することは困難でございます。

今回の5歳児健診におきましては、今までの発達健診と同じく、お子さんの特性に合わせて支援につなげてまいります。

健診の受皿となる支援体制の充実は、重要な課題と考えておまして、今後、関係期間と継続的に検討を行い、保健・医療・教育・福祉の連携を強化してまいります。

○白石委員長 宮野委員。

○宮野委員 3人の課長さんから御答弁いただいて、ありがとうございます。事業者さんの母数自体も増えているという今お話がありましたけれども、整備費補助を利用して、今後、整備を希望してくださる事業者が現れた際には、ぜひ丁寧に意見交換を行っていただいて、今、障害福祉課もろもろが把握をしてくださっているその必要な曜日、それから時間帯に、そうした必要な場所で支援が受けられる実効性のあるような整備が進むといいなというふうに願っております。

また、移動についてお話がありましたが、関連して、この項目の153ページの地域生活支援事業費については、放デイ等の施設利用を可能にするための移動支援に係る経費が含まれており、これは増額補正になっております。ヘルパーさんの人数も稼働時間数も増加していることは評価をしたいと思っております。

現在は、担い手の多くが福祉関係の学生さんということで、入れ替わりが激しいということなんですけれども、移動支援自体を学生さんが経験としてしていただくことは、非常にい

いことかと思うんですが、一方で、学生のバイト的な待遇でこの専門的な職種を終わらせず、専門性のある立派な福祉職として、区独自に報酬を定めていくことも可能ということなので、これをさらに引き上げていくということも検討していただきたいんですが、そうしたヘルパーさんのキャリア支援という面で、担い手の確保に向けて、どのような展望があるか、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 移動支援の担い手につきましては、やはり仕事の内容自体が、障害のある方の外出時において、基本的には1対1で支援を行うというサービスになっておりますので、やはり高い人権意識、あるいは障害特性に応じた支援技術など、マインドとスキルを兼ね備えている必要があるというふうに考えております。

そういった部分で、質の高い支援を行う支援者の確保というところは、なかなか難しい状況ではあるんですけども、やはり区としましては、今、移動支援の従事者養成研修というのを年間6回、区内の事業所でやっていただいておりますし、実際、その係る経費についても、全ての課程を修了した際には、全額補助をしているというところになりますので、そういった取組のほうを必要に応じて継続して、担い手の確保のほうに努めていきたいというふうに考えております。

また、報酬の単価につきましては、令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定に合わせて、移動支援の報酬額も3.6%増額をしているところでございます。例えば日中の時間帯に身体介護ありの移動支援を利用した場合の事業所のほうに支払われる単価としましては、おおよそ4,700円程度という形になっておりますので、こちらの報酬単価自体は地域生活支援事業ということで、区のほうで独自で設定するものになりますので、また、今年度実施をしました障害者（児）の実態意向調査の結果なんかも踏まえて、引き続き担い手確保のほうに努めていきたいと考えております。

○白石委員長 残念ですが、定刻となりましたので、本日は総務区民委員会を散会させていただきます。

午後 4時59分 閉会